

第七回 参議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会会議録第二号(その一)

昭和六十一年十月三十日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 山内 一郎君
理事 伊江 朝雄君
浦田 勝君
江島 淳君
亀長 友義君
赤桐 操君
安恒 良一君
矢原 秀男君

委員

大島 友治君
梶原 清君
木村 睦男君
坂元 親男君
田代由紀男君
高平 公友君
野沢 太三君
真鍋 賢二君
増岡 康治君
森田 重郎君
山崎 竜男君
吉川 芳男君
吉村 真事君
青木 新次君
稲山 篤君
田淵 勲二君
渡辺 四郎君
鶴岡 洋君
中野 明君
三木 忠雄君
市川 正一君

委員以外の議員
内藤 功君
田淵 哲也君
柳澤 鍊造君
野末 陳平君
村沢 牧君

国務大臣
運輸大臣 橋本龍太郎君
自治大臣 葉梨 信行君

政府委員
運輸政務次官 柿澤 弘治君
運輸大臣官房長 服部 経治君
運輸大臣官房審議官 井山 嗣夫君
運輸大臣官房國有鉄道再建総括審議官 林 淳司君

事務局側
運輸省地域交通局長 熊代 健君
常任委員会専門員 多田 稔君

説明員
日本国有鉄道総裁 杉浦 喬也君

本日の会議に付した案件
○日本国有鉄道改革法案(内閣提出、衆議院送付)
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○鉄道事業法案(内閣提出、衆議院送付)
○日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出、衆議院送付)
○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国有鉄道株式会社法案(村沢牧君外五名発議)
○日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(村沢牧君外五名発議)
○日本貨物鉄道株式会社法案(村沢牧君外五名発議)
○日本貨物鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(村沢牧君外五名発議)
○公聴会開会承認要求に関する件
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(山内一郎君) これより日本国有鉄道改革に関する特別委員会を開会いたします。
日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案、日本国有鉄道改革法等施行法案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案並びに日本鉄道株式会社法案、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案及び日本貨物鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案の各案を一括して議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。橋本運輸大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案、日本国有鉄道改革法等施行法案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案並びに日本鉄道株式会社法案、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案及び日本貨物鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案の各案を一括して議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。橋本運輸大臣。

案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案、以上七件の提案理由につきまして御説明申し上げます。
初めに、日本国有鉄道改革法案につきまして御説明申し上げます。
日本国有鉄道は、昭和二十四年日本国有鉄道法の施行によりいわゆる公社として発足し、自來我が国の輸送の大宗を担い国民生活の向上と国民経済の発展に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、昭和四十年代のモータリゼーションの急速な進展、航空輸送網の飛躍的な発達の中で、国鉄の担う鉄道輸送が我が国交通体系の中で次第に独占的地位を失い、これとともにその経営も極めて厳しい環境に置かれるに至ったのであります。すなわち昭和四十年代から国鉄経営は年々悪化を続け、これに歯どめをかけるべく四次にわたり策定された再建計画も十分な効果を上げることができず、その結果昭和六十一年度末における累積欠損額は十五兆八千億円もの巨額に達する見込みである等その事業の経営が破綻するに至っております。このため、国鉄の事業の体制を国民の期待にこたえ得る体制に再生することが喫緊の課題となつてゐるのであります。
このような状況を踏まえ、昨年七月国鉄再建監理委員会から「国鉄改革に関する意見」が提出されました。この「意見」では、現行の公共企業体による全国一元的経営体制のもとにおいては事業の適切かつ健全な運営を確保することが困難であるとの認識のもとに、いわゆる分割・民営化を基本として国鉄の改革を実現することとし、そのための具体的な方策を提言しております。
政府としては、この「意見」に示された方向こそ今日の国鉄事業の危機に対処し、国民の期待に

きたる最善の道であると信ずるものであります。

本法草案は、以上のような認識のもとに、国鉄の経営に於ける鉄道事業等に関し輸送需要の動向に的確に対処し得る適切な健全な運営の体制を實現するべく、これら事業の経営形態について分割・民営化を基本とした抜本的な改革を実施するため、その基本事項を定めるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本国有鉄道による鉄道事業等に関し効率的な経営体制を確立するため、その経営形態の抜本的な改革についての基本的な方針に關し、まず、六の旅客鉄道株式会社による旅客鉄道事業の引き継ぎ、新幹線鉄道保有機構による新幹線鉄道の一括保有及び貸し付け、日本貨物鉄道株式会社による貨物鉄道事業の引き継ぎなど日本国有鉄道の事業等をそれぞれ適切な法人に引き継がせること。

次に、北海道、四国及び九州の各旅客鉄道株式会社、に、経営の安定を図るための基金を置くものとすること。

また、日本国有鉄道を日本国有鉄道清算事業団に移行させ、資産、債務等の処理及び職員の再就職促進のための業務を行わせること。

さらに、国は、日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等の円滑な実施に關する基本的な方針を策定するとともに、これに従って必要な助成等の措置を講ずるものとすること。及び、国は、日本国有鉄道の改革の実施に伴い一時に多数の職員が再就職を必要とするものとなることにかんがみ、再就職の機会の確保及び再就職の援助等のための特別の措置を講ずるものとするなどについて定めることとしております。

第二に、日本国有鉄道の改革の実施のため、運輸大臣による日本国有鉄道の事業等の引き継ぎ等に関する基本計画の策定、日本国有鉄道による実施計画の作成、承継法人の職員の採用、日本鉄道建設公団からの資産、債務の日本国有鉄道への承

継等について所要の規定を設けることとしております。

第三に、日本国有鉄道の改革は昭和六十二年四月一日に実施するものとし、同日において日本国有鉄道法及び日本国有鉄道法施行法を廃止することとしております。

なお、本法草案につきましても、衆議院における修正により、政府は、国会に対し、昭和六十二年以降五カ年間の各年度における日本国有鉄道の改革に關する施策の実施の状況を報告しなければならぬこととされております。

次に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法草案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、六の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に關し、輸送需要の動向に的確に対処し得る適切な健全な運営の体制を實現しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社は、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營することを目的とする株式会社としております。

また会社は、運輸大臣の認可を受けて自動車運送事業その他の事業を営むことができることとしております。

第二に、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社について社債発行限度の特例を設けるとともに、会社の社債権者に会社の財産に対する先取特権を認めることとしております。また、会社の監督等に関し、新株の発行、社債の募集、長期借入金、代表取締役及び監査役の選定等

の決議、事業計画、重要な財産の譲渡、定款の変更等の決議等について運輸大臣の認可を受けなければならないこととしております。

第三に、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に經營安定基金を置くこととし、その管理及び取り崩しの制限等について定めることとしております。

第四に、会社の設立に際して発行する株式の総数は日本国有鉄道が引き受けるものとし、会社の成立は日本国有鉄道法の廃止のときとしております。

また政府は、会社の設立後五年間を限り、国会の議決を経た金額の範囲内において会社の社債について保証契約をすることができるとし、当該保証契約をした社債に資金運用部資金等を運用することができるとしてしております。

次に、新幹線鉄道保有機構法案につきまして御説明申し上げます。

本法草案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、新幹線鉄道保有機構を設立し、旅客鉄道株式会社の經營基盤の均衡化及びこれらの施設に係る利用者の負担の適正化を図るため、新幹線鉄道に係る施設を一括して保有し、これを旅客鉄道株式会社に貸し付けることとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、新幹線鉄道保有機構は、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、新幹線鉄道を經營する旅客鉄道株式会社の經營基盤の均衡化と利用者の負担の適正化を図るため、当該新幹線鉄道を一括して保有し、貸し付けることを目的とする法人とし、新幹線鉄道に係る施設の旅客鉄道会社への貸し付け、大規模災害復旧工事の実施及びこれらに附帯する業務を行うこととしております。

第二に、機構はその保有する新幹線鉄道施設を旅客鉄道株式会社に有償で貸し付けることとし、会社

はこれを借り受けるものとしております。また貸付料の年額及び貸付期間については、この法律及び運輸省令で定める基準、方法によることとしております。

第三に、旅客鉄道株式会社は、借り受けている新幹線鉄道施設について大規模災害復旧工事を行うことについて機構に申し出ることができるとしてしております。

第四に、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において機構の長期借入金または債券に係る債務について保証契約をすることができるとしてしております。

第五に、機構の監督等に関し、事業計画、借入金、業務方法書の作成、利益及び損失の処理、償還計画、重要な財産の処分等について運輸大臣の認可を要することとしております。

第六に、機構は、東日本旅客鉄道株式会社の意見を聞いて、東北新幹線の建設中の区間の建設を行うこととしております。

次に、日本国有鉄道清算事業団法案につきまして御説明申し上げます。

本法草案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、日本国有鉄道を日本国有鉄道清算事業団に移行させ、その資産、債務等を処理するための業務等を行わせるとともに、臨時に、その職員の再就職の促進を図るための業務を行わせることとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本国有鉄道清算事業団は、旅客鉄道株式会社等による日本国有鉄道からの事業等の引き継ぎ並びに権利及び義務の承継等の後において、国鉄長期債務等の償還、日本国有鉄道資産の処分等を適切に行い、もって改革法に基づく施策の円滑な遂行に資するとともに、臨時に、その職員のうち再就職を必要とする者についてその促進のための業務を行うことを目的とする法人としております。

第二に、事業団に資産処分審議会を置き、資産

処分業務に関する基本的な方針、重要な資産処分等についてはその意見を聞かなければならないこととしております。

第三に、事業団は、その目的を達成するため、国鉄長期債務等の償還、資産の処分、その所有する土地に係る宅地の造成等の業務及び臨時に職員の再就職促進のための業務等を行うこととしております。また事業団は、主務大臣の認可を受けてその業務の円滑な遂行に資するために投資することとができることとし、さらに、その土地の処分について公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法等によらなければならないこととしております。

第四に、政府は事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、事業団の債務の償還等に関する基本的な方針を定め、これに従い予算の範囲内において補助金等を交付し、またはその他の援助をするものとしております。また、事業団は債務の償還等を確実かつ円滑に実施するための償還実施方針を定め、運輸大臣の承認を受けなければならないこととし、また資産の効果的処分その他の措置により必要な資金の確保に努めなければならないこととしております。

第五に、政府は国会の議決を経た金額の範囲内において事業団の債務について保証契約をすることができるとし、また、事業団の監督に關し、事業計画、借入金等について運輸大臣の認可を要することとしております。

第六に、日本国有鉄道は日本国有鉄道法の廃止のときにおいて事業団になるものとするにとともに、この法律の施行に伴う経過措置に關し必要な事項について定めることとしております。

次に、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に關する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道改革法の規定による日本国有鉄道の改革を確実かつ円滑に遂行するための施策の実施に伴い、一時に多数の再就職を必

要とする職員が発生することにかんがみ、これらの者の早期かつ円滑な再就職の促進を図り、その職業の安定に資するため、当該改革前においても日本国有鉄道の職員のうち再就職を希望する者について再就職の機会の確保等に関する特別の措置を緊急に講ずるとともに、当該改革後において日本国有鉄道清算事業団の職員になった者のうち再就職を必要とする者について再就職の機会の確保及び再就職の援助等に関する特別の措置を総合的かつ計画的に講ずることとするものであります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、国鉄退職希望職員に關する措置として、まず国は、再就職促進方針を定めるとともに、国、特殊法人等及び地方公共団体による職員の採用、国による事業主団体に対する協力要請、日本国有鉄道による関連事業主に対する雇入れの要請等の再就職の機会の確保に關する措置を講ずること。

また、公共職業安定所による職業紹介等及び国による日本国有鉄道に対する助言、指導等国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置を講ずることを定めることとしております。

第二に、清算事業団職員に關する措置として、まず国は、再就職促進基本計画を、三年内にすべての職員の再就職が達成されるような内容のものとして策定するとともに、清算事業団において、毎事業年度、再就職促進基本計画の内容に即して、実施計画を策定すること。

次に、国、特殊法人等及び地方公共団体による職員の採用、国による事業主団体に対する協力要請、清算事業団による関連事業主に対する雇入れの要請等の清算事業団職員の再就職の機会の確保に關する措置を講ずること。

さらに、清算事業団による教育訓練、職業紹介等の業務の実施、国等による職業訓練、職業紹介等に関する措置及び清算事業団に対する援助並びに雇用促進事業団による援護業務の実施等清算事業団職員の再就職の援助等に関する措置を講ずる

ことを定めることとしております。

第三に、本法律案は、昭和六十五年四月一日限り、その効力を失うこととしております。

次に、鉄道事業法案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、国鉄改革関連法案の一環として、日本国有鉄道が分割・民営化されることに伴い、現在日本国有鉄道が行っている鉄道事業が民営鉄道事業となることから、地方鉄道法を廃止し新たに鉄道事業に關する一元的な法制度を整備することにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに鉄道事業等の健全な発達を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本国有鉄道の改革後の新体制に対応するとともに、鉄道に対する投資を円滑にし、鉄道事業の今後の発展を期するため、鉄道の経営と所有の分離を認め、免許の種別を第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業に区分して定めること等鉄道事業の免許について所要の規定を設けることとしております。

第二に、安全面に十分配慮しつつ現行地方鉄道法と比較して大幅に規制の緩和、手続の簡素化を図った上で、工事の施行の認可、列車の運行計画の届け出等について所要の規定を設けることとしております。

特に技術上の規制については、鉄道事業者が一定の要件を満たす設計管理者を選任した場合に、工事の施行の認可及び車両の確認について、認可制を届け出制にする等大幅に簡略化された手続によることとしております。

第三に、運賃及び料金については認可を受けることと、一定の範囲の割引については届け出をもって足りるものとする等について、所要の規定を設けることとしております。

第四に、運輸に關する協定の届け出、運行管理業務等の管理の受委託、事業の譲渡譲受、事業の休廃止等の許可または認可、事業改善命令、免許

の取り消しまたは失効等について、所要の規定を設けることとしております。

第五に、索道事業の経営の許可、専用鉄道等の設置の届け出等について所要の規定を設けることとしております。

第六に、運輸大臣が行う鉄道施設または索道施設の検査の全部または一部を指定検査機関にも行わせることができるものとする等について所要の規定を設けることとしております。

最後に、日本国有鉄道改革法等施行法案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道改革法等六本の法律の施行に關し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の施行に伴う関係法律の整備等を行い、国鉄改革の円滑な実施と改革後の新たな法体系の整備を図ることとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本国有鉄道改革法等の施行のための措置として、旅客会社及び貨物会社が日本国有鉄道から引き継いだ鉄道事業その他の事業について関係事業法に基づく免許等を受けたものとみなすこと等会社の日本国有鉄道からの権利及び義務の承継に伴う所要の経過措置を設けることとしております。

第二に、日本国有鉄道法の廃止に伴い、日本国有鉄道の昭和六十一年度の決算の処理に關する事項その他の事項について所要の経過措置を設けることとしております。

第三に、日本国有鉄道改革法等の施行に伴い、会計検査院法等計百五十二件の関係法律について廃止または規定の整備等を行うとともに、これに伴い所要の経過措置を設けることとしております。

以上が日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に關する特別措

置法案、鉄道事業法案及び日本国有鉄道改革法等施行法案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山内一朗君) 次に、葉梨自治大臣。

○国務大臣(葉梨信行君) ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴う地方税制上の措置として、日本国有鉄道に係る固定資産税等の非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止し、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を講ずるとともに、日本国有鉄道清算事業団の本来の事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置等を講ずることとするほか、所要の規定の整備を行う必要があり

ます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。道府県民税及び市町村民税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずることといたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、日本国有鉄道清算事業団について非課税措置を講ずるとともに、新幹線鉄道保有機構の収益事業以外の事業の所得について非課税措置を講ずることといたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、日本国有鉄道清

算事業団及び新幹線鉄道保有機構が直接その本来の事業の用に供する一定の不動産の取得について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社または日本国有鉄道清算事業団から無償で譲渡を受けた特定地方交通線等に係る一定の不動産について、一定の期間に取得した場合に限り、非課税措置を講ずることとしたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましては、日本国有鉄道清算事業団が直接その本来の事業の用に供するため所有する一定の固定資産について非課税措置を講ずることといたしております。

また、旅客鉄道株式会社等が所有する日本国有鉄道から承継した一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分限り、課税標準をその価格の二分の一の額とする

とともに、あわせて北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社または九州旅客鉄道株式会社が所有する直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度までの各年度分限り、課税標準をその価格の二分の一の額とする特例措置を設ける等の措置を講ずることといたしております。

その五は、電気税についての改正であります。電気税につきましては、主として電気を動力として鉄道事業を営む者に該当しない旅客鉄道株式会社が直接旅客の運送の用に使用する電気について、昭和七十二年五月三十一日までに限り、非課税措置を講ずることといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、新幹線鉄道保有機構が設置する鉄道の用に供する一定の施設の用に供する土地またはその取得について非課税措置を講ずることといたしております。

その七は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、特定地方交通線を廃止する場合に必要な一般乗り合い旅客自動車運送事業を営業者が、政府の補助に係る転換交付金の交付を受けて昭和六十五年三月三十一日までに取得した一定の一般乗り合い用バスについて、非課税措置を講ずることといたしております。

その八は、軽油引取税についての改正であります。軽油引取税につきましては、日本貨物鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社が一定の機械の動力源の用に供する軽油の引き取りについて課税免除することとしたしております。

その九は、事業所税についての改正であります。事業所税につきましては、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社がその本来の事業の用に供する一定の施設に係る課税標準の算定について、一定の期間その二分の一を控除するとともに、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社にあってはその四分の三を控除することとしたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。

題名を国有資産等所在市町村交付金法に改めるほか、日本国有鉄道の経営形態の改革に伴い、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止することといたしております。

なお、日本国有鉄道の経営形態の改革に伴う固定資産税体系への移行は昭和六十四年度からとし、昭和六十三年度までは日本国有鉄道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金を納付することといたしております。

以上が地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山内一朗君) 次に、発議者村沢牧君。

○委員(山内一朗君) 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました日本鉄道株式会社法案、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案並びに日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案について、その提案理由と概要について御説明いたします。

国鉄経営が危機に陥ってから既に久しく、五回にわたる政府の再建計画がごとく失敗したことは周知の事実であります。急激な交通と経済情勢の変化に適切な対応を欠いたこと、日本国有鉄道法を初め多くの経営上の制約があり、経営の自主性が保障されなかったこと、官僚的経営に終始し、政治の介入が絶えず、加えて、国が政策的に国鉄に建設させ経営させた地方交通線などの経費について、国が必要な補償を行ってこなかったことなどに原因があることも国民周知のことであり

ます。

国鉄の財政はまさに破綻状態であり、かかる状態を招いた原因と責任を明確に踏まえた上での対策であり改革でなくしては単なる国民の交通権に対する行政の責任放棄にすぎないと考えます。

社会党案はこうした立場から立案し、その立案の背景には政府の分割・民営化策に反対する三千万人の国民の声が反映されております。

今ここに、政府案と我が社会党案が並んで議題となり、今後百年にわたる鉄道のあり方について、広く国民の前で、また世界に対してその是非を問うこととなりますが、我が党案に対して親方日の丸等のいわれなき中傷を加えつつ、十分な審議も行わず、示された疑問の数々に對しても満足に答へもせず、衆議院において強引に政府案を通過させた政府及び与党に對し、改めて遺憾の意を表明いたします。

申すまでもなく、両案の基本的な相違は、新事業体の経営形態については、分割か一社制か、純然たる私企業にするのか公企業として発展をさせるのかということであり

ます。

国鉄再建監理委員会の答申は、国鉄経営の危機的状況を招いた最大の原因は公社制度と全国一元の巨大組織にあるとして、国鉄事業を再生するに

株式会社法案、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案並びに日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案について、その提案理由と概要について御説明いたします。

は速やかに分割・民営化を断行するしか道はないと強弁しています。しかし、その根拠につきましても、衆議院の審議を通じて明確に論証されなかったことは明らかであります。世界の巨大企業を考へるまでもなく、日本国内においても、政府みずからNTTの組織については分割せず、政府はひたすらみずからの責任で生み出された国鉄の赤字をその理由に挙げるだけではありませんか。政府・自民党は、臨調行革路線に基づいて、国鉄百年の歴史と伝統を無視し、国鉄を含む今後の総合交通体系の展望もないうまま、先ほど提案理由説明のありました諸法案を提出し、その成立に腐心しているではありませんか。

我が党は、国鉄を解体し、公共性を企業性に置きかえ、また、希望という名をかりた配転や退職の強要によって組合つぶしを進め、自殺者さえ生んでいる労働者とその家族に犠牲を押しつけ、他方では、サービスの低下や格差運賃あるいは累積赤字を国民に押しつけることによって国鉄の再建を図ろうとする政府案には、強く反対いたします。

同時に、国民の共有財産を守り、国鉄が真に国民の国鉄としてその機能を発揮し得るようにするためには、現在の国鉄の抜本的改革を実施することが必要であると判断し、必要な法律案を政府案への対案として提出した次第であります。

以下、我が党の対案の基本的な考え方について御説明申し上げます。

第一に、国鉄が担ってきた公共的機能を維持発展させるため、国鉄にかわってその機能を担うべき新たな事業体を国の責任で設立することであり、第二に、新事業体には国鉄の資産及び事業のすべてを引き継がせ、地方交通線を含む全国ネットワークを維持発展させることとあります。第三に、新事業体は、今日までの国鉄にみられるような、不当な制約や政治介入、経営を度外視した負担の押しつけなどを排除し、経営の自主性と健全な経営を確保するため、株式会社形態をとるとともに、事業分野の拡大を図ることとあります。

第四に、国民の需要に応じた事業運営を確保するため、新事業体の内部組織として国民各層の代表で構成する経営委員会を設置することとあります。第五に、公共性を担保するために必要な費用は、基本的には国が負担するは補助することとあります。第六に、膨大な累積債務のうち国の政策の失敗によって生じた債務については、新事業体とは切り離し、国の責任で処理することとあります。第七に、国鉄職員については、すべて新事業体を引き継ぎ、労使協議に基づき適正人員を定め、希望退職者の職業と生活の安定を確保するため、新事業体と国はその責任において必要な措置を講ずることとあります。

次に、各法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、日本鉄道株式会社法案について御説明いたします。

第一に、日本鉄道株式会社は、国鉄の事業を承継し、全国的な鉄道事業並びにこれに関連する自動車運送事業及び連絡船事業を本来の業務として経営することを目的として設立する株式会社とし、これらのほか必要な事業を営むことができることといたしております。

第二に、会社は、我が国の基幹的輸送機関である鉄道の全国ネットワークによる輸送その他の公共的輸送を担う企業体として、国及び地方公共団体が中心となつて進める総合交通体系の整備確立に寄与し、もつて公共の福祉の増進と国民経済の発展に寄与する責務を有することといたしております。

第三に、会社には、本社のほか全国七ブロックにそれぞれ支社を置き、各支社ごとに地域の輸送需要に適切に対応した効率的な事業運営が行われるようにするため、支社に対して大幅に権限を委譲する分権化を図ることといたしました。

第四に、政府は、会社の発行済み株式総数の十分の七以上を保有しなければならぬものとしており、第五に、本社に経営委員会を置き、会社の経営

の基本方針及び事業計画等の業務執行に関する重要事項は経営委員会の議決を経なければならないこととする。支社にもそれぞれ地方経営委員会を置き、業務区域内の重要事項をそのでも議決することといたしております。

第六に、政府は、会社の債務に関する保証契約及び事業資金の無利子貸し付けをすることができるとすることとともに、鉄道新線の建設費、災害復旧費を補助することができるといたしました。また政府は、当分の間、国民生活にとって必要である地方鉄道営業線であつて収支均衡を確保することが困難であると認められるものについて、その運営費の一部を補助することができるともいたしました。

第七に、運輸大臣に対する事業計画の届け出等必要最小限度の政府の監督について所要の規定を設けることといたしております。

次に、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案について御説明申し上げます。

第一に、日本国有鉄道は、日本鉄道株式会社の成立のときにおいて解散することとし、解散のとき有するその一切の権利及び義務のうち、長期の資金に係る債務で政令で定める特定長期債務以外のものは、国鉄の解散のときにおいて会社が承継することといたしております。

第二に、会社の成立の際現に国鉄の職員である者は、会社の成立のときに会社の職員となるものとしております。

第三に、国鉄は、解散した後も清算の目的の範囲内においてなお存続することとし、政府は、この清算中の国鉄に対し、特定長期債務の返済が完了するまでの期間中に債務の償還計画を定めて資金の交付等を行うことといたしております。

最後に、日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、日本国有鉄道から移行した日本鉄道株式会社の退職希望職員及び希望退職者について、特別給付金の支給及び再就職の促進

に関する特別の措置を講じ、もつて退職希望職員等の職業及び生活の安定を図ることを目的としております。

第二に、退職希望職員等の再就職促進に関する国及び会社の責務を定めるとともに、特に、会社は、この法律に定める措置を実施するに当たっては、退職を希望する職員の募集に応ずること等を強要し、または職員が労働組合の組合員であること等を理由として差別的取り扱いをしてはならないことといたしました。

第三に、退職希望職員等の再就職促進について、国は再就職促進基本計画及び採用促進計画を、会社は再就職促進実施計画をそれぞれ定めるものとしております。

なお、これらの計画の作成に当たっては、会社は労働組合と協議しなければならないことといたしております。

第四に、退職希望職員等の再就職の確保についてであります。国は、率先して退職希望職員等を採用するとともに、特殊法人等及び地方公共団体に対し退職希望職員等を採用するよう要請するものとしていたしております。また、国は、退職希望職員等を雇入れ一般事業主に対し、退職希望職員等雇用助成金を支給することができるともいたしました。

第五に、希望退職者に支給する特別給付金についてであります。現在、今年度に限った特別措置として支給されている特別給付金を五年間にわたつて支給することとし、このため、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十六年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律について所要の改正措置を講ずることといたしております。

以上のほか、国の体制の整備、雇用促進事業団の援護業務等、退職希望職員等の再就職の促進、援助、関連企業労働者等への配慮等に関して必要な諸規定を設けることといたしております。

きに述べたように、三千五百万署名者を初めとする広範な国民の期待に十分こたえ得る現実的な改革案であります。政府案の早期成立を焦る余り、衆議院の国鉄改革特別委員会では我が党の反対を押し切つて強引な採決が行われましたが、本院においてはかかる轍を踏むことなく、我が党案につきましても徹底した御審議をいただき、速やかに可決されるよう心からお願ひいたしまして、提案理由説明を終わります。

○委員長(山内一郎君) 以上で各案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(山内一郎君) この際、公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りをいたします。各案審査のため、公聴会を開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前十四時四十六分散会

十月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、日本鉄道株式会社法案(衆)

一、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(衆)

一、日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案(衆)

日本鉄道株式会社法案

〔本号(その二)に掲載〕

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案

〔本号(その二)に掲載〕

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本鉄道株式会社法案(村沢牧君外五名発議)

一、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(村沢牧君外五名発議)

一、日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案(村沢牧君外五名発議)

一、日本国有鉄道改革法案

一、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律案

一、新幹線鉄道保有機構法案

一、日本国有鉄道清算事業団法案

一、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案

一、日本国有鉄道改革法等施行法案

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

日本鉄道株式会社法案

〔本号(その二)に掲載〕

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案

〔本号(その二)に掲載〕

日本国有鉄道改革法案

〔本号(その二)に掲載〕

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律案

〔本号(その二)に掲載〕

新幹線鉄道保有機構法案

〔本号(その二)に掲載〕

日本国有鉄道清算事業団法案

〔本号(その二)に掲載〕

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案

〔本号(その二)に掲載〕

鉄道事業法案

〔本号(その二)に掲載〕

日本国有鉄道改革法等施行法案

〔本号(その二)に掲載〕

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国鉄の分割・民営化に反対し、民主的再建に関する請願(第三九号(第四〇号))

一、国鉄を分割・民営化するための関連法案反対に関する請願(第七六号)

一、国鉄改革に関する請願(第八二号)

一、国鉄を分割・民営化するための関連法案の反対に関する請願(第九一号)

一、国鉄を分割・民営化するための関連法案反対に関する請願(第九二号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

昭和六十一年十一月一日印刷

昭和六十一年十一月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D

第七回 参議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会会議録第二号(その二)

〔本号(その二)参照〕

日本鉄道株式会社法案(衆)

日本鉄道株式会社法

(目的及び事業)

第一条 日本鉄道株式会社(以下「会社」という)は、日本国有鉄道の改革の方策として、その事業を承継して、全国的な鉄道事業並びにこれに関連する自動車運送事業及び連絡船事業を経営することを目的として設立する株式会社とする。

2 会社は、前項に規定する事業を営むほか、これに附帯する事業その他会社の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

(責務)

第二条 会社は、我が国における旅客及び貨物の基幹的輸送機関である鉄道の全国ネットワークによる輸送その他の公共的輸送を担う企業体として、経営の分権化及び関連事業の積極的な実施等による事業の活性化と効率化を図ることに、及び地方公共団体が中心となつて進める総合交通体系の整備確立に寄与するとともに、あわせて関係労働者の雇用の安定に努め、もつて公共の福祉の増進と国民経済の発展に寄与する責務を有する。

(本社及び支社)

第三条 会社は、本社を東京都に置く。
2 会社は、北海道支社、東北支社、首都圏支社、中部支社、関西圏支社、四国支社及び九州支社を置く。
3 支社の所在地及び業務区域は、定款で定める。

(支社への権限委譲)

第四条 会社は、各支社ごとに、地域の輸送需要に適切に対応した効率的な事業の運営が責任を

もつて行われるようにするため、支社に対し、できる限り大幅に権限委譲を行うべきものとす。

(株式)

第五条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。
2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の十分の七以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(政府保有の株式の処分)

第六条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

(名称の使用制限)

第七条 会社でない者は、日本鉄道株式会社という名称を用いてはならない。

(経営委員会)

第八条 会社に経営委員会を置く。
2 会社の経営の基本方針及び次に掲げる業務執行に関する重要事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 事業計画

二 鉄道新線の建設

三 鉄道の営業線の休止又は廃止

四 基本的な運賃及び料金の決定又は変更

五 運輸省令で定める重要な財産の譲渡又は担保への提供

六 国内における大規模な関連事業(会社が行う第一号第一項に規定する事業以外の事業を

いう。第十四条第二項第三号及び第二十五条において同じ。)の開始又は廃止
七 大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止

八 支社への業務執行の権限の委譲に関する基本的事項

(経営委員会の組織)

第九条 経営委員会は、委員九人及び会社の代表取締役のうちから取締役会が選任する者一人をもつて組織する。
2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十条 経営委員会の委員(以下第十三条までに於いて「委員」という)は、次に掲げる者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

一 会社の業務に関し、優れた経験と識見を有する者 五人

二 経済界、労働界、地方公共団体及び公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができ、この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

(任期)

第十一条 委員の任期は、四年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(罷免)

第十二条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(議決の方法)

第十三条 経営委員会は、委員長又は第九条第四項に規定する委員長を代理する者及び五人以上の委員が出席しなければならない、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(地方経営委員会)

第十四条 支社に、それぞれ地方経営委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、地方経営委員会の議決を経なければならない。

一 その業務区域内の営業線に係る旅客及び貨物の輸送並びに列車の運行に関する重要事項
二 その業務区域内の営業線に係る新規投資の開始
三 地域的な関連事業の開始又は廃止
四 その他支社の業務執行に関する重要事項

3 地方経営委員会は、委員七人及び支社の長をもつて組織する。

4 地方経営委員会の委員は、当該支社の業務区域内に住所を有する者であつて、次に掲げるも

のにつき、経営委員会の意見を聴いて、支社の長が選任する。

一 会社の業務に關し、優れた経験と識見を有する者 三人

二 地域における経済界、労働界、地方公共団体及び公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人

(運輸省令への委任)

第十五条 第八条から前条までに定めるもののほか、経営委員会及び地方経営委員会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十六条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経営委員会の同意を得なければ、その効力を生じない。

(社債発行限度の特例)

第十七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のうち、少なくとも額の十倍を超えてはならない。

(一般担保)

第十八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(債務保証)

第十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、保証契約をすることができ、保証契約をすることができ。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利に關する債務について、保証契約をすることができ、保証契約をすることができ。

(資金の貸付け)

第二十条 政府は、予算の範囲内において、会社に對し、第一条第一項の事業及びこれに附帯する事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(補助金の交付)

第二十一条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、会社に對し、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用の一部を補助することとができる。

一 鉄道新線の建設に要する費用

二 洪水、地震その他の異常な天然現象により相当規模の災害を受けた鉄道の営業線の災害復旧に要する費用

(政府所有株式の後配)

第二十二条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律第一条の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に對し、年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に對し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に對し、年百分の八の割合を超えて利益の配当をする場合には、その割合を超えて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に對しては、政府の所有する株式に對しては五の割合で配当しなければならぬ。ただし、政府の所有する株式に對する利益の配当が年百分の十の割合を超えることとなる場合は、この限りでない。

(定款の変更等)

第二十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第二十四条 会社は、毎營業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該營業年度の事業計画を作成し、運輸大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の場合において、特に必要があるとき認めるときは、会社に對し、その届出に關する事業計画を変更すべきことを指示することとができる。

(中小企業者への配慮)

第二十五条 会社は、関連事業を営むに当たつては、その関連事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することのないよう特に配慮しなければならない。

(社債及び借入金)

第二十六条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(財務諸表)

第二十七条 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第二十八条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第二十九条 会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、会社に對し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

あるとき認めるときは、会社に對し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第三十条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に關する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)

第三十一条 運輸大臣は、第五条第三項、第二十三条(定款の変更の決議に係るもの)について、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに關する、第二十六条第一項又は第二十八条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第三十二条 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員が、その職務に關してわいろを受受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に處する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に處する。

2 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けてわいろを受受し、要求し、又は約束したときは、会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に處する。

3 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、わいろを受受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に處する。

第三十三条 前条各項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十四条 第三十二条各項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者

は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十五条 第三十二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第三十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 この法律により運輸大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第一条第二項に規定する事業以外の事業を行つたとき。

三 第二十四条第一項の規定による届出をしなかつたとき。

四 第二十七条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十七条 第七条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（補助金の交付）
第二条 政府は、当分の間、毎年度、予算の範囲内において、会社に対し、政令で定めるところにより、その運輸の継続が国民生活にとつて必要な鉄道の営業線であつて、適切な経営努力が

なされたとしてもなおその収支の均衡を確保することが困難であると認められるものの運営に要する費用の一部を補助することができる。

（設立委員）

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

（定款の作成）

第四条 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（会社の設立に際して発行する株式）

第五条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え

る額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本鉄道株式会社法」とする。

（株式の引受け）

第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを国鉄に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

（財産の出資）

第七条 国鉄は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産（日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律（昭和六十一年法律第 号）第三条に規定する特定長期債務は含まれないものとする。）の全部を出資するものとする。この場合においては、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十五条第二項の規定は、適用しない。

（創立総会）

第八条 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本鉄道株式会社法附則第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

（会社の成立）

第九条 附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る給付は、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律附則第二条の規定の施行の時に行為されるものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

（設立の登記）

第十条 会社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

（政府への無償譲渡）

第十一条 国鉄が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

（商法の適用除外）

第十二条 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第六十八條第一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

（経営委員会の委員となるべき者の指名等）

第十三条 内閣総理大臣は、第十條第一項各号に掲げる者につき、両議院の同意を得て、経営委員会の委員となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された経営委員会の委員となるべき者は、会社の成立の時に、この法律の規定により、経営委員会の委員に任命されたものとする。

（取締役等の選任についての経過措置）

第十四条 会社の最初の取締役及び監査役の選任については、第十六條の規定は適用しない。

2 前項の取締役及び監査役の選任については、会社の成立後遅滞なく、経営委員会の同意を得るものとし、その同意を得られない取締役又は監査役については、その選任は、将来に向かつて効力を失ふものとする。

（名称についての経過措置）
第十五条 この法律の施行の際現に日本鉄道株式会社という名称を用いている者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業計画についての経過措置）

第十六条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第二十四条第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（鉄道事業等の開始等に関する措置）

第十七条 会社の設立に伴う鉄道事業、一般自動車運送事業、連絡船事業その他の事業の開始等に関し必要な措置は、別に法律で定める。

（会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置）

第十八条 会社の附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、国鉄が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができる。

2 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、国鉄が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができる。

3 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（国鉄が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国鉄が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（国鉄が昭和四十四年一月一日から昭和

五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限り、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地であり、かつ、国鉄が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第七條の規定により国鉄が行う出資に係る地方税法第七百条の六第三号の規定により軽油引取税が課されていない軽油の給付は、同法第七百条の四第一項第三号に規定する軽油の譲渡に該当しないものとする。

6 前項の場合において、会社は、同項に規定する軽油については地方税法第七百条の六第三号に掲げる軽油の引取りを行つた者とみなす。

7 会社の附則第七條の規定により国鉄が行う出資に係る家屋の全部又は一部の取得は、地方税法第七百一条の三第二項の規定により新築又は増築とみなされる譲渡に該当しないものとする。

8 附則第七條の規定により国鉄が行う株券(有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二二号)第四條第二項に規定する持分を含む)の出資に係る給付は、同法第一條に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

9 附則第十條の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七條の規定により国鉄が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

10 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第百二十六号)第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度(以下この条において「基準年度」という)から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の

額」とあるのは「日本国有鉄道の昭和六十一年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうちに最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(政令への委任)
第十九條 附則第三條から前条までに規定するもののほか、会社の設立に必要事項は、政令で定める。

(租税についての減免)
第二十條 会社に対する国税及び地方税については、租税特別措置法及び地方税法で定めるところにより、減免の措置を講ずる。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二千億円の見込みである。

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案(衆)
日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律

(趣旨)
第一條 この法律は、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に必要事項を定めるものとする。

(日本国有鉄道の解散)
第二條 日本国有鉄道(以下「国鉄」という)は、日本鉄道株式会社法(昭和六十一年法律第百二二号、以下「会社法」という)に基づいて設立される日本鉄道株式会社(以下「会社」という)の成立の時に、解散する。

(権利及び義務の承継)
第三條 国鉄の解散の時に、その一切の権利及び義務のうち、長期借入金及び鉄道債券に係る債務で政令で定めるもの(以下「特定長期債務」という)以外のものは、政令で定めるところにより、国鉄の解散の時に、会社が承継する。

(職員の承継)
第四條 国鉄の解散の際に国鉄の職員として在職する者は、会社の成立の時に、会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により国鉄の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対して、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国鉄の職員としての引き続き在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(清算中の国鉄)
第五條 国鉄は、解散した後においても、清算の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

(特定長期債務の処理)
第六條 第二條の規定による解散後の国鉄(以下「清算中の国鉄」という)は、特定長期債務については、第十一條第一項の規定による交付金並びに第十二條第一項の規定による納付金及び同条第二項の規定により会社から譲り受けた土地その他の資産を処分して得た収入金をもつてその償還及び当該債務に係る利子の支払(以下「特定長期債務の償還等」という)を行うものとする。

(清算人の任命等)
第七條 運輸大臣は、第二條の規定により国鉄が解散したときは、遅滞なく、解散前の国鉄の役員の中から清算人を任命しなければならない。

2 運輸大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の国鉄

の役員以外の者の中から任命することができる。

(清算人の代表権)
第八條 清算人は、清算中の国鉄を代表する。

(清算人の職務権限)
第九條 清算人は、政府からの交付金等の受入れ、会社からの納付金の受入れ、会社からの土地その他の資産の譲受け及びその処分並びに特定長期債務の償還等の職務を行う。

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(償還計画)
第十條 運輸大臣は、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等が完了するまでの間、昭和六十二年以降の毎三箇年を各一期として、当該期間に係る特定長期債務の償還等に関する計画(以下「償還計画」という)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 運輸大臣は、償還計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、償還計画を変更する場合に準用する。

4 政府は、毎年度、償還計画に従い、特定長期債務の償還等の財源に充てるために必要な経費を予算に計上しなければならない。

5 清算人は、償還計画に従って特定長期債務の処理を行わなければならない。

(清算中の国鉄に対する資金の交付等)
第十一條 政府は、清算中の国鉄に対し、特定長期債務の償還等が完了する年度までの期間中の毎年度、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等に要する資金を交付しなければならない。

2 政府は、前項に定めるもののほか、清算中の国鉄に対し、必要な資金の融通及びあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(清算中の国鉄に対する会社の納付金等)
第十二條 会社は、第三條の規定により承継した

土地その他の資産でその事業の用に供すること
を要しないものを譲渡した場合において、その
取得した対価の額の一部を、清算中の国鉄に対
し、特定長期債務の償還等の財源に充てるた
め必要かつ適当なものを無償で譲渡すること
ができる。

2 前項に規定するもののほか、会社は、清算中
の国鉄に対し、前項に規定する土地その他の資
産のうち特定長期債務の償還等の財源に充てる
ため必要かつ適当なものを無償で譲渡すること
ができる。

(監督)
第十三条 運輸大臣は、必要があると認めるとき
は、清算人に対し、清算に關して必要な事項を
命ずることができる。

(清算終了の届出)
第十四条 清算人は、清算が終わつたときは、遅
滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければな
らない。

(罰則)
第十五条 清算人が、第十三条の規定による運輸
大臣の命令に違反したときは、十万円以下の罰
金に処する。

(政令への委任)
第十六条 この法律に定めるもののほか、この法
律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次条から附則第五条までの規定は、昭和
六十二年四月一日から施行する。

(日本国有鉄道法等の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二
百五十六号)
二 日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律
第二百五十五号)

(日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置)
第三条 前条の規定による廃止前の日本国有鉄道
法(以下「旧法」という。)は、同条の規定にかか

わらず、国鉄の解散及び清算に關しては、この
法律の施行後も、なおその効力を有する。
第四条 附則第二条の規定の施行前に旧法の規定
によりした処分、手続その他の行為は、会社法
の相当規定によりした処分、手続その他の行為
とみなす。

2 第四条第一項の規定の適用を受ける者の附則
第二条の規定の施行前に旧法第三十一条の規定
により受けた懲戒処分及び附則第二条の規定の
施行前の事案に係る懲戒処分については、なお
従前の例による。この場合において、同条の規
定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは
は、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲
戒処分を行うものとする。

3 旧法第三十九条の十七の規定による報告で、
附則第二条の規定の施行の日の前日までに行わ
れていないものについては、なお従前の例によ
る。

4 国鉄の昭和六十一年四月一日に始まる事業年
度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び
損益計算書については、旧法第九條第三項第四
号及び第四十條第一項(監査委員会の監査報告
書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお
従前の例による。

5 附則第二条の規定の施行前に国鉄が旧法第四
十二條の二第一項の規定により発行した鉄道債
券に係る消滅時効については、なお従前の例に
よる。

6 旧法第四十二條の二第八項の規定により国鉄
から鉄道債券の発行に關する事務の委託を受け
た銀行又は信託会社については、同条第九項の
規定は、なおその効力を有する。

7 附則第二条の規定の施行の日の前日までの期
間について国鉄に勤務する職員に支給する給与
についての旧法の規定の適用については、なお
従前の例による。

8 旧法第四十八條に規定する現金出納職員又は
同条に規定する総裁により物品の管理をする職
員として任命された者の附則第二条の規定の施

行前の事実に基づく弁償責任については、なお
従前の例による。
9 旧法第五十條に規定する附則第二条の規定の
施行前の国鉄の会計に係る会計検査院の検査に
ついては、なお従前の例による。

10 附則第二条の規定の施行前に生じた事故に基
づく国鉄の職員の業務上の災害又は通勤による
災害に対する補償については、なお従前の例に
よる。

11 附則第二条の規定の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(日本国有鉄道法施行法の廃止に伴う経過措置)
第五条 附則第二条の規定による廃止前の日本国
有鉄道法施行法第四條の規定により国鉄が承継
した不動産に關する権利につきすべき登記につ
いては、同法第七條第一項の規定は、なおその
効力を有する。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第六条 第三条の規定により会社が承継する国鉄
の鉄道債券又は長期借入金に係る債務について
は、同法第七條第一項の規定は、なおその効
力を有する。

第七条 附則第三条から前条までに定めるもの
は、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

(政令への委任)
第七條 附則第三条から前条までに定めるもの
は、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特別
措置法案(案)
日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特
別措置法案

目次
第一章 總則(第一條、第四條)
第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等
(第五條、第八條)
第三章 會社の講ずる措置(第九條、第十七條)
第四章 同等の講ずる措置(第十八條、第三十
四條)
第五章 日本鐵道株式會社等退職希望職員等雇
用對策本部(第三十五條、第三十七條)
第六章 雜則(第三十八條、第四十一條)

る当該鉄道債券又は借入金についての資金運用
部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一
項の規定の適用については、会社を同項第三号
又は第四号に規定する法人とみなす。

4 第三条の規定により会社が承継する債務に係
る鉄道債券又は借入金が簡易生命保険及郵便年
金特別会計の積立金による引受け又は貸付けに
係るものである場合における当該鉄道債券又は
借入金についての簡易生命保険及び郵便年金特
別会計の積立金の運用に關する法律(昭和二十
七年法律第二百十号)第三條第一項の規定の適
用については、会社を同項第四号又は第五号に
規定する法人とみなす。

(政令への委任)
第七條 附則第三条から前条までに定めるもの
は、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特別
措置法案(案)
日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特
別措置法案

目次
第一章 總則(第一條、第四條)
第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等
(第五條、第八條)
第三章 會社の講ずる措置(第九條、第十七條)
第四章 同等の講ずる措置(第十八條、第三十
四條)
第五章 日本鐵道株式會社等退職希望職員等雇
用對策本部(第三十五條、第三十七條)
第六章 雜則(第三十八條、第四十一條)

日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特別
措置法案(案)
日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特
別措置法案

目次
第一章 總則(第一條、第四條)
第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等
(第五條、第八條)
第三章 會社の講ずる措置(第九條、第十七條)
第四章 同等の講ずる措置(第十八條、第三十
四條)
第五章 日本鐵道株式會社等退職希望職員等雇
用對策本部(第三十五條、第三十七條)
第六章 雜則(第三十八條、第四十一條)

日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特別
措置法案(案)
日本鐵道株式會社退職希望職員等雇用對策特
別措置法案

目次
第一章 總則(第一條、第四條)
第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等
(第五條、第八條)
第三章 會社の講ずる措置(第九條、第十七條)
第四章 同等の講ずる措置(第十八條、第三十
四條)
第五章 日本鐵道株式會社等退職希望職員等雇
用對策本部(第三十五條、第三十七條)
第六章 雜則(第三十八條、第四十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国有鉄道から移行した日本鉄道株式会社等の健全な経営を確保するため再就職を必要とする職員の発生が見込まれることにかんがみ、退職希望職員等について特別の給付金の支給及び再就職の促進に関する特別の措置を講じ、もつて退職希望職員等の職業及び生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律(第十八条、第十九条第二項、第二十条、第二十一条及び第三十五条を除く)において「職員」とは、日本鉄道株式会社(以下「会社」という)に常時勤務する者(役員及び期間を定めて雇用される者で政令で定めるものを除く)をいう。

2 この法律において「退職希望職員」とは、第二十一条の規定による認定を受けている職員をいう。

3 この法律において「希望退職者」とは、退職希望職員が退職した場合における当該退職をした者(傷病その他政令で定める事由により退職した者を除く)をいう。

(国の責務)

第三条 国は、退職希望職員及び希望退職者(以下「退職希望職員等」という)の再就職の促進のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(会社の責務)

第四条 会社は、職員が加入する労働組合の意見を尊重しつつ、事業の拡大、職員の配置の検討等により退職希望職員等の数をできる限り抑制するとともに、退職希望職員等の再就職の促進を図るため、最大限の努力をしなければならない。

2 会社は、この法律に定める措置を実施することに当たっては、退職を希望する職員の募集に応ずること等を要し、又は職員が労働組合の組合員であること等を理由として差別的取扱いをし

てはならない。

第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画

画等

(退職希望職員等再就職促進基本計画)

第五条 国は、退職希望職員等再就職促進基本計画(以下「基本計画」という)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 退職希望職員等の見込数に関する事項

二 国、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(以下「特殊法人等」という)及び地方公共団体による退職希望職員等の採用の促進に関する事項

三 一般事業主(事業主であつて前号に掲げるものの以外のものをいう。以下同じ)による退職希望職員等の雇入れの促進に関する事項

四 その他退職希望職員等の再就職の促進のために必要な措置に関し基本となるべき事項

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長、都道府県知事及び主要な一般事業主の団体の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画の概要を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(適正な職員の数の算定等)

第六条 会社は、前条第二項第一号に掲げる退職希望職員等の見込数の算定の基礎とするため、車両等の運行の安全の確保、利用者の需要への適切な対応、職員の労働条件の維持改善等を考慮して、その経営する事業の適正かつ健全な運

営を確保するために必要とされる職員の数を算定し、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部(第五章を除き、以下「本部」という)に報告しなければならない。

2 会社は、前項の職員の数を算定するに当たっては、職員が加入する労働組合と協議しなければならない。

(退職希望職員等採用促進計画)

第七条 国は、毎年度、基本計画に基づき、退職希望職員等採用促進計画(以下「採用促進計画」という)を定めなければならない。

2 採用促進計画においては、国、特殊法人等、地方公共団体及び一般事業主の区分ごとの退職希望職員等の採用の促進に関する事項を定めるものとする。

3 第五項第三項から第五項までの規定は、採用促進計画の作成及び変更について準用する。

(退職希望職員等再就職促進実施計画)

第八条 会社は、毎年度、基本計画に基づき、退職希望職員等再就職促進実施計画(以下「実施計画」という)を作成し、総務府令で定めるところにより、本部長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 実施計画においては、退職希望職員等の見込数に関する事項、退職を希望する職員の募集に関する事項及び教育訓練その他の退職希望職員等の再就職の促進のために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

3 第六条第二項の規定は、実施計画の作成及び変更について準用する。

第三章 会社の講ずる措置

(雇用の継続のための措置)

第九条 会社は、新たな職員の採用の抑制、職員の適正な配置その他職員の雇用の継続を図るために必要な措置を講じなければならない。

(退職を希望する職員の募集)

第十条 会社は、実施計画に基づき、退職を希望する職員の募集を行うものとする。

(認定)

第十一条 会社の代表者は、五十五歳未満の職員が前条の規定による募集に応じて退職を申し出たときは、その者について退職を希望する職員である旨の認定を行わなければならない。

(特別給付金の支給)

第十二条 会社は、退職希望職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という)を支給しなければならない。

一 退職の日において五十五歳以上である者、

二 傷病又は死亡により退職した者、

三 退職の日又はその翌日に、国、特殊法人等又は地方公共団体に常時勤務する者として採用された者

四 前三号に掲げるもののほか政令で定める要件に該当する者

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額に十を乗じて得た金額とする。

(再就職の促進に関する業務等)

第十四条 会社は、実施計画に基づき、退職希望職員等の再就職の促進を図るため、日本鉄道株式会社法(昭和六十一年法律第 号)第一条第二項並びに第十六条第一項及び第十七条第一項に定めるもののほか、次の業務を行う。

一 退職希望職員等に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

二 退職希望職員等の再就職のために必要な求人開拓及び職業指導を行うこと。

三 退職希望職員等の再就職のために必要な無料の職業紹介事業を行うこと。

四 退職希望職員等を雇い入れる一般事業主に

対し必要な援助を行うこと。

五 退職希望職員等に対し、再就職後に必要となる住宅のあつせんその他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、退職希望職員等の再就職の援助等のために必要な業務を行うこと。

2 前項の業務は、日本鉄道株式会社法第一条第二項に規定する事業に該当するものとみなし、同法第三十六条(第二号に係る部分に限る)の規定を適用する。

3 第二項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三章第二節(第三十四条を除く)の規定は、適用しない。

4 第一項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、会社法職業安定法第三十三条第一項の規定による許可を受けて職業紹介事業を行う者となし、同法第三十四条第二項、第四十九条第一項及び第三項並びに第五十条第一項から第三項までの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む)を適用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項第三号の無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(求職活動に対する便宜)

第十五条 会社は、退職希望職員が求職活動をしようにとするときは、できる限り便宜を図らなければならない。

(関連事業主に対する雇入れの要請)

第十六条 会社は、実施計画に基づき、次に掲げる者(以下「関連事業主」という。)に対し、退職希望職員等をその労働者として雇い入れるように要請するものとする。

一 その資本金の全部又は一部が会社からの出資による法人

二 前号に掲げる法人のほか、会社の行う事業

と密接な関連を有する事業を行う者

2 会社は、前項の要請をするに当たっては、当該関連事業主が雇用する労働者の雇用の安定及び労働条件の維持について配慮しなければならない。

3 第十四条第二項の規定は、第一項の業務について準用する。

(その他の措置)

第十七条 会社は、事業主(関連事業主を除く。)に対して退職希望職員等をその労働者として雇い入れるように積極的に要請する等、退職希望職員等の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 第十四条第二項の規定は、前項の業務について準用する。

第四章 国等の講ずる措置

(国による採用)

第十八条 国の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下この項及び第三項において同じ。)は、採用促進計画に基づき、毎年度、当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下この条において同じ。)において採用する職員(常勤勤務する職員に限るものとし、特別の資格又は技能を必要とする職種等であつて本部長の定めるものに係る職員を除く。以下この条において同じ)の総数に、当該機関において採用する職員の数の動向を勘案して当該機関ごとに本部長が定める割合を乗じて得た数以上の数の退職希望職員等をその職員として採用するため、退職希望職員等の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 国の任命権者は、前項の計画に基づき、退職希望職員等をその職員として採用しなければならない。

3 国の任命権者は、毎年度、総理府令で定めるところにより、当該機関において職員として採用することを予定する退職希望職員等の数及び職員として採用した退職希望職員等の数を本部

長に報告しなければならない。

(国が採用する場合の処遇)

第十九条 国が退職希望職員等を採用する場合における給与その他の処遇については、日本国有鉄道における職務及び会社における職務並びにこれらの職務に従事していた期間を考慮して定められるものとする。

2 希望退職者が退職の日又はその翌日に国に常勤勤務する者として採用された場合であつて、会社から退職手当の支給を受けないときは、その者に対する国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の適用については、日本国有鉄道の職員であつた期間及び会社の職員であつた期間は、国の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(特殊法人等に対する採用の要請)

第二十条 本部長は、採用促進計画に基づき、特殊法人等に対し、国に準じて退職希望職員等をその職員として採用するよう要請するものとする。

(地方公共団体に対する採用の要請)

第二十一条 本部長は、採用促進計画に基づき、地方公共団体に対し、積極的に退職希望職員等をその職員として採用するよう要請するものとする。

(特殊法人等及び地方公共団体が採用する場合の処遇)

第二十二条 特殊法人等及び地方公共団体が退職希望職員等を採用する場合における給与、退職手当その他の処遇については、第十九条の規定に基づき定められる処遇に準じて定められるものとする。

(一般事業主の団体に対する協力の要請)

第二十三条 本部長は、採用促進計画に基づき、主要な一般事業主の団体に対し、当該団体の構成員である一般事業主に係る労働者の雇入れに関し、退職希望職員等の雇入れの促進について協力を要請するものとする。

(退職希望職員等雇用助成金)

第二十四条 国は、退職希望職員等の再就職を促進するため、総理府令で定めるところにより、退職希望職員等を継続して雇用する労働者として雇い入れる一般事業主に対し、退職希望職員等雇用助成金を支給することができる。

(職業訓練)

第二十五条 国及び雇用促進事業団は、退職希望職員等の再就職を促進するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、会社の委託に係る退職希望職員等に対する職業訓練について、前項の措置に相当する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 都道府県が前項の会社の委託に係る職業訓練を行う場合には、会社は、当該職業訓練の実施に要する費用を負担するものとする。

(職業紹介等)

第二十六条 公共職業安定所は、退職希望職員等の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(会社に対する補助等)

第二十七条 国は、会社に対し、特別給付金の支給及び第十四条第一項に規定する業務に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、会社に対し、第十四条第一項に規定する業務の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

(地方公共団体に対する財政上の措置)

第二十八条 国は、退職希望職員等を採用した地方公共団体の負担を軽減するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(雇用促進事業団の援護業務)

第二十九条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、退職希望職員等の再就職の促進及び再就職した希望退職者の職業の安定を図るため、次の業務を行う。

一 退職希望職員等に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための職業訓練を行うこと。

二 退職希望職員等に対し、職業及び生活に関する相談を行うこと。

三 退職希望職員等が事業を開始する場合において、必要な資金の借入れのあつせん及び当該借入れに係る債務の保証を行うこと。

四 再就職した希望退職者に対し、その作業の環境に適応させるために必要な指導を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、退職希望職員等の再就職の援助等及び再就職した希望退職者の職業の安定に関し必要な業務であつて総理府令、労働省令で定めるものを行うこと。

(区分経理)

第三十條 雇用促進事業団は、前条各号に掲げる業務(以下「援護業務」という)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて、行わなければならない。

(納付金及び交付金)

第三十一條 会社は、雇用促進事業団に対し、第二十九條第一号及び第二号に掲げる業務、同条第五号に掲げる業務(同条第一号及び第二号に掲げる業務に係るものに限る)並びに同条第六号に掲げる業務(総理府令、労働省令で定めるものに限る)に要する費用の財源に充てるため、総理府令、労働省令で定めるところにより算定した額の納付金を納付しなければならない。

2 国は、雇用促進事業団に対し、援護業務のうち、前項に規定する業務以外の業務に要する費用に相当する額の交付金を交付する。

(援護業務に関する監督)

第三十二條 援護業務に関しては、雇用促進事業団法第三十二條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び労働大臣が雇用促進事業団を監督する。

2 内閣総理大臣及び労働大臣は、第二十九條から前条まで及び次条の規定を施行するために必要があるとき、雇用促進事業団に対し、援護業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(援護業務に関する雇用促進事業団法の適用の特例)

第三十三條 援護業務は、雇用促進事業団法第十九條第一項及び第三項に規定する業務に該当するものとみなして、同法第十九條の二、第二十条、第三十七條第一項(同法第十九條の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る)及び第四十条(第一号及び第三号に係る部分に限る)の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び労働大臣」と、同法第二十条第二項及び第三項並びに第三十七條第一項第二号中「労働省令」とあるのは「総理府令、労働省令」とする。

2 前項において適用する雇用促進事業団法第十九條の二第一項の規定により援護業務の委託を受けた金融機関は、同条第三項に規定する受託金融機関とみなして、同法第三十三條及び第三十九條の規定を適用する。

3 援護業務に関しては、雇用促進事業団法第二十二條第一項、第二十四條第一項及び第二項、第三十三條第一項(前項において適用する場合を含む)並びに第三十七條第一項(同法第二十二條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條(同法第二十二條第一項の規定による認可及び第二十四條第一項の規定による承認に係る部分に限る。以下この項において同じ)に係る部分に限る)中「労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び労働大臣」と、同法第三十一條及び第三十七條第一項第二号(同法第三十一條に係る部分に限る)中「労働省令」とあるのは「総理府令、労働省令」とする。

4 雇用促進事業団法第二十二條第二項(同法第二十四條第三項において準用する場合を含む)の規定は、援護業務については、適用しない。

5 前条第二項の規定による内閣総理大臣及び労働大臣の命令は、雇用促進事業団法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなして、同法第四十条(第五号に係る部分に限る)の規定を適用する。

二十四條第三項において準用する場合を含む)の規定は、援護業務については、適用しない。

5 前条第二項の規定による内閣総理大臣及び労働大臣の命令は、雇用促進事業団法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなして、同法第四十条(第五号に係る部分に限る)の規定を適用する。

(関連事業主の雇用する労働者に対する特別措置)

第三十四條 国は、会社の健全な経営の確保のため会社が講ずる措置により、関連事業主が雇用する労働者の雇用の安定に著しい影響があると認められるときは、当該労働者の職業及び生活の安定を図るための特別の措置を講ずるものとする。

第五章 日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部

(設置及び組織)

第三十五條 総理府に、特別の機関として、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部(以下「本部」という)を置く。

2 本部の長は、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部(以下この章において「本部長」という)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括する。

4 本部に、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部(以下「副本部長」という)その他の職員を置く。

5 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6 副本部長その他の職員は、本部長が任命する。

(所掌事務)

第三十六條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本計画及び採用促進計画の企画及び立案に関すること。

二 第八條第一項の規定による実施計画の認可に関すること。

三 第十八條第一項に規定する割合の決定その他退職希望職員等の再就職の促進のための施策の総合調整に関すること。

四 第一号に掲げるものを除き、この法律に基づき内閣総理大臣の権限に属する事務について内閣総理大臣を補佐すること。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律に基づき本部に属せられた事務

(政令への委任)

第三十七條 前二条に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(会社に対する監督)

第三十八條 第三章の規定により会社が講ずる措置に關しては、日本鉄道株式会社法第二十九條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が会社を監督する。

(連絡及び協力)

第三十九條 会社並びに公共職業安定所その他の職業安定機関及び雇用促進事業団は、退職希望職員等の円滑な再就職を促進するために、相互に、緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(船員とならうとする退職希望職員等に関する特例)

第四十條 退職希望職員等のうち、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六條第一項に規定する船員として再就職しようとする者(以下「船員とならうとする者」という)に關しては、第十四條第三項中「職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三章第二節(第三十四條を除く。）」とあるのは「船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第三章第一節(第三十七條、第四十條及び第四十一條を除く。）」と、同法第五項中「前二項」とあるのは「第三項及び第四十條」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第二十六條中「公共職業安定所」とあり、及び前条中「公共職業安定所その他の職業安定機関」とあるのは「地方運輸局(海運監理部

を含む。」とする。

2 船員とならうとする者に係る第十四条第一項第三号の無料の職業紹介事業に關しては、同条第四項の規定にかかわらず、当該事業は、船員職業安定法第三十四条の規定により行われるものとみなして、同法第四十条及び第四十一条の規定（同法第四十条に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

（報告）

第四十一条 会社は、総理府令で定めるところにより、退職希望職員等の再就職の状況その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における援護業務に關する雇用促進事業団法の適用については、同法第二十二條第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは「日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法（昭和六十一年法律第 号）の施行後速やかに」とする。

第三条 施行日から日本鉄道株式会社法附則第九條の規定により会社が成立する日（以下「成立日」という。）の前日までの間は、本則（第十九條を除く。）中「日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）とあり、及び「会社」とあるのは「日本国有鉄道」と、第十四條第一項中「日本鉄道株式会社法（昭和六十一年法律第 号）第一條第二項」とあるのは「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二十五十六号）第三條」と、同條第二項中「日本鉄道株式会社法第一條第二項」とあるのは「日本国有鉄道法第三條」と、「同法第三十六條（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは「同法第五十五條（第二号に係る部分に限る。）」と、第

三十八條中「日本鉄道株式会社法第二十九條第一項」とあるのは「日本国有鉄道法第五十二條」とする。

第四条 この法律の施行前に附則第六條の規定による改正前の日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律（昭和六十一年法律第七十六号。以下「旧法」という。）第四條第一項の規定により行われた認定は、前條の規定により読み替えられた第十一條の規定により行われた認定とみなす。

2 施行日から成立日の前日までの間に前條の規定により読み替えられた第十一條の規定により行われた認定（前項の規定により当該認定とみなされたものを含む。）は、成立日以後同條の規定により行われた認定とみなす。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律の一部改正）

第六條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「及び日本国有鉄道の職員の退職の促進」を削る。

第四條から第七條までを削る。

（日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七條 この法律の施行前に旧法第四條第一項の規定により認定を受けた職員であつてこの法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対する同條第二項に規定する特別給付金の支給等については、旧法第四條から第六條までの規定は、

なおその効力を有する。

2 成立日以後における前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第六條の規定の適用については、同條中「日本国有鉄道」とあるのは「日本鉄道株式会社」と、同條第一項第一号中「職員」とあるのは「日本鉄道株式会社の常勤の職員」とする。

（この法律の廃止）

第八條 この法律は、施行日から起算して五年を経過する日までに廃止するものとする。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和六十一年度において約二百億円の見込みである。

日本鉄道株式会社法案（村沢牧君外五名発議）
日本鉄道株式会社法
（目的及び事業）

第一條 日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、日本国有鉄道の改革の方策として、その事業を承継して、全国的な鉄道事業並びにこれに關連する自動車運送事業及び連絡船事業を經營することを目的として設立する株式会社とする。

2 会社は、前項に規定する事業を営むほか、これに附帶する事業その他会社の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。

（責務）
第二條 会社は、我が国における旅客及び貨物の基幹的輸送機関である鉄道の全国ネットワークによる輸送その他の公共的輸送を担う企業体として、経営の分権化及び關連事業の積極的な実施等による事業の活性化と効率化を図ることに

より、国及び地方公共団体が中心となつて進める総合交通体系の整備確立に寄与するとともに、あわせて関係労働者の雇用の安定に努め、もつて公共の福祉の増進と國民經濟の發展に寄

与する責務を有する。

（本社及び支社）

第三條 会社は、本社を東京都に置く。
2 会社に、北海道支社、東北支社、首都圏支社、中部支社、関西圏支社、四国支社及び九州支社を置く。

3 支社の所在地及び業務区域は、定款で定める。

（支社への権限委譲）

第四條 会社は、各支社ごとに、地域の輸送需要に適切に対応した効率的な事業の運営が責任をもつて行われるようにするため、支社に対し、できる限り大幅に権限委譲を行うべきものとする。

（株式）

第五條 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本國民又は日本國法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外國人若しくは外國法人に屬さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の十分の七以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（政府保有の株式の処分）

第六條 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

（名称の使用制限）

第七條 会社でない者は、日本鉄道株式会社という名称を用いてはならない。

（経営委員会）

第八條 会社に経営委員会を置く。

2 会社の経営の基本方針及び次に掲げる業務執行に關する重要事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 事業計画 二 鉄道新線の建設 三 鉄道の営業線の休止又は廃止 四 基本的な運賃及び料金の決定又は変更 五 運輸省令で定める重要な財産の譲渡又は担保への提供 六 国内における大規模な関連事業(会社が行う第一項第一項に規定する事業以外の事業をいう。第十四条第二項第三号及び第二十五条において同じ)の開始又は廃止 七 大規模な海外投資及び海外協力の業務の開始又は廃止 八 支社への業務執行の権限の委譲に関する基本的事項 (経営委員会の組織) 第九条 経営委員会は、委員九人及び会社の代表取締役のうちから取締役会が選任する者一人をもつて組織する。 2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。 3 委員長は、委員会の会務を総理する。 4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。 (委員の任命) 第十条 経営委員会の委員(以下第十三条までにおいて「委員」という)は、次に掲げる者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 一 会社の業務に關し、優れた経験と識見を有する者 五人 二 経済界、労働界、地方公共団体及び公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができ、この場合においては、任命後最初	の国会において、両議院の同意を得なければならない。 (任期) 第十一条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができ、 3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。 (罷免) 第十二条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。 (議決の方法) 第十三条 経営委員会は、委員長又は第九条第四項に規定する委員長を代理する者及び五人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 経営委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。 (地方経営委員会) 第十四条 支社に、それぞれ地方経営委員会を置く。 2 次に掲げる事項は、地方経営委員会の議決を経なければならない。 一 その業務区域内の営業線に係る旅客及び貨物の輸送並びに列車の運行に関する重要事項 二 その業務区域内の営業線に係る新規投資の開始 三 地域的な関連事業の開始又は廃止 四 その他支社の業務執行に関する重要事項 地方経営委員会は、委員七人及び支社の長をもつて組織する。 4 地方経営委員会の委員は、当該支社の業務区域内に住所を有する者であつて、次に掲げるものにつき、経営委員会の意見を聴いて、支社の長が選任する。 一 会社の業務に關し、優れた経験と識見を有する者 三人 二 地域における経済界、労働界、地方公共団体及び公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人 (運輸省令への委任) 第十五条 第八号から前条までに定めるもののほか、経営委員会及び地方経営委員会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。 (取締役及び監査役の選任等の決議) 第十六条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経営委員会の同意を得なければ、その効力を生じない。 (社債発行限度の特例) 第十七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のうち、少なくとも額の十倍を超えてはならない。 (一般担保) 第十八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 (債務保証) 第十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務(国庫復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、保証契約をすることができ、	のにつき、経営委員会の意見を聴いて、支社の長が選任する。 一 会社の業務に關し、優れた経験と識見を有する者 三人 二 地域における経済界、労働界、地方公共団体及び公共的輸送機関の利用者を代表する者 各一人 (運輸省令への委任) 第十五条 第八号から前条までに定めるもののほか、経営委員会及び地方経営委員会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。 (取締役及び監査役の選任等の決議) 第十六条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経営委員会の同意を得なければ、その効力を生じない。 (社債発行限度の特例) 第十七条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のうち、少なくとも額の十倍を超えてはならない。 (一般担保) 第十八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 (債務保証) 第十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務(国庫復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、保証契約をすることができ、	2 政府は、前項の規定によるほか、会社が債券又はその利権を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利権に係る債務について、保証契約をすることができ、 (資金の貸付け) 第二十条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第一項第一項の事業及びこれに附帯する事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。 (補助金の交付) 第二十一条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、会社に対し、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用の一部を補助することができ、 一 鉄道新線の建設に要する費用 二 洪水、地震その他の異常な天然現象により相当規模の災害を受けた鉄道の営業線の災害復旧に要する費用 (政府所有株式の後配) 第二十二条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができ、利益金額が政府以外の者の所有する株式に對し、年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に對し利益を配当することを要しない。 2 会社は、政府以外の者の所有する株式に對し、年百分の八の割合を超えて利益の配当をする場合には、その割合を超えて配当することができ、利益金額を、政府以外の者の所有する株式に對しては、一、政府の所有する株式に對しては五の割合で配当しなければならぬ。ただし、政府の所有する株式に對する利益の配当が年百分の十の割合を超えることとなる場合は、この限りでない。 (定款の変更等) 第二十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は
---	---	---	---

損失の処理、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第二十四条 会社は、毎営業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を作成し、運輸大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の場合において、特に必要があるときは、会社に対し、その届出に係る事業計画を変更すべきことを指示することができる。

(中小企業者への配慮)

第二十五条 会社は、関連事業を営むに当たっては、その関連事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することのないよう特に配慮しなければならない。

(社債及び借入金)

第二十六条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(財務諸表)

第二十七条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第二十八条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第二十九条 会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第三十条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

(大蔵大臣との協議)

第三十一条 運輸大臣は、第五條第三項、第二十三條(定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る)、第二十六條第一項又は第二十八條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第三十二条 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員が、その職務に対してわいりを收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3 会社の経営委員会の委員、地方経営委員会の委員、取締役、監査役又は職員であつた者が、その職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、わいりを收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第三十三条 前条各項の場合において、犯人が收受したわいりは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十四条 第三十二條各項に規定するわいりを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十五条 第三十二條の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の例に従う。

第三十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 この法律により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第一條第二項に規定する事業以外の事業を行つたとき。

三 第二十四條第一項の規定による届出をしなかつたとき。

四 第二十七條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第二十九條第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十七条 第七條の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(補助金の交付)

第二條 政府は、当分の間、毎年度、予算の範囲内において、会社に対し、政令で定めるところにより、その運輸の継続が国民生活にとつて必

要な鉄道の営業線であつて、適切な経営努力がなされたとしてもなおその収支の均衡を確保することが困難であると認められるものの運営に要する費用の一部を補助することができる。

(設立委員)

第三條 運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款の作成)

第四條 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第五條 会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え

る額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本鉄道株式会社法」とする。

(株式の引受け)

第六條 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを国鉄に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(財産の出資)

第七條 国鉄は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産(日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律(昭和六十一年法律

第 号) 第三條に規定する特定長期債務は含まれないものとする。)の全部を出資するものとする。この場合においては、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十五

第二項の規定は、適用しない。

(創立總會)

第八条 会社の設立に係る商法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本鉄道株式会社法附則第六條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割當」とする。

(会社の成立)

第九条 附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る給付は、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律附則第二条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十条 会社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十一条 国鉄が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十二条 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第八十一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(経営委員会の委員となるべき者の指名等)

第十三条 内閣総理大臣は、第十條第一項各号に掲げる者につき、両議院の同意を得て、経営委員会の委員となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された経営委員会の委員となるべき者は、会社の成立の時に於いて、この法律の規定により、経営委員会の委員に任命されたものとする。

(取締役等の選任についての経過措置)

第十四条 会社の最初の取締役及び監査役の選任については、第十六條の規定は適用しない。

2 前項の取締役及び監査役の選任については、会社の成立後遅滞なく、経営委員会の同意を得

るものとし、その同意を得られない取締役又は監査役については、その選任は、将来に向かつて効力を失ふものとする。

(名称についての経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に日本鉄道株式会社という名称を用いている者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十六条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第二十四條第一項中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(鉄道事業等の開始等に関する措置)

第十七条 会社の設立に伴う鉄道事業、一般自動車運送事業、連絡船事業その他の事業の開始等に関し必要な措置は、別に法律で定める。

(会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置)

第十八条 会社の附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、国鉄が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（国鉄が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国鉄が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（国鉄が昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地であり、かつ、国鉄が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る地方税法第七百條の六第三号の規定により軽油引取税が課されていない軽油の給付は、同法第七百條の四第一項第三号に規定する軽油の譲渡に該当しないものとする。

6 前項の場合において、会社は、同項に規定する軽油については地方税法第七百條の六第三号に掲げる軽油の引取りを行った者とみなす。

7 会社の附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る家屋の全部又は一部の取得は、地方税法第七百一條の三十三第三項の規定により新築又は増築とみなされる譲渡に該当しないものとする。

8 附則第七条の規定により国鉄が行う株券（有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百三十三号）第四條第二項に規定する持分を含む。）の出資に係る給付は、同法第一條に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

9 附則第十条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七条の規定により国鉄が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

10 会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二條の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条に

において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本国有鉄道の昭和六十一年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(租税についての減免)

第二十条 会社に対する国税及び地方税については、租税特別措置法及び地方税法で定めるところにより、減免の措置を講ずる。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約二千億円の見込みである。

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案（村沢牧君外五名発議）

日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本国有鉄道の解散)

第二条 日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）は、日本鉄道株式会社法（昭和六十一年法律第百三十三号）以下「会社法」という。）に基づいて設立される日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）の成立の時に於いて、解散する。

(権利及び義務の承継)

第三条 国鉄の解散の時に於けるその一切の権利及び義務のうち、長期借入金及び鉄道債券に係る債務で政令で定めるもの(以下「特定長期債務」という。)以外のものは、政令で定めるところにより、国鉄の解散の時に於いて、会社が承継する。

(職員承継)

第四条 国鉄の解散の際に国鉄の職員として在職する者は、会社の成立の時に於いて、会社の職員となるものとする。

2 前項の規定により国鉄の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対して、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国鉄の職員としての引き続き在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(清算中の国鉄)

第五条 国鉄は、解散した後においても、清算の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

(特定長期債務の処理)

第六条 第一条の規定による解散後の国鉄(以下「清算中の国鉄」という。)は、特定長期債務については、第十二条第一項の規定による交付金並びに第十二条第二項の規定による納付金及び同条第二項の規定により会社から譲り受けた土地その他の資産を処分して得た取入金をもつてその償還及び当該債務に係る利子の支払(以下「特定長期債務の償還等」という。)を行うものとする。

(清算人の任命等)

第七条 運輸大臣は、第二条の規定により国鉄が解散したときは、遅滞なく、解散前の国鉄の役員の中から清算人を任命しなければならない。

2 運輸大臣は、清算人が職務上の義務に違反し

たとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の国鉄の役員以外の者の中から任命することができ

(清算人の代表権)

第八条 清算人は、清算中の国鉄を代表する。

(清算人の職務権限)

第九条 清算人は、政府からの交付金等の受入れ、会社からの納付金の受入れ、会社からの土地その他の資産の譲受け及びその処分並びに特定長期債務の償還等の職務を行う。

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をすることができ

(償還計画)

第十条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等が完了するまでの間、昭和六十二年四月以降の毎三箇年を各一期として、当該期間に係る特定長期債務の償還等に関する計画(以下「償還計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 運輸大臣は、償還計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、償還計画を変更する場合に準用する。

4 政府は、毎年度、償還計画に従い、特定長期債務の償還等の財源に充てるために必要な経費を予算に計上しなければならない。

5 清算人は、償還計画に従つて特定長期債務の処理を行わなければならない。

(清算中の国鉄に対する資金の交付等)

第十一条 政府は、清算中の国鉄に対し、特定長期債務の償還等が完了する年度までの期間中の毎年度、政令で定めるところにより、特定長期債務の償還等に要する資金を交付しなければならない。

2 政府は、前項に定めるもののほか、清算中の国鉄に対し、必要な資金の融通及びあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(清算中の国鉄に対する会社の納付金等)

第十二条 会社は、第三条の規定により承継した土地その他の資産でその事業の用に供すること等を要しないものを譲渡した場合において、その取得した対価の額の一部を、清算中の国鉄に対し、特定長期債務の償還等の財源に充てるため納付することができ

2 前項に規定するもののほか、会社は、清算中の国鉄に対し、前項に規定する土地その他の資産のうち特定長期債務の償還等の財源に充てるため必要かつ適当なものを無償で譲渡することができ

(監督)

第十三条 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関し必要な事項を命ずることができ

(清算終了の届出)

第十四条 清算人は、清算が終わつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(罰則)

第十五条 清算人が、第十三条の規定による運輸大臣の命令に違反したときは、十万円以下の罰金に処す。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(日本国有鉄道法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)

二 日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第五百五号)

(日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の日本国有鉄道法(以下「旧法」という。)は、同条の規定にかかわらず、国鉄の解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 附則第二条の規定の施行前に旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、会社法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 第四条第一項の規定の適用を受ける者の附則第二条の規定の施行前に旧法第三十一条の規定により受けた懲戒処分及び附則第二条の規定の施行前の事業に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受け者が懲戒処分を行うものとする。

3 旧法第三十九条の十七の規定による報告で、附則第二条の規定の施行の日の前日までに Rowe ていないものについては、なお従前の例による。

4 国鉄の昭和六十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、旧法第九条第三項第四号及び第四十条第一項(監査委員会の監査報告書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。

5 附則第二条の規定の施行前に国鉄が旧法第四十二条の二第一項の規定により発行した鉄道債券に係る消滅時効については、なお従前の例による。

6 旧法第四十二条の二第八項の規定により国鉄から鉄道債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行又は信託会社については、同条第九項の規定は、なおその効力を有する。

7 附則第二条の規定の施行の日の前日までの期

間について国鉄に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

8 旧法第四十八条に規定する現金出納職員又は旧法第四十八条の二第一項に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の附則第二条の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

9 旧法第五十条に規定する附則第二条の規定の施行前の国鉄の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

10 附則第二条の規定の施行前に生じた事故に基づく国鉄の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

11 附則第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国有鉄道法施行法の廃止に伴う経過措置)
第五条 附則第二条の規定による廃止前の日本国有鉄道法施行法第四条の規定により国鉄が承継した不動産に関する権利につき登記については、同法第七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第六条 第三条の規定により会社が承継する国鉄の鉄道債券又は長期借入金に係る債務については、鉄道債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)又は国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)により政府がした保証契約があるときは、当該保証契約は、その承継後においても、当該鉄道債券又は長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとし、同法の規定によりした保証契約に係る鉄道債券又は国際復興開発銀行に引き渡した同法第三条に規定する引渡債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2 第三条の規定により会社が承継する鉄道債券は、会社法第七十七条及び第十八条の規定の適用については、社債とみなす。

3 第三条の規定により会社が承継する債務に係る鉄道債券又は借入金が資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該鉄道債券又は借入金についての資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七條第一項の規定の適用については、会社法同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4 第三条の規定により会社が承継する債務に係る鉄道債券又は借入金が簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該鉄道債券又は借入金についての簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定の適用については、会社法同項第四号又は第五号に規定する法人とみなす。

(政令への委任)
第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、今後の償還計画にもよるが、昭和六十二年において約一兆千億円の見込みである。

日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案(村沢牧君外五名発議)
日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等(第五条―第八条)

第三章 会社の講ずる措置(第九条―第十七条)
第四章 国等の講ずる措置(第十八条―第三十条)
(四章)

第五章 日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部(第三十五条―第三十七条)
第六章 雑則(第三十八条―第四十一条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、日本国有鉄道から移行した日本鉄道株式会社の健全な経営を確保するため再就職を必要とする職員の発生が見込まれることにかんがみ、退職希望職員等について特別の給付金の支給及び再就職の促進に関する特別の措置を講じ、もつて退職希望職員等の職業及び生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律(第十八条、第十九条第二項、第二十条、第二十一条及び第三十五条を除く。)において「職員」とは、日本鉄道株式会社(以下「会社」という。)に常時勤務する者(役員及び期間を定めて雇用される者で政令で定めるものを除く。)をいう。

2 この法律において「退職希望職員」とは、第十一条の規定による認定を受けている職員をいう。

3 この法律において「希望退職者」とは、退職希望職員が退職した場合における当該退職をした者(傷病その他政令で定める事由により退職した者を除く。)をいう。

(国の責務)
第三条 国は、退職希望職員及び希望退職者(以下「退職希望職員等」という。)の再就職の促進のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(会社の責務)
第四条 会社は、職員が加入する労働組合の意見を尊重しつつ、事業の拡大、職員の配置の検討等により退職希望職員等の数をできる限り抑制

するとともに、退職希望職員等の再就職の促進を図るため、最大限の努力をしなければならない。

2 会社は、この法律に定める措置を実施するに当たっては、退職を希望する職員の募集に応ずること等を要し、又は職員が労働組合の組合員であること等を理由として差別的取扱いをしてはならない。

第二章 退職希望職員等再就職促進基本計画等
(退職希望職員等再就職促進基本計画)
第五条 国は、退職希望職員等再就職促進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 退職希望職員等の見込数に関する事項
二 国、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(以下「特殊法人等」という。)及び地方公共団体による退職希望職員等の採用の促進に関する事項
三 一般事業主(事業主であつて前号に掲げるものの以外のものをいう。以下同じ。)による退職希望職員等の雇入れの促進に関する事項
四 その他退職希望職員等の再就職の促進のために必要な措置に関し基本となるべき事項

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長、都道府県知事及び主要な一般事業主の団体の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画の概要を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(適正な職員の数の算定等)

第六条 会社は、前条第二項第一号に掲げる退職希望職員等の見込数の算定の基礎とするため、車両等の運行の安全の確保、利用者の需要への適切な対応、職員の労働条件の維持改善等を考慮して、その経営する事業の適正かつ健全な運営を確保するために必要とされる職員の数を算定し、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部第五号を除き、以下「本部長」という。に報告しなければならない。

2 会社は、前項の職員の数を算定するに当たっては、職員が加入する労働組合と協議しなければならない。

(退職希望職員等採用促進計画)

第七条 国は、毎年度、基本計画に基づき、退職希望職員等採用促進計画(以下「採用促進計画」という。)を定めなければならない。

2 採用促進計画においては、国、特殊法人等、地方公共団体及び一般事業主の区分ごとの退職希望職員等の採用の促進に関する事項を定めるものとする。

3 第五号第三項から第五号までの規定は、採用促進計画の作成及び変更について準用する。

(退職希望職員等再就職促進実施計画)

第八条 会社は、毎年度、基本計画に基づき、退職希望職員等再就職促進実施計画(以下「実施計画」という。)を作成し、総理府令で定めるところにより、本部長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 実施計画においては、退職希望職員等の見込数に関する事項、退職を希望する職員の募集に関する事項及び教育訓練その他の退職希望職員等の再就職の促進のために必要な措置に関する事項を定めるものとする。

3 第六号第二項の規定は、実施計画の作成及び変更について準用する。

第三章 会社の講ずる措置
(雇用の継続のための措置)

第九条 会社は、新たな職員の採用の抑制、職員の適正な配置その他の職員の雇用の継続を図るために必要な措置を講じなければならない。

(退職を希望する職員の募集)

第十条 会社は、実施計画に基づき、退職を希望する職員の募集を行うものとする。

(認定)

第十一条 会社の代表者は、五十五歳未満の職員が前条の規定による募集に応じて退職を申し出たときは、その者について退職を希望する職員である旨の認定を行わなければならない。

(特別給付金の支給)

第十二条 会社は、退職希望職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という。)を支給しなければならない。

一 退職の日において五十五歳以上である者

二 傷病又は死亡により退職した者

三 退職の日又はその翌日に、国、特殊法人等又は地方公共団体に常時勤務する者として採用された者

四 前三号に掲げるもののほか政令で定める要件に該当する者

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額に十を乗じて得た金額とする。

(再就職の促進に関する業務等)

第十四条 会社は、実施計画に基づき、退職希望職員等の再就職の促進を図るため、日本鉄道株式会社法(昭和六十一年法律第 号)第一条第二項並びに第十六条第一項及び第十七条第一項に定めるもののほか、次の業務を行う。

一 退職希望職員等に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

二 退職希望職員等の再就職のために必要な求人を開拓及び職業指導を行うこと。

三 退職希望職員等の再就職のために必要な無料の職業紹介事業を行うこと。

四 退職希望職員等を雇い入れる一般事業主に對し必要な援助を行うこと。

五 退職希望職員等に対し、再就職後に必要となる住宅のあつせんその他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、退職希望職員等の再就職の援助等のために必要な業務を行うこと。

2 前項の業務は、日本鉄道株式会社法第一条第二項に規定する事業に該当するものとみなして、同法第三十六條(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 第一項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三章第二節(第三十四條を除く。)の規定は、適用しない。

4 第一項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、会社を職業安定法第三十三條第一項の規定による許可を受けて職業紹介事業を行う者となして、同法第三十四條第二項、第四十九條第一項及び第三項並びに第五十條第一項から第三項までの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項第三号の無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(求職活動に対する便宜)

第十五条 会社は、退職希望職員が求職活動をしようとするときは、できる限り便宜を図らなければならない。

(関連事業主に対する雇入れの要請)

第十六条 会社は、実施計画に基づき、次に掲げる者(以下「関連事業主」という。)に対し、退職希望職員等をその労働者として雇い入れるように要請するものとする。

一 その資本金の全部又は一部が会社からの出資による法人

二 前号に掲げる法人のほか、会社の行う事業と密接な関連を有する事業を行う者

2 会社は、前項の要請をするに当たっては、当該関連事業主が雇用する労働者の雇用の安定及び労働条件の維持について配慮しなければならない。

3 第十四条第二項の規定は、第一項の業務について準用する。

(その他の措置)

第十七条 会社は、事業主(関連事業主を除く。)に対して退職希望職員等をその労働者として雇い入れるように積極的な要請をする等、退職希望職員等の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 第十四条第二項の規定は、前項の業務について準用する。

第四章 国等の講ずる措置
(国による採用)

第十八条 国の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下この項及び第三項において同じ。)は、採用促進計画に基づき、毎年度、当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下この条において同じ。)において採用する職員(常時勤務する職員に限るものとし、特別の資格又は技能を必要とする職種等であつて本部長の定めるものに係る職員を除く。以下この条において同じ。)の総数に、当該機関において採用する職員の数の動向を勘案して当該機関ごとに本部長が定める割合を乗じて得た数以上の数の退職希望職員等をその職員として採用するため、退職希望職員等の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 国の任命権者は、前項の計画に基づき、退職希望職員等をその職員として採用しなければならない。

3 国の任命権者は、毎年度、総理府令で定めるところにより、当該機関において職員として採用することを予定する退職希望職員等の数及び職員として採用した退職希望職員等の数を本部長に報告しなければならない。

(国が採用する場合の処遇)

第十九条 国が退職希望職員等を採用する場合における給与その他の処遇については、日本国有鉄道における職務及び会社における職務並びにこれらの職務に従事していた期間を考慮して定められるものとする。

2 希望退職者が退職の日又はその翌日に国に常時勤務する者として採用された場合であつて、会社から退職手当の支給を受けるときは、その者に対する国家公務員等退職手当法(昭和二十八法律第八十二号)の適用については、当該支給を受けない退職手当に係る日本国有鉄道の職員であつた期間及び会社の職員であつた期間は、国の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(特殊法人等に対する採用の要請)

第二十条 本部長は、採用促進計画に基づき、特殊法人等に対し、国に準じて退職希望職員等をその職員として採用するよう要請するものとする。

(地方公共団体に対する採用の要請)

第二十一条 本部長は、採用促進計画に基づき、地方公共団体に対し、積極的に退職希望職員等をその職員として採用するよう要請するものとする。

(特殊法人等及び地方公共団体が採用する場合の処遇)

第二十二条 特殊法人等及び地方公共団体が退職希望職員等を採用する場合における給与、退職手当その他の処遇については、第十九条の規定に基づき定められる処遇に準じて定められるものとする。

の上とする。

(一般事業主の団体に対する協力の要請)

第二十三条 本部長は、採用促進計画に基づき、主要な一般事業主の団体に対し、当該団体の構成員である一般事業主に係る労働者の雇入れに際し、退職希望職員等の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

(退職希望職員等雇用助成金)

第二十四条 国は、退職希望職員等の再就職を促進するため、総理府令で定めるところにより、退職希望職員等を継続して雇用する労働者として雇い入れる一般事業主に対し、退職希望職員等雇用助成金を支給することができる。

(職業訓練)

第二十五条 国及び雇用促進事業団は、退職希望職員等の再就職を促進するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、会社の委託に係る退職希望職員等に対する職業訓練について、前項の措置に相当する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 都道府県が前項の会社の委託に係る職業訓練を行う場合には、会社は、当該職業訓練の実施に要する費用を負担するものとする。

(職業紹介等)

第二十六条 公共職業安定所は、退職希望職員等の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(会社に対する補助等)

第二十七条 国は、会社に対し、特別給付金の支給及び第十四条第一項に規定する業務に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、会社に対し、第十四条第一項に規定する業務の実施に必要の助言、指導その他の援助を行うものとする。

(地方公共団体に対する財政上の措置)

第二十八条 国は、退職希望職員等を採用した地方公共団体の負担を軽減するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

上の措置を講ずるものとする。

(雇用促進事業団の援護業務)

第二十九条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、退職希望職員等の再就職の促進及び再就職した希望退職者の職業の安定を図るため、次の業務を行う。

一 退職希望職員等に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための職業訓練を行うこと。

二 退職希望職員等に対し、職業及び生活に関する相談を行うこと。

三 退職希望職員等が事業を開始する場合において、必要な資金の借入れのあっせん及び当該借入れに係る債務の保証を行うこと。

四 再就職した希望退職者に対し、その作業の環境に適應させるために必要な指導を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、退職希望職員等の再就職の援助等及び再就職した希望退職者の職業の安定に関し必要な業務であつて総理府令、労働省令で定めるものを行うこと。

(区分経理)

第三十条 雇用促進事業団は、前条各号に掲げる業務(以下「援護業務」という)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて、行わなければならない。

(納付金及び交付金)

第三十一条 会社は、雇用促進事業団に対し、第三十九条第一号及び第二号に掲げる業務、同条第五号に掲げる業務(同条第二号及び第三号に掲げる業務に係るものに限る)並びに同条第六号に掲げる業務(総理府令、労働省令で定めるものに限る)に要する費用の財源に充てるため、総理府令、労働省令で定めるところにより算定した額の納付金を納付しなければならない。

2 国は、雇用促進事業団に対し、援護業務のうち、前項に規定する業務以外の業務に要する費用に相当する額の交付金を交付する。

(援護業務に関する監督)

第三十二条 援護業務に関しては、雇用促進事業団法第三十二条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び労働大臣が雇用促進事業団を監督する。

2 内閣総理大臣及び労働大臣は、第二十九条から前条まで及び次条の規定を施行するために必要があるとき、雇用促進事業団に対し、援護業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(援護業務に関する雇用促進事業団法の適用の特例)

第三十三条 援護業務は、雇用促進事業団法第九條第一項及び第三項に規定する業務に該当するものとみなして、同法第九條の二、第二十条、第三十七條第一項(同法第九條の二第一項並びに第二十条第二項及び第二項に係る部分に限る)及び第四十条(第一号及び第三号に係る部分に限る)の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び労働大臣」と、同法第二十条第二項及び第三項並びに第三十七條第一項第二号中「労働省令」とあるのは「総理府令、労働省令」とする。

2 前項において適用する雇用促進事業団法第九條の二第一項の規定により援護業務の委託を受けた金融機関は、同法第三項に規定する受託金融機関とみなして、同法第三十三條及び第三十九條の規定を適用する。

3 援護業務に関しては、雇用促進事業団法第十二條第一項、第二十四條第一項及び第二項、第三十三條第一項(前項において適用する場合を含む)並びに第三十七條第一項(同法第二十二條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條(同法第二十二條第一項の規定による認可及び

第二十四條第一項の規定による承認に係る部分に限る。以下この項において同じ。に係る部分に限る。中「労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び労働大臣」と、同法第三十一条及び第三十七條第一項第二号（同法第三十一条に係る部分に限る。）中「労働省令」とあるのは「総理府令、労働省令」とする。

4 雇用促進事業団法第二十二條第二項（同法第二十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、援護業務については、適用しない。

5 前条第二項の規定による内閣総理大臣及び労働大臣の命令は、雇用促進事業団法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなして、同法第四十條（第五号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（関連事業主の雇用する労働者に対する特別措置）

第三十四條 国は、会社の健全な経営の確保のため会社が講ずる措置により、関連事業主が雇用する労働者の雇用の安定に著しい影響があると認められるときは、当該労働者の職業及び生活の安定を図るための特別の措置を講ずるものとする。

第五章 日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部

（設置及び組織）

第三十五條 総理府に、特別の機関として、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部長は、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策本部（以下この章において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括する。

4 本部に、日本鉄道株式会社等退職希望職員等雇用対策副部長（以下「副部長」という。）その他の職員を置く。

5 副部長は、本部長の職務を助ける。

6 副部長その他の職員は、本部長が任命する。

（所掌事務）

第三十六條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本計画及び採用促進計画の企画及び立案に関すること。

二 第八條第一項の規定による実施計画の認可に関すること。

三 第十八條第一項に規定する割合の決定その他の退職希望職員等の再就職の促進のための施策の総合調整に関すること。

四 第一号に掲げるものを除き、この法律に基づき内閣総理大臣の権限に属する事務について内閣総理大臣を補佐すること。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律に基づき本部に属させられた事務

（政令への委任）

第三十七條 前二條に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（会社に対する監督）

第三十八條 第三章の規定により会社が講ずる措置に關しては、日本鉄道株式会社法第二十九條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が会社を監督する。

（連絡及び協力）

第三十九條 会社並びに公共職業安定所その他の職業安定機関及び雇用促進事業団は、退職希望職員等の円滑な再就職を促進するために、相互に、緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（船員とならうとする退職希望職員等に関する特例）

第四十條 退職希望職員等のうち、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十號）第六條第一項に規定する船員として再就職しようとする者（以下「船員とならうとする者」という。）に關しては、第十四條第三項中「職業安定法（昭和二十二年法律第四十一號）第三章第二節（第三十四條を除く。）とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十號）第三章第一節（第三十七條、第四十條及び第四十一條を除く。）と、同條第五項中「前二項」とあるのは「第三項及び第四十條」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第二十六條中「公共職業安定所」とあり、及び前条中「公共職業安定所その他の職業安定機関」とあるのは「地方運輸局（海運監理部を含む。）とする。

和二十三年法律第三十號）第三章第一節（第三十七條、第四十條及び第四十一條を除く。）と、同條第五項中「前二項」とあるのは「第三項及び第四十條」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第二十六條中「公共職業安定所」とあり、及び前条中「公共職業安定所その他の職業安定機関」とあるのは「地方運輸局（海運監理部を含む。）とする。

2 船員とならうとする者に係る第十四條第一項第三号の無料の職業紹介事業に關しては、同條第四項の規定にかかわらず、当該事業は、船員職業安定法第三十四條の規定により行われるものとみなして、同法第四十條及び第四十一條の規定（同法第四十條に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

（報告）

第四十一條 会社は、総理府令で定めるところにより、退職希望職員等の再就職の状況その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における援護業務に關する雇用促進事業団法の適用については、同法第二十二條第一項中「当該年度の開始前」とあるのは「日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法（昭和六十一年法律第 号）の施行後速やかに」とする。

第三條 施行日から日本鉄道株式会社法附則第九條の規定により会社が成立する日（以下「成立日」という。）の前日までの間は、本則（第十九條を除く。）中「日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）とあり、及び「会社」とあるのは「日本国有鉄道」と、第十四條第一項中「日本鉄道株式会社

社法（昭和六十一年法律第 号）第一條第二項」とあるのは「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二十五號）第三條」と、同條第二項中「日本鉄道株式会社法第一條第二項」とあるのは「日本国有鉄道法第三條」と、「同法第三十六條（第二号に係る部分に限る。）とあるのは「同法第五十五條（第二号に係る部分に限る。）と、第三十八條中「日本鉄道株式会社法第二十九條第一項」とあるのは「日本国有鉄道法第五十二條」とする。

第四條 この法律の施行前に附則第六條の規定による改正前の日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律（昭和六十一年法律第七十六號。以下「旧法」という。）第四條第一項の規定により行われた認定は、前條の規定により読み替えられた第十一條の規定により行われた認定とみなす。

2 施行日から成立日の前日までの間に前條の規定により読み替えられた第十一條の規定により行われた認定（前項の規定により当該認定とみなされたものを含む。）は、成立日以後同條の規定により行われた認定とみなす。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律の一部改正）

第六條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「及び日本国有鉄道の職員の退職の促進」を削る。

第四條から第七條までを削る。

（日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき

特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第七條 この法律の施行前に旧法第四條第一項の規定により認定を受けた職員であつてこの法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対する同条第二項に規定する特別給付金の支給等については、旧法第四條から第六條までの規定は、なおその効力を有する。

2 成立日以後における前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第六條の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道」とあるのは「日本鉄道株式会社」と、同条第一項第一号中「職員」とあるのは「日本鉄道株式会社の常勤の職員」とする。

(この法律の廃止)

第八條 この法律は、施行日から起算して五年を経過する日までに廃止するものとする。

この法律施行に要する経費
この法律施行に要する経費は、昭和六十一年度において約二百億円の見込みである。

(小字は衆議院修正)

日本国有鉄道改革法案
日本国有鉄道改革法

目次

第一章 総則(第一條―第五條)

第二章 日本国有鉄道の改革に関する基本方針(第六條―第十八條)

第三章 日本国有鉄道の事業等の引継ぎ等(第十九條―第二十七條)

附則

第一章 総則

(題旨)

第一條 この法律は、日本国有鉄道による鉄道事業その他の事業の経営が破綻し、現行の公共企業体による全国一元的経営体制の下においては、その事業の適切かつ健全な運営を確保することが困難となつてゐる事態に対処して、これらの

事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る新たな経営体制を実現し、その下において我が国の基幹的輸送機関として果たすべき機能を効率的に発揮させることが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であることにかんがみ、これに即応した効率的な経営体制を確立するための日本国有鉄道の経営形態の抜本的な改革(以下「日本国有鉄道の改革」という。)に関する基本的な事項について定めるものとする。

(国等の責務)

第二條 国は、この法律に定める方針に従ひ必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、日本国有鉄道の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

2 日本国有鉄道は、日本国有鉄道の改革が国民生活及び国民経済にとつて緊急の課題であることを深く認識し、その組織の全力を挙げて、この法律に定める方針に基づく施策が確実かつ円滑に実施されるよう最大限の努力を尽くさなければならない。

(地方公共団体等の協力)

第三條 地方公共団体その他の関係者は、日本国有鉄道の改革が国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であることにかんがみ、この法律に定める方針に基づく国の施策の確実かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

(利用者の利便の確保等)

第四條 国は、日本国有鉄道の改革の実施に際し、日本国有鉄道が経営している事業に係る利用者の利便の確保及び適正な利用条件の維持について特に配慮するものとする。

(改革の実施時期)

第五條 日本国有鉄道の改革は、昭和六十二年四月一日に実施するものとする。

第二章 日本国有鉄道の改革に関する基本方針

(旅客鉄道事業の分割及び民営化)

第六條 国は、日本国有鉄道が経営している旅客鉄道事業について、主要都市を連絡する中距離の幹線輸送並びに大都市圏及び地方主要都市圏における輸送その他の地域輸送の分野において果たすべき役割にかんがみ、その役割を担うにふさわしい適正な経営規模の下において旅客輸送需要の動向に的確に対応した効率的な輸送が提供されるようその事業の経営を分割するとともに、その事業が明確な経営責任の下において自主的に運営されるようその経営組織を株式会社とするものとする。

2 国は、旅客鉄道株式会社(前項の規定により旅客鉄道事業を經營する株式会社をいう。)として、次の各号に掲げる株式会社(以下「旅客会社」という。)を設立し、それぞれ、主として当該各号に定める地方において日本国有鉄道が經營している旅客鉄道事業を当該旅客会社に引き継がせるものとする。

- 一 北海道旅客鉄道株式会社 北海道
- 二 東日本旅客鉄道株式会社 東北及び関東
- 三 東海旅客鉄道株式会社 東海
- 四 西日本旅客鉄道株式会社 北陸、近畿及び中国
- 五 四国旅客鉄道株式会社 四国
- 六 九州旅客鉄道株式会社 九州

第七條 国は、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、前条の規定により旅客会社がこれらの新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を經營する場合において、これらの旅客会社の当該事業に係る経営基盤の均衡化を図るとともに、これによりこれらの施設に係る利用者の負担の適正化を図るため、新幹線鉄道保有機構(以下「機構」という。)を設立し、当該新幹線鉄道の施設の一括保有及び貸付けに関する業務を行わせるものとする。

(貨物鉄道事業の分離及び民営化)

第八條 国は、日本国有鉄道が經營している貨物

鉄道事業について、主として長距離の輸送及び大量の輸送の分野において果たすべき役割にかんがみ、一体的かつ適正な経営管理体制の下において貨物輸送需要の動向に的確に対応した効率的な輸送が提供されるようその経営を旅客鉄道事業の経営と分離するとともに、その事業が明確な経営責任の下において自主的に運営されるようその経営組織を株式会社とするものとする。

2 国は、前項の規定により貨物鉄道事業を經營する株式会社として、日本貨物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。)を設立し、日本国有鉄道が經營している貨物鉄道事業を貨物会社に引き継がせるものとする。

(連絡船事業の引継ぎ)

第九條 国は、日本国有鉄道が經營している連絡船事業について、それぞれ、その事業の地域に応じて関係する旅客会社であつて運輸大臣が指定するものに引き継がせるものとする。

(旅客自動車運送事業の引継ぎ等)

第十條 国は、日本国有鉄道が經營している旅客自動車運送事業について、それぞれ、その事業の地域に応じて各旅客会社に引き継がせるものとする。この場合には、その旅客自動車運送事業がそれぞれの地域における輸送需要の動向に的確に対応した効率的な輸送を提供し得る体制の下で運営されることが必要であることにかんがみ、日本国有鉄道からその事業を引き継いだ旅客会社における検討を経て、その事業を併せて經營することが適切である場合を除き、当該旅客会社からのその事業の経営の分離を図るための手続その他の方策がとられるものとする。

(電気通信等に関する業務等の引継ぎ)

第十一條 国は、日本国有鉄道が行つてゐる電気通信、情報の処理及び試験研究に関する業務のうち、すべての旅客会社及び貨物会社の事業の運営に関連するため一体的に運営することが適当であると認められるものについては、旅客会社及び貨物会社以外の法人であつて運輸大臣が

これらの業務の性質を考慮して指定するものに引き継がせるものとする。

2 国は、第六条から前条まで及び前項に定めるもののほか、日本国有鉄道が行っている事業又は業務（以下「事業等」という。）のうち、これらの規定により旅客会社、機構、貨物会社及び同項の規定により運輸大臣が指定する法人（以下「承継法人」という。）が行うこととなる事業等と併せて運営することが適当と認められるものについては、当該承継法人に引き継がせるものとする。

（経営の安定のための基金）

第十二条 国は、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「北海道旅客会社等」という。）の設立に際し、それぞれに基金を置かせるものとし、その運用により生ずる収益をその事業の運営に必要な費用に充てることにより、北海道旅客会社等の経営の安定を図るものとする。

2 日本国有鉄道は、北海道旅客会社等に対し、前項に規定する基金に充てるために必要な金額に相当する額の債務を負担するものとする。

（国鉄長期債務等の承継等）

第十三条 国は、承継法人が日本国有鉄道から事業等を引き継ぐに際し、その引き継いだ事業等の健全かつ円滑な運営を阻害しない範囲において、当該承継法人に対し、日本国有鉄道の長期借入金及び鉄道債券に係る債務（以下「国鉄長期債務」という。）その他の債務を承継させる等の措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の規定にかかわらず、北海道旅客会社等及び第十一条第一項の規定により試験研究に関する業務を引き継ぐ法人に対しては国鉄長期債務を承継させないものとする。

（日本鉄道建設公団の鉄道施設に係る資産及び債務の承継等）

第十四条 国は、日本国有鉄道の改革の実施に伴い、日本鉄道建設公団の鉄道施設に係る資産について、当該鉄道施設の建設の目的に照らし日

本鉄道建設公団が引き続き所有すべき場合及び当該鉄道施設の管理上又はこれに係る鉄道事業の経営上の必要性にかんがみ日本鉄道建設公団が引き続き所有することが適当であると認められる場合を除き、当該資産の日本国有鉄道又は次条に規定する日本国有鉄道清算事業団（次項において「日本国有鉄道等」という。）への承継に関する措置を講ずるものとする。

2 国は、日本国有鉄道の改革の実施に伴い、日本鉄道建設公団及び本州四国連絡橋公団の鉄道施設の建設に係る費用のうち、その負担の原則に照らし日本国有鉄道等が負担することが適当であると認められるものについて、当該費用に係る債務の日本国有鉄道等への承継その他の費用負担に関する適切な措置を講ずるものとする。

3 前二項に規定する措置は、当該鉄道施設が昭和六十二年四月一日以降に完成するときは、当該完成の時期に充てて講ぜられるものとする。

（日本国有鉄道清算事業団への移行）

第十五条 国は、日本国有鉄道が承継法人に事業等を引き継いだときは、日本国有鉄道が日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）に移行させ、承継法人に承継されない資産、債務等を処理するための業務等を行わせるほか、臨時に、その職員の再就職の促進を図るための業務を行わせるものとする。

（事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施）

第十六条 国は、事業団の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、その実施に関する基本的な方針を策定するとともに、これに従い、事業団に対する助成、資金の融通及びあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

（職員の再就職の促進のための特別の措置）

第十七条 国は、日本国有鉄道の改革の実施に伴い、一時に多数の日本国有鉄道の職員が再就職を必要とすることとなることにかんがみ、これら

の者に關し、再就職の機会の確保及び再就職の援助等のための特別の措置を講ずるものとする。

（日本国有鉄道の改革の実施に関するその他の事項）

第十八条 この法律及びこれに基づく命令に定めるもののほか、旅客会社及び貨物会社の設立及び運営、機構の設立及び運営、事業団への移行及びその運営、前条に規定する特別の措置その他日本国有鉄道の改革の実施に關し必要な事項は、別に法律で定めるところによるものとする。

第三章 日本国有鉄道の事業等の引継ぎ等（事業等の引継ぎ並びに権利及び義務の承継等に関する計画）

第十九条 運輸大臣は、日本国有鉄道の事業等の承継法人への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、閣議の決定を経て、その事業等の引継ぎ並びに権利及び義務の承継等に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 承継法人に引き継がせる事業等の種類及び範囲に関する基本的な事項
- 二 承継法人に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する基本的な事項
- 三 日本国有鉄道の職員のうち承継法人の職員となるものの総数及び承継法人ごとの数
- 四 その他承継法人への事業等の適正かつ円滑な引継ぎに関する基本的な事項

3 運輸大臣は、基本計画を定めたときは、日本国有鉄道に対し、承継法人ごとに、その事業等の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を作成すべきことを指示しなければならない。

4 実施計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二十四条第一項から第三項までの規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公

団から承継する資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する事項を含む。）について記載するものとする。

一 当該承継法人に引き継がせる事業等の種類及び範囲

二 当該承継法人に承継させる資産

三 当該承継法人に承継させる国鉄長期債務その他の債務

四 前二号に掲げるもののほか、当該承継法人に承継させる権利及び義務

五 前各号に掲げるもののほか、当該承継法人への事業等の引継ぎに關し必要な事項

5 日本国有鉄道は、第三項の規定による指示があつたときは、基本計画に従い実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。

6 日本国有鉄道は、実施計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、運輸省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

7 日本国有鉄道は、前項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（承継される財産の価格）

第二十条 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産（第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。）の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

2 評価審査会は、前項の規定による決定をしようとするときは、その承継の際に見込まれる日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の会計における当該財産の帳簿価額を基準とするものとする。ただし、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して帳簿価額によることが適当でないとき、当該財産の帳簿価額によらないことができる。

3 前二項に定めるもののほか、評価審査会の組織及び運営並びに財産の価格の決定に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(事業等の引継ぎ)

第二十一条 第十九条第五項の認可を受けた実施計画(同条第六項の認可又は同条第七項の規定による届出があつたときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。)において定められた日本国有鉄道の事業等は、承継法人の成立の時(当該承継法人が第十一条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人である場合にあつては、附則第二項の規定の施行の時。以下同じ。)において、それぞれ、承継法人に引き継がれるものとする。

(権利及び義務の承継)

第二十二條 承継法人は、それぞれ、承継法人の成立の時に於いて、日本国有鉄道の権利及び義務(第二十四条第一項から第三項までの規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。)のうち承継計画において定められたものを、承継計画において定めるところに従ひ承継する。

(承継法人の職員)

第二十三條 承継法人の設立委員(当該承継法人が第十一条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人である場合にあつては、当該承継法人。以下「設立委員等」という。)は、日本国有鉄道の職員、その職員に対し、それぞれの承継法人の職員の労働条件及び職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 日本国有鉄道は、前項の規定によりその職員に対し労働条件及び採用の基準が提示されたときは、承継法人の職員となることに関する日本国有鉄道の職員の意思を確認し、承継法人別に、その職員となる意思を表示した者の中から当該承継法人に係る同項の採用の基準に従ひ、その職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員等に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された日本国有鉄道の職員のうち、設立委員等から採用する旨の通知を受けた者であつて附則第二項の規定の施行の際現に日本国有鉄道の職員であるものは、承継法人

の成立の時に於いて、当該承継法人の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

5 承継法人(第十一条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人を除く。)の職員の採用については、当該承継法人の設立委員がした行為及び当該承継法人の設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、当該承継法人がした行為及び当該承継法人に対してなされた行為とする。

6 第三項の規定により日本国有鉄道の職員が承継法人の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。

7 承継法人は、前項の規定の適用を受けた承継法人の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の日本国有鉄道の職員としての引き続いた在職期間を当該承継法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(日本鉄道建設公団の鉄道施設に係る資産及び債務の承継等)

第二十四條 日本国有鉄道は、附則第二項の規定の施行の時に於いて、次に掲げる鉄道施設に係る資産であつて日本鉄道建設公団が所有するものを承継する。

一 日本国有鉄道に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設

二 その建設の工事を完了していない新幹線鉄道に係る鉄道施設のうち、旅客会社が鉄道事業を経営しないものとして運輸大臣が定めるもの

三 日本国有鉄道に有償で貸し付けている鉄道施設(第一号及び第五号に掲げるものを除く。)のうち、北海道旅客会社等が日本国有鉄

道から当該鉄道施設に係る鉄道事業を引き継ぐものとして運輸大臣が定めるもの

四 日本国有鉄道に無償で貸し付けている鉄道施設(次号に掲げるものを除く。)

五 日本国有鉄道の鉄道による輸送に代えて旅客自動車運送事業による輸送を行うことが適当であるものとされた鉄道の営業線に係る鉄道施設(当該営業線が廃止されている場合におけるその営業の用に供されていた施設を含む。)として運輸大臣が定めるもの

六 その建設の工事を完了していない鉄道施設(第二号に掲げるものを除く。)であつて、旅客会社又は貨物会社が鉄道事業を営営することとしなないものうち運輸大臣が定めるもの

七 地域における輸送の確保のため特に必要であると認め運輸大臣が行つたその建設に係る指示を受けて日本鉄道建設公団により建設された鉄道施設であつて、日本国有鉄道以外の鉄道事業者が無償で貸し付けているもの

2 日本国有鉄道は、附則第二項の規定の施行の時に於いて、その時における日本鉄道建設公団の長期借入金及び鉄道建設債券に係る債務のうち、日本鉄道建設公団が所有する次に掲げる鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定めるものを承継する。

一 前項第一号から第三号までに掲げる鉄道施設

二 前項第五号及び第六号に掲げる鉄道施設であつて運輸大臣が定めるもの

3 日本国有鉄道は、第一項の規定による資産の承継の時に於いて、当該資産に係る日本鉄道建設公団のその他の権利及び義務を承継する。

4 前三項の規定により日本国有鉄道が承継する日本鉄道建設公団の資産、債務並びにその他の権利及び義務の細目については、日本鉄道建設公団が日本国有鉄道と協議して定めるものとする。

(本州四国連絡橋公団の鉄道施設の建設に関する業務に係る債務の負担等)

第二十五條 日本国有鉄道は、附則第二項の規定の施行の時に於いて、本州四国連絡橋公団に対し、本州四国連絡橋公団が行つた鉄道施設の建設に関する業務であつて同項の規定の施行後においても引き続き行う業務以外のものとして運輸大臣が定めるものに要した費用のうち、借入に係る部分として運輸大臣が定める本州四国連絡橋公団の債務に相当する額の債務を負担する。

2 事業団は、本州四国連絡橋公団に対し、前項に規定する本州四国連絡橋公団の債務の償還等に係る業務に要する費用の額に相当する金額を支払うものとする。

3 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項及び前項に規定する費用の範囲その他の同項の規定による支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(鉄道債券及び鉄道建設債券に係る債務に関する連帯債務)

第二十六條 第二十二條の規定により承継法人が日本国有鉄道の鉄道債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、すべての鉄道債券に係る債務については、鉄道債券に係る債務を承継する承継法人及び事業団が連帯して弁済の責めに任ずる。

2 前項の場合には、鉄道債券の債権者は、鉄道債券に係る債務を承継する承継法人及び事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団の鉄道建設債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、当該承継の時に於いて発行されているすべての鉄道建設債券に係る債務については、事業団(第二十二條の規定により承継法人が鉄道建設債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、鉄道建設債券に係る債務を承継する承継法人及び事業団。次項において同じ。)及び日本鉄道建設公団

が連帶して弁済の責めに任ずる。

4 前項の場合には、当該承継の時において発行されている鉄道建設債券の債権者は、事業団及び日本鉄道建設公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 第二項及び前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（大蔵大臣との協議）

第二十七条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第五項又は第六項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第三項の規定により財産の価格の決定に關し運輸省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第二項又は第二十五条第一項の規定により債務を定めようとするとき。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（日本国有鉄道法等の廃止）

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）

二 日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第五百号）

3 前項の規定の施行に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

（国会に対する報告）

4 政府は、国会に対し、昭和六十二年以降五年間の各年度における日本国有鉄道の改革に関する施策の実施状況を報告しなければならない。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律案

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

に關する法律

（会社の目的及び事業）

第一条 北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）は、旅客鉄道事業及びこれに附帶する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）は、貨物鉄道事業及びこれに附帶する事業を經營することを目的とする株式会社とする。

3 旅客会社及び貨物会社（以下「会社」という。）は、それぞれ第一項又は前項の事業を営むほか、運輸大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。この場合において、運輸大臣は、会社が当該事業を営むことにより第一項又は前項の事業の適切かつ健全な運営に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社という文字を用いてはならない。

（社債発行限度の特例）

第三条 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により当該会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の十倍を超えてはならない。

（一般担保）

第四条 会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（新株、社債及び借入金）

第五条 会社は、新株を発行し、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第六条 会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（事業計画）

第七条 会社は、毎營業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、その營業年度の事業計画を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第八条 会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第九条 会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（中小企業者への配慮）

第十条 会社は、その営む事業が地域における経済活動に与える影響にかんがみ、その地域において当該会社が営む事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することのないよう特に配慮しなければならない。

（財務諸表）

第十一条 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

（北海道旅客会社等の経営安定基金）

第十二条 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「北海道旅客会社等」という。）は、それぞれ、附則第七條第一項の規定により取得した債権の額に相当する金額を經營安定基金（以下「基金」という。）として管理し、その運用により生ずる収益をその事業の運営に必要な費用に充てるものとする。

2 北海道旅客会社等は、基金に係る経理については、運輸省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、取り崩してはならない。ただし、当該会社の純資産額が資本、準備金及び基金の総額に満たなくなつた場合においてあらかじめ運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により基金を取り崩した後に於いて当該会社の純資産額が資本、準備金及び基金の総額を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額を、基金の金額が第一項の金額に達するまで、基金に組み入れなければならない。

5 北海道旅客会社等は、確実かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

（監督）

第十三条 会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため特に必要であると認めるときは、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

（報告及び検査）

第二十五条 日本国有鉄道改革に関する特別委員会

昭和六十一年十月三十日

【参議院】

二二

第十四条 運輸大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大蔵大臣との協議)

第十五条 運輸大臣は、第五条第一項(新株の発行に係るものを除く)、第七条、第八条若しくは第九条(定款の変更の決議に係るものを除く)の認可又は第十二条第三項ただし書の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十六条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十八条 第十六条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場

合には、その違反行為をした会社の取締役、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第一条第三項の規定に違反して、事業を営んだとき。

二 第三条ただし書の規定に違反して、社債を募集したとき。

三 第五条第一項の規定に違反して、新株を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四 第七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第八条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

七 第十二条第三項の規定に違反して、基金を取り崩したとき。

八 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 第二条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(設立委員)

第二条 運輸大臣は、それぞれの会社ごとに設立委員を命じ、当該会社の設立に關して發起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、前項及び日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号。以下「改革法」という。)第二十三条に定めるもののほか、当該会社がその成立の時に關して事業を円滑に開始するために必要な業務を行うことができる。

(定款の作成)

第三条 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に關する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れることができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律」とする。

(株式の引受け)

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本国有鉄道が引き受けるものとし、設立委員は、これを日本国有鉄道に割り当てるものとする。

(財産の出資)

第六条 日本国有鉄道は、会社の設立に際し、会社に対し、改革法第二十一条に規定する承継計画(以下「承継計画」という。)において定めるところにより、その財産を出資するものとする。

(北海道旅客会社等の設立に際しての特別措置)

第七条 日本国有鉄道は、改革法附則第二項の規定の施行の時に關して、北海道旅客会社等に対し、基金に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。

2 日本国有鉄道は、前項に定めるもののほか、改革法附則第二項の規定の施行の時に關して、本州と北海道を連絡する航路に係る連絡船事業を日本国有鉄道から引き継ぐものとして改革法第九条の規定により運輸大臣が指定する旅客会社に対し、昭和六十二年度における当該連絡船事業の運営に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。

3 前二項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他のこれらの規定による債務の負担に關し必要な事項は、政令で定める。

4 運輸大臣は、第一項又は第二項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(創立総会の招集時期)

第八条 会社の設立に係る商法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「第一百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律附則第五條ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の成立)

第九条 附則第六條の規定により日本国有鉄道が行う出資に係る給付は、改革法附則第二項の規定の施行の時に履行されるものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十条 会社は、商法第八十八條第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(商法の適用除外)

第十一条 商法第六十七條、第六十八條第二項、第六十九條及び第八十五條の規定は、会社の設立に關しては、適用しない。

(事業に關する経過措置)

第十二条 改革法附則第二項の規定の施行の際現に日本国有鉄道が行つていた事業(承継計画において旅客会社に引き継ぐものとされた事業に限る。)であつて、第一条第一項の事業に該当しないものは、旅客会社がその成立の時に關して同条第三項の認可を受けた事業とみなす。

2 前項の規定は、貨物会社について準用する。この場合において、同項中「第一条第一項」とあるのは、「第一条第一項」と読み替へるものとする。

(商号に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(社債発行限度の特例に関する経過措置)

第十四条 改革法第二十二條の規定により会社が承継する債務に係る鉄道債券は、第三条の規定の適用については、社債とみなす。

(事業計画に関する経過措置)

第十五条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第七条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(社債に係る債務保証に関する暫定措置)

第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、会社北海道旅客会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。の成立後五年間を限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発行する社債に係る債務について、保証契約をすることが出来る。

2 前項の規定により政府が会社の発行する社債に係る債務について保証契約をする場合には、各年度において保証契約に係る社債の額は、改革法第二十二條の規定により当該会社が承継する鉄道債券に係る債務であつて政府が保証契約をしているものの当該年度における償還額に相当する額を超えることができない。

3 第一項の規定により政府がする保証契約の期間は、十年を超えない。

(資金運用部資金等による社債の引受けに関する暫定措置)

第十七条 会社の発行する社債であつて前条第一

項の規定により政府が当該社債に係る会社の債務について保証契約をしたもの(以下「政府保証債」という。)については、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号。以下「資金法」という。)第七条第一項の規定にかかわらず、同項第七号に規定する債券に該当するものとして資金運用部資金(資金法第六條第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下同じ。)をもつて引受けを行うことができる。

2 政府保証債については、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定にかかわらず、同項第九号に規定する債券に該当するものとして簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金(以下「積立金」という。)をもつて引受けを行うことができる。

3 第一項の規定により政府保証債に運用される資金運用部資金又は前項の規定により政府保証債に運用される積立金に係る資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、当該政府保証債に係る会社を資金法第七條第一項第七号に規定する法人とみなす。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

新幹線鉄道保有機構法案

新幹線鉄道保有機構法

目次

第一章 総則(第一条―第八條)

第二章 役員及び職員(第九條―第十九條)

第三章 業務(第二十條―第二十五條)

第四章 財務及び会計(第二十六條―第三十六條)

第五章 監督(第三十七條・第三十八條)

第六章 雑則(第三十九條―第四十一條)

第七章 罰則(第四十二條―第四十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 新幹線鉄道保有機構は、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、日本国有鉄道が経営していた新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を經營する旅客鉄道株式会社の当該事業に係る經營基盤の均衡化を図るとともに、これによりこれらの施設に係る利用者の負担の適正化を図るため、当該新幹線鉄道に係る鉄道施設を一括して保有し、旅客鉄道株式会社に貸し付けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新幹線鉄道」とは、次の各号に掲げる新幹線鉄道であつて、当該各号に定める区間において旅客鉄道株式会社により營業が行われるものをいう。

- 一 東北新幹線 東京から盛岡まで
- 二 上越新幹線 大宮から新潟まで
- 三 東海道新幹線 東京から新大阪まで
- 四 山陽新幹線 新大阪から博多まで

2 この法律において「旅客鉄道株式会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社をいう。

(法人格)

第三条 新幹線鉄道保有機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 機構は、事務所を東京都に置く。

(新幹線鉄道に係る鉄道施設の保有)

第五条 機構は、新幹線鉄道に係る鉄道施設を保有する。

(登記)

第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 機構でない者は、新幹線鉄道保有機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四條及び第五十條の規定は、機構について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 機構に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十一条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十二条 理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 旅客鉄道株式会社の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前二号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第十四条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権)の制限

第十六条 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人)の選任

第十七条 理事長は、機構の理事又は職員のうちから、機構の業務の一部に関し一切の裁判上又は

は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十八条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 その保有する新幹線鉄道に係る鉄道施設を旅客鉄道株式会社に貸し付けること。

二 前号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る大規模災害復旧工事であつて運輸省令で定めるもの(以下「大規模災害復旧工事」という。)を当該旅客鉄道株式会社の申出に基づき行うこと。
三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(鉄道施設の貸付け等)

第二十一条 機構は、その保有する新幹線鉄道に係る鉄道施設を、運輸省令で定めるところにより、旅客鉄道株式会社に貸し付けなければならないものとし、当該旅客鉄道株式会社は、これを借り受けなければならないものとする。

2 機構は、前項の規定による貸付に係る貸付料の年額及び貸付期間について、運輸省令で定めるところにより、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の規定による貸付けに係る鉄道施設につき、第二十四条第一項の規定により大規模災害復旧工事を行う場合を除き、その維持管理を行わない。この場合には、それぞれ当該鉄道施設を借り受ける旅客鉄道株式会社がこれを行うものとする。

4 機構は、第一項の規定による貸付けに係る貸

付期間が終了したときは、別に法律で定めるところにより、当該新幹線鉄道に係る鉄道施設を当該旅客鉄道株式会社に譲渡するものとする。

(貸付料の年額等及び貸付期間の基準)

第二十二条 各旅客鉄道株式会社に對する前条第二項の貸付料の年額は、機構が定める貸付料の概算総計年額を、当該貸付けに係る新幹線鉄道における輸送量、当該新幹線鉄道に係る鉄道施設の価額等に応じて運輸省令で定める方法により配分した額を基準として定めるものとする。

2 前項の貸付料の概算総計年額は、機構が、前条第二項の貸付期間内の各年における貸付料収入により、その債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を行い、並びに当該各年における当該貸付けに係るすべての鉄道施設に関する租税公課、管理費、大規模災害復旧工事に係る費用その他の費用を償うことができるものと見込まれるものとして運輸省令で定める方法により算定した額を基準として定めるものとする。

3 前条第二項の貸付期間は、機構の保有するすべての新幹線鉄道に係る鉄道施設の運輸省令で定める残存耐用年数の平均を考慮して運輸省令で定める方法により算定した期間を基準として定めるものとする。

(貸付料の年額等の変更)

第二十三条 機構は、二年ごとに、貸付料の年額及び貸付料の概算総計年額が前条第一項及び第二項の基準に適合するかどうかについて見直しを行い、これらに適合するようこれらの額の変更を行わなければならない。

2 機構は、大規模災害復旧工事を行った場合その他の貸付料の年額及び貸付料の概算総計年額又は貸付期間の算定の基礎となる事項に運輸省令で定める重大な変更が生じた場合には、機構の保有するすべての新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る貸付料の年額及び貸付料の概算総計年額又は貸付期間が前条第一項及び第二項の基準又は同条第三項の基準に適合するかどうかについ

て見直しを行い、これらに適合するようこれらの額又は貸付期間の変更を行わなければならない。

3 第二十一条第二項の規定は、前二項の規定による貸付料の年額又は貸付期間の変更について準用する。

(大規模災害復旧工事)

第二十四条 旅客鉄道株式会社は、機構から借り受けている新幹線鉄道に係る鉄道施設について大規模災害復旧工事を行う必要が生じた場合には、自らこれを行うこととする場合を除き、運輸省令で定めるところにより、機構に対し、当該大規模災害復旧工事を行うよう申し出ることができる。

2 機構は、前項の規定による申出に係る大規模災害復旧工事を行おうとするときは、運輸省令で定めるところにより、工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 機構は、前項の規定により工事実施計画を作成し、又は變更しようとするときは、機構が新幹線鉄道に係る鉄道施設を貸し付けているすべての旅客鉄道株式会社の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第二項の認可を受けたときは、工事実施計画に関する書類を、前項の旅客鉄道株式会社に送付しなければならない。

5 機構は、第二項の認可を受けた工事実施計画に係る大規模災害復旧工事については、運輸省令で定めるところにより、その工事の管理に関する業務を第一項の規定による申出をした旅客鉄道株式会社に委託することができる。

(業務方法書)

第二十五条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十七条 機構は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十八条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 機構は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び新幹線鉄道保有機構債券)

第三十条 機構は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は新幹線

鉄道保有機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条から第三百一一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三十三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十三条 機構は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債、地方債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得
二 資金運用部への預託
三 銀行その他運輸大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十四条 機構は、第二十一条第一項の規定により貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 機構は、運輸省令で定める重要な財産(前項に規定するものを除く。)を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十五条 機構は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第三十六条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十七条 機構は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告を

させ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十九条 機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第二項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第二十七条、第三十条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十二条又は第三十四条第二項の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十二條、第二十五条第二項、第三十四条第二項又は第三十六条の規定により運輸省令を定めようとするとき。
三 第二十八條第一項又は第三十五条の規定による承認をしようとするとき。
四 第三十三條第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十八条第一項の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令又は附則第六条の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十七条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第四十四条 第七條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(機構の設立)

第二条 運輸大臣は、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員会を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、前項及び日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号。以下「改革法」という。)第二十三条に定めるもののほか、機構がその成立の時に於いて業務を円滑に開始するために必要な事務を処理することができる。

3 設立委員は、機構の設立の準備を完了したとき

きは、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(機構の成立)

第四条 第五条の規定による新幹線鉄道に係る鉄道施設の保有は、改革法附則第二項の規定の施行の時に日本国有鉄道から引き継がれるものとす。機構は、その時に成立する。

(日本国有鉄道に対する債務の負担等)

第五条 機構は、その成立の時に於いて、日本国有鉄道に対し、改革法第二十二條の規定により承継する資産の当該承継の際に見込まれる再調達価額(当該資産を当該承継の際に新たに取得するものとした場合における価額として運輸省令で定める方法により算定した価額をいう)から改革法第二十条第一項の規定による決定に係る当該資産の価額を差し引いて得た金額に相当する額の債務を負担するものとする。

2 前項の再調達価額は、改革法第二十条第一項に規定する評価審査会が決定する。

3 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に關し必要な事項は、政令で定める。

4 運輸大臣は、第一項の規定により運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(設立の登記)

第六条 機構は、その成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(東北新幹線の建設中の区間についての特例)

第七条 第二条第一項第一号に掲げる新幹線鉄道の区間には、機構の成立の時に於いて建設中の東京から上野までの区間を含むものとし、機構は、当該建設中の区間の新幹線鉄道の建設を行うものとする。この場合には、第四十三条第三号中「第二十条」とあるのは、「第二十條及び附則第七條第一項」とする。

2 機構は、前項の規定による建設を行うに当たつては、運輸省令で定めるところにより、東日本旅客鉄道株式会社の意見を聴くものとする。

3 機構は、第一項の規定による建設の工事については、運輸省令で定めるところにより、その工事の管理に関する業務を東日本旅客鉄道株式会社へ委託することができる。

(名称に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に新幹線鉄道保有機構という名称を用いている者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(貸付料の年額等に関する経過措置)

第九条 機構の成立の時に於ける第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(事業計画等に関する経過措置)

第十条 機構の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(長期借入金等に関する経過措置)

第十一条 改革法第二十二條の規定により機構が承継する債務に係る日本国有鉄道の長期借入金(日本国有鉄道が承継した債務に係る日本国有鉄道の長期借入金を含む)及び附則第五條第一項の規定により機構が日本国有鉄道に対し負担する債務並びに改革法第二十二條の規定により機構が承継する債務に係る日本国有鉄道の鉄道債券及び日本鉄道建設公団の鉄道建設債券は、第三十二條の規定の適用については、それぞれ、同条の長期借入金及び債券とみなす。

(政令への委任)

第十二條 附則第八條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

日本国有鉄道清算事業団法案
日本国有鉄道清算事業団法
目次

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十九条)
第三章 資産処分審議会(第二十條―第二十五条)

(条)

第四章 業務(第二十六條―第三十條)
第五章 事業団の債務の償還等に関する措置(第三十一條―第三十五條)
第六章 財務及び会計(第三十六條―第四十四条)

(条)

第七章 監督(第四十五條―第四十六條)
第八章 雑則(第四十七條―第五十條)
第九章 罰則(第五十一條―第五十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本国有鉄道清算事業団は、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号。以下「改革法」という。)に定める日本国有鉄道の改革の実施に伴い、旅客鉄道株式会社等による日本国有鉄道からの事業等の引継ぎ並びにその権利及び義務の承継等の後において、日本国有鉄道の長期借入金及び鉄道債券に係る債務(以下「国鉄長期債務」という。)その他の債務の償還、日本国有鉄道の土地その他の資産の処分等を適切に行い、もつて改革法に基づき施策の円滑な遂行に資することを目的とする。

2 日本国有鉄道清算事業団は、前項に定めるもののほか、臨時に、その職員のうち再就職を必要とする者についての再就職の促進を図るための業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 事業団の資本金は、改革法附則第二項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五條の規定により政府から日本国有鉄道に對し出資されている金額とする。

(登記)

第五條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六條 事業団でない者は、日本国有鉄道清算事業団又は日本国有鉄道という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八條 事業団に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の役員のほか、臨時に、副理事長一人及び理事三人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十條 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十一條 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売、土地の売買若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十三條 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その

他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五條 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 理事長及び副理事長は、事業団の理事又は職員のうちから、事業団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七條 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八條 役員若しくは資産処分業務(第二十六條第一項第二号及び第三号の業務をいう。以下同じ)に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九條 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 資産処分審議会

(設置)

第二十條 事業団に、資産処分審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)
第二十一條 理事長は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

一 資産処分業務に關する基本的な方針を定めようとするとき。

二 資産処分業務に係る業務方法書を作成し、又は変更しようとするとき。

三 運輸省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行おうとするとき。

2 審議会は、前項に掲げる場合のほか、理事長の諮問に應じ、資産処分業務に關する重要事項を審議する。

(組織)

第二十二條 審議会は、委員十人以上をもつて組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第二十三條 委員は、資産処分業務に關し学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(委員の任期)

第二十四條 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(準用規定)

第二十五條 第十二條、第十三條及び第十八條の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十六條 事業団は、第一條第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国鉄長期債務その他の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を行うこと。

二 前号の業務その他業務の遂行に必要な資金に充てるために土地その他の資産の処分を行

うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため事業団の所有する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、日本国有鉄道の改革の実施に伴い事業団に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条第一項の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡に関する業務(同項第三号の業務に関連して行うものに限る。)を行うことができる。

3 事業団は、前二項に規定する業務のほか、第一条第二項の目的を達成するため、臨時に、その職員のうち再就職を必要とする者についての再就職の促進のために必要な業務を行う。

4 事業団は、第一項第六号の業務又は第二項に規定する業務を行うときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(投資)
第二十七条 事業団は、主務大臣の認可を受けて、事業団の委託によりその業務の一部を行う事業及び事業団の業務と密接に関連する事業でその業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 前項の規定により事業団が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

(業務の委託)

第二十八条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従ってその業務の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第二十九条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(土地の処分の方法)
第三十条 事業団は、その所有する土地の譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の運輸省令で定める方法によらなければならない。

第五章 事業団の債務の償還等に関する措置
(償還基本方針)
第三十一条 政府は、事業団の債務の償還等(債務の償還及び当該債務に係る利子の支払をいう。以下この章において同じ。)の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、事業団の債務の償還等に関する基本的な方針(以下「償還基本方針」という。)を定めるものとする。

2 償還基本方針は、事業団において行う債務の償還等の予定額を明らかにするとともに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 事業団が債務の償還等のために行う資産の処分その他の業務に関する事項
二 事業団の債務の償還等について政府が講ずる施策に関する事項
(事業団の償還実施方針)
第三十二条 事業団は、その債務の償還等を確実かつ円滑に実施するため、運輸省令で定めるところにより、その債務の償還等のために行う資産の処分、資金の確保その他の事項についての実施方針(以下「償還実施方針」という。)を定めなければならない。

2 事業団は、償還実施方針を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(償還計画)
第三十三条 事業団は、毎事業年度、その債務の償還計画を立てて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(事業団による資金の確保)
第三十四条 事業団は、その債務の償還等を確実かつ円滑に実施するため、その資産の効果的な処分その他の措置により必要な資金の確保に努めなければならない。

(政府による助成等)
第三十五条 政府は、償還基本方針に従い、事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施を図るため、予算の範囲内において、事業団に対し、補助金等を交付し、又はその他の援助をするものとする。

第六章 財務及び会計

る。

2 政府は、前項に定めるもののほか、事業団に対する必要な資金の融通及びあつせんその他の措置を講ずるものとする。

(事業年度)
第三十六条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)
第三十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第三十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書

に関する監事の意見を付けなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び日本国有鉄道清算事業団債券)

第四十条 事業団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は日本国有鉄道清算事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の償還者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定め

る。

(債務保証)

第四十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ、(余裕金の運用)

第四十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得
- 二 資金運用部への預託
- 三 銀行その他運輸大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督

(監督)

第四十五条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 雑則

(解散)

第四十七条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十一条第一項第三号又は第三十条の規定により運輸省令を定めようとするとき。
- 二 第二十六条第四項、第三十三条又は第四十条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第三十二条第二項又は第四十三条の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十二条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十七条第一項、第二十九条第一項又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

- 二 第二十九条第二項又は第四十四条の規定により主務省令を定めようとするとき。
- 三 第三十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

(主務大臣等)

第四十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項(次号及び第三号に掲げる事項を除く)については、運輸大臣
- 二 第二十六条第一項及び第二項に規定する業務に関する事項(当該事項に係る第三十七条の規定による認可及び第三十八条第一項の規定による承認を含む)については、運輸大臣
- 三 第二十六条第三項に規定する業務に関する事項(当該事項に係る第三十七条の規定による認可及び第三十八条第一項の規定による承認を含む)については、内閣総理大臣、運輸大臣、労働大臣及び自治大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に掲げる事項に關し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

(他の法令の準用)

第五十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第九章 罰則

(罰則)

第五十一条 第十八条(第二十五条において準用する場合を含む)の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五十条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十六条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条(日本国有鉄道という名称に係る部分に限る)の規定は、改革法附則第二項の規定の施行の日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

(事業団への移行)

第二条 日本国有鉄道は、改革法附則第二項の規定の施行の時において、事業団となるものとする。この場合において、他の法令の適用については、政令で定めるところにより、事業団を特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又はこれに類する法人とみなす。

(日本国有鉄道の役員に関する経過措置)

第三条 改革法附則第二項の規定の施行の日の前日において日本国有鉄道の総裁、副総裁、理事又は監査委員会の委員である者の任期は、同項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第十九条第五項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(名称に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に日本国有鉄道清算事業団という名称を用いている者については、第六条(日本国有鉄道清算事業団という名

称に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(役員に関する特例)

第五条 第八項の規定により置かれる役員は、昭和六十五年四月一日までの間に限り置くことができる。

2 第八項第二項の規定により置かれる役員の任期については、第十一条第一項の規定にかかわらず、昭和六十五年四月一日までとすることができる。

(業務に関する特例)

第六条 事業団は、昭和六十五年四月一日までの間に限り、第二十六項第一項から第三項までに定めるもののほか、次の業務を行うことができる。

一 第二十六項第一項から第三項までに規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、旅客会社(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社)に関する法律(昭和六十一年法律第...号)第一条第一項に規定する旅客会社をいう。以下同じ。又は日本貨物鉄道株式会社の委託を受けて、旅客又は貨物の取扱い、鉄道施設の保守その他の業務を行うこと。

二 改革法附則第二項の規定の施行前に日本国有鉄道が委託を受けた工事であつて事業団が引き継ぎ行うものとされたものを施行すること。

2 前項の場合には、第五十三条第三号中「第二十六項第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十六項第一項から第三項まで及び附則第六条第一項」とする。

(職員の再就職の促進に関する業務の実施)

第七条 事業団は、第二十六項第三項に規定する業務については、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第...号)の定めるところにより行う。

第八条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予

算及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団となつた後遅滞なく」とする。

(日本鉄道建設公団の鉄道施設に係る資産及び債務の承継等)

第九条 事業団は、地域における輸送の確保のため特に必要であると認めて運輸大臣が行うその建設に係る指示を受けて日本鉄道建設公団により建設されるものとして運輸大臣が定める鉄道施設について、当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつたとき又は当該鉄道施設が建設されないこととなつたときは、当該鉄道施設に係る資産であつて日本鉄道建設公団が所有するものを承継するものとする。

2 事業団は、次に掲げる場合には、日本鉄道建設公団の長期借入金及び鉄道建設債券に係る債務のうち、当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定めるものを承継するものとする。

一 本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設であつて運輸大臣が定めるものが鉄道事業の用に供されることとなつたとき。

二 前項に規定する鉄道施設であつて運輸大臣が定めるものが鉄道事業の用に供されることとなつたとき。

三 前号に規定する鉄道施設が建設されないこととなつたとき。

3 事業団は、第一項の規定により資産を承継するときは、当該資産に係る日本鉄道建設公団のその他の権利及び義務を承継するものとする。

4 前三項の規定により事業団が承継する日本鉄道建設公団の資産、債務並びにその他の権利及び義務の細目並びに当該承継の実施については、日本鉄道建設公団が事業団と協議して定めるものとする。

(鉄道建設債券に係る債務に関する連帯債務)

第十条 前条第二項の規定により事業団が日本鉄道建設公団の鉄道建設債券に係る債務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての鉄道建設債券に係る債務のうち、改革法第二十六項第三項の規定により改革法第十条第二項に規定する承継法人、事業団及び日本鉄道建設公団が連帯して弁済の責めに任ずるものとされたものの以外のものであるものは、事業団及び日本鉄道建設公団が連帯して弁済の責めに任ずる。

2 前項の規定により事業団及び日本鉄道建設公団が連帯して弁済の責めに任ずるものとされる債務に係る鉄道建設債券の債権者は、事業団及び日本鉄道建設公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(本州四国連絡橋公団の鉄道施設の建設に関する業務に係る債務の負担等)

第十一条 本州四国連絡橋公団が改革法附則第二項の規定の施行後においても引き続きその建設に関する業務を行うものとして運輸大臣が定める鉄道施設を旅客会社に利用させるときは、事業団は、本州四国連絡橋公団に対し、当該鉄道施設の建設に要した費用のうち借入れに係る部分として運輸大臣が定める本州四国連絡橋公団の債務に相当する額の債務を負担するものとする。

2 事業団は、本州四国連絡橋公団に対し、前項に規定する本州四国連絡橋公団の債務の償還等に係る業務に要する費用の額に相当する金額を支払うものとする。

3 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に關し必要な事項及び前項に規定する費用の範囲その他の同項の規定による支払に關し必要な事項は、政令で定める。

(大蔵大臣との協議)

第十二条 運輸大臣は、附則第九条第二項又は前条第一項の規定により債務を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(鉄道施設の無償譲渡及び貸付け)

第十三条 事業団は、その所有する次に掲げる鉄道施設を地域における輸送の確保のために鉄道事業者に対し譲渡する場合には、当分の間、これを無償で行うことができる。

一 改革法附則第二項の規定の施行の際現に日本国有鉄道がその鉄道の営業線の廃止に伴いこれに代わる輸送を確保するため鉄道事業者が無償で貸し付けている鉄道施設

二 改革法第二十四項第一項第七号に掲げる鉄道施設

三 附則第九条第一項に規定する鉄道施設であつて当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されるもの

2 事業団は、前項の規定による譲渡を行うまでの間は、同項に掲げる鉄道施設を鉄道事業者に対し無償で貸し付けることができる。

(政令への委任)

第十四条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 国鉄退職希望職員に関する措置

第十五条

第二節 再就職の機会の確保に関する措置

第一款 国等の講ずる措置（第十六条―第十九条）

第二款 承継法人等の講ずる措置（第二十条―第二十三条）

第三節 再就職の援助等に関する措置

第一款 清算事業団等の講ずる措置（第二十四条―第二十五条）

第二款 国等の講ずる措置（第二十六条―第二十八条）

第三款 雇用促進事業団の援護業務（第二十九条―第三十四条）

第四章 雑則（第三十五条―第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第 号）の規定による日本国有鉄道の改革を確実かつ円滑に遂行するための施策の実施に伴い、一時に多数の再就職を必要とする職員が発生することにかんがみ、これらの者の早期かつ円滑な再就職の促進を図るため、当該改革前においても日本国有鉄道の職員のうち再就職を希望する者について再就職の機会の確保等に関する特別の措置を緊急に講ずるとともに、当該改革後において日本国有鉄道清算事業団の職員になつた者のうち再就職を必要とする者について再就職の機会の確保及び再就職の援助等に関する特別の措置を総合的かつ計画的に講じ、もつてこれらの者の職業の安定に資することを目的とする。

（関係者の責務）

第二条 日本国有鉄道又は日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）及び国、地方公共団体その他の関係者は、第五條第一項に規定する国鉄退職希望職員又は第十四條第一項に規定する清算事業団職員の早期かつ円滑な再就職の実現が、日本国有鉄道改革法の規定による日

本国有鉄道の改革を確実かつ円滑に実施する上で不可欠であるとの認識の下に、この法律に定める措置を着実に実施するものとする。

第三条 日本国有鉄道又は清算事業団は、第五條第一項に規定する国鉄退職希望職員又は第十四條第一項に規定する清算事業団職員について、再就職の機会の確保及び再就職の援助等を行うために必要な措置を円滑かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

第四条 国は、次条第一項に規定する国鉄退職希望職員又は第十四條第一項に規定する清算事業団職員について、再就職の機会の確保及び再就職の援助等を行うために必要な措置を円滑かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

第五条 国は、再就職促進方針に従い、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立される法人（以下「特殊法人等」という。）に対し、国鉄退職希望職員をその職員として採用するよう要請するものとする。

第六條 国は、再就職促進方針に従い、地方公共団体に対し、第六條の国による採用の措置に準じて国鉄退職希望職員をその職員として採用するよう、要請するものとする。

第七條 国は、再就職促進方針に従い、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立される法人（以下「特殊法人等」という。）に対し、国鉄退職希望職員をその職員として採用するよう要請するものとする。

第八條 国は、再就職促進方針に従い、地方公共団体に対し、第六條の国による採用の措置に準じて国鉄退職希望職員をその職員として採用するよう、要請するものとする。

第九條 国は、再就職促進方針に従い、主要な事業主団体に対し、当該団体の構成員である事業主（国、地方公共団体、特殊法人等及び次条に規定する事業主を除く。）に係る労働者の雇入れに際し、国鉄退職希望職員の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

第十條 日本国有鉄道は、再就職促進方針に従い、次に掲げる法人に該当する事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるよう、要請するものとする。

第十一條 日本国有鉄道は、事業主（前条に規定する事業主を除く。）に対して国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるように積極的に要請する等、国鉄退職希望職員の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第十二條 公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十三條 国は、日本国有鉄道に対し、その講ずる国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

第十四條 国は、日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第 号）附則第二條の規定により日本国有鉄道が清算事業団となる日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団の職員のうち清算事業団の理事長が第一條に規定する施策の実施に伴い再就職を必要とする者として指定した職員（以下「清算事業団職員」と

国による事業主団体に対する協力の要請）

再就職促進方針に従い、主要な事業主団体に対し、当該団体の構成員である事業主（国、地方公共団体、特殊法人等及び次条に規定する事業主を除く。）に係る労働者の雇入れに際し、国鉄退職希望職員の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

再就職促進方針に従い、次に掲げる法人に該当する事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるよう、要請するものとする。

日本国有鉄道は、事業主（前条に規定する事業主を除く。）に対して国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるように積極的に要請する等、国鉄退職希望職員の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

国は、日本国有鉄道に対し、その講ずる国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

国は、日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第 号）附則第二條の規定により日本国有鉄道が清算事業団となる日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団の職員のうち清算事業団の理事長が第一條に規定する施策の実施に伴い再就職を必要とする者として指定した職員（以下「清算事業団職員」と

再就職促進方針に従い、主要な事業主団体に対し、当該団体の構成員である事業主（国、地方公共団体、特殊法人等及び次条に規定する事業主を除く。）に係る労働者の雇入れに際し、国鉄退職希望職員の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

再就職促進方針に従い、次に掲げる法人に該当する事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるよう、要請するものとする。

日本国有鉄道は、事業主（前条に規定する事業主を除く。）に対して国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるように積極的に要請する等、国鉄退職希望職員の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

国は、日本国有鉄道に対し、その講ずる国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

国は、日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第 号）附則第二條の規定により日本国有鉄道が清算事業団となる日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団の職員のうち清算事業団の理事長が第一條に規定する施策の実施に伴い再就職を必要とする者として指定した職員（以下「清算事業団職員」と

再就職促進方針に従い、主要な事業主団体に対し、当該団体の構成員である事業主（国、地方公共団体、特殊法人等及び次条に規定する事業主を除く。）に係る労働者の雇入れに際し、国鉄退職希望職員の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

再就職促進方針に従い、次に掲げる法人に該当する事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるよう、要請するものとする。

日本国有鉄道は、事業主（前条に規定する事業主を除く。）に対して国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるように積極的に要請する等、国鉄退職希望職員の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

国は、日本国有鉄道に対し、その講ずる国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

国は、日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第 号）附則第二條の規定により日本国有鉄道が清算事業団となる日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団の職員のうち清算事業団の理事長が第一條に規定する施策の実施に伴い再就職を必要とする者として指定した職員（以下「清算事業団職員」と

再就職促進方針に従い、主要な事業主団体に対し、当該団体の構成員である事業主（国、地方公共団体、特殊法人等及び次条に規定する事業主を除く。）に係る労働者の雇入れに際し、国鉄退職希望職員の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

再就職促進方針に従い、次に掲げる法人に該当する事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるよう、要請するものとする。

日本国有鉄道は、事業主（前条に規定する事業主を除く。）に対して国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるように積極的に要請する等、国鉄退職希望職員の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

国は、日本国有鉄道に対し、その講ずる国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

国は、日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第 号）附則第二條の規定により日本国有鉄道が清算事業団となる日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団の職員のうち清算事業団の理事長が第一條に規定する施策の実施に伴い再就職を必要とする者として指定した職員（以下「清算事業団職員」と

再就職促進方針に従い、主要な事業主団体に対し、当該団体の構成員である事業主（国、地方公共団体、特殊法人等及び次条に規定する事業主を除く。）に係る労働者の雇入れに際し、国鉄退職希望職員の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

再就職促進方針に従い、次に掲げる法人に該当する事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるよう、要請するものとする。

第十條 日本国有鉄道は、再就職促進方針に従い、次に掲げる法人に該当する事業主に対し、国鉄退職希望職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるよう、要請するものとする。

一 その資本金の全部又は一部が日本国有鉄道からの出資による法人

二 前号に掲げる法人のほか、日本国有鉄道の行う事業と密接な関連を有する事業を行う法人

（日本国有鉄道によるその他の措置）

第十一條 日本国有鉄道は、事業主（前条に規定する事業主を除く。）に対して国鉄退職希望職員をその労働者として雇い入れるように積極的に要請する等、国鉄退職希望職員の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（職業紹介等）

第十二條 公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

（日本国有鉄道に対する援助）

第十三條 国は、日本国有鉄道に対し、その講ずる国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

第三章 清算事業団職員に関する措置

第一節 再就職促進基本計画等

（再就職促進基本計画）

第十四條 国は、日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第 号）附則第二條の規定により日本国有鉄道が清算事業団となる日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団の職員のうち清算事業団の理事長が第一條に規定する施策の実施に伴い再就職を必要とする者として指定した職員（以下「清算事業団職員」と

いう。)の円滑な再就職の促進に関する基本となるべき計画(以下「再就職促進基本計画」という)を策定しなければならない。

2 再就職促進基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 清算事業団職員の再就職の機会の確保に關して講じようとする施策の基本となるべき事項

二 清算事業団職員の再就職の援助等に関して講じようとする施策の基本となるべき事項

三 その他清算事業団職員の再就職の促進に關する重要事項

3 再就職促進基本計画は、移行日から三年内にすべての清算事業団職員の再就職が達成されるような内容のものとして定められなければならない。

4 主務大臣は、再就職促進基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、再就職促進基本計画の概要を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、再就職促進基本計画の変更について準用する。

(実施計画)

第十五条 清算事業団は、毎事業年度、清算事業団職員の円滑な再就職の促進に関する措置の実施に關する計画(以下「実施計画」という)を作成し、当該事業年度の開始前に(移行日の属する事業年度にあつては、再就職促進基本計画の策定後速やかに)、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 再就職する清算事業団職員の数の目標に關する事項

二 第二十四条第一項に規定する業務の実施に關する事項

三 その他清算事業団職員の再就職の促進のため

めに講じようとする措置に関する事項

3 実施計画は、再就職促進基本計画の内容に即するとともに、清算事業団職員の職業能力及び再就職に関する希望並びに労働力の需給の状況等を考慮して定められなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

第二節 再就職の機会の確保に関する措置

第一款 国等の講ずる措置

(国による採用)

第十六条 国の任命権者は、再就職促進基本計画に従い、清算事業団職員をその職員として採用するよう努めなければならない。

(特殊法人等による採用等)

第十七条 国は、再就職促進基本計画に従い、特殊法人等(日本国有鉄道改革法第二十一条第二項に規定する承継法人(以下単に「承継法人」という。)のうち、同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人(以下「指定法人」という。))以外のものでなく、次項において同じ)に対し、清算事業団職員をその職員(指定法人にあつては、当該指定法人に同条の規定により引き継がせる業務(事業を含む。))に従事する職員(以下「承継業務職員」という。))以外のものに限る。次項において同じ)として採用するよう要請するものとする。

2 特殊法人等は、前項の要請に応じて、清算事業団職員をその職員として採用するよう努めるものとする。

(地方公共団体による採用等)

第十八条 国は、再就職促進基本計画に従い、地方公共団体に対し、第十六条の国による採用の措置に準じて清算事業団職員をその職員として採用するよう、要請するものとする。

2 地方公共団体の任命権者は、前項の要請に応じて、清算事業団職員をその職員として採用するよう努めるものとする。

(国による事業主団体に対する協力の要請)

第十九条 国は、再就職促進基本計画に従い、主要な事業主団体に対し、当該団体の構成員である事業主(国、地方公共団体、特殊法人等、承継法人及び第二十一条に規定する事業主を除く。)に係る労働者の雇入れに關し、清算事業団職員の雇入れの促進についての協力を要請するものとする。

第二款 承継法人等の講ずる措置

(承継法人の優先雇用)

第二十条 承継法人は、労働者(指定法人にあつては、承継業務職員に限る。)を雇入れられる場合には、清算事業団職員を優先的に雇入れられるようしなければならない。

(清算事業団による関連事業主に対する雇入れの要請)

第二十一条 清算事業団は、再就職促進基本計画に従い、次に掲げる法人(承継法人のうち、指定法人以外のものを除く。)に該当する事業主に對し、清算事業団職員の雇入れのために必要とされる諸条件の整備のための措置を講じて優先的に清算事業団職員をその労働者(指定法人にあつては、承継業務職員以外のものに限る。)として雇入れられるよう、要請するものとする。

一 その資本金の全部又は一部が清算事業団又は承継法人からの出資による法人

二 前号に掲げる法人のほか、清算事業団又は承継法人の行う事業と密接な関連を有する事業を行う法人

(清算事業団によるその他の措置)

第二十二条 清算事業団は、事業主(承継法人及び前条に規定する事業主を除く。)に対して清算事業団職員をその労働者として雇入れられるように積極的に要請する等、清算事業団職員の再就職の機会の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(承継法人の協力)

第二十三条 承継法人は、前二条の規定により清算事業団が講ずる清算事業団職員の再就職の機会の確保を図るための措置の実施について、清算事業団に対し、必要な協力をしなければならない。

清算事業団が講ずる清算事業団職員の再就職の機会の確保を図るための措置の実施について、清算事業団に対し、必要な協力をしなければならない。

第三節 再就職の援助等に関する措置

第一款 清算事業団等の講ずる措置

(清算事業団の再就職の援助等に関する業務)

第二十四条 清算事業団は、第二十一条及び第二十二條に定めるもののほか、清算事業団職員の再就職の促進を図るため、次の業務を行う。

一 清算事業団職員に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

二 清算事業団職員の再就職のために必要な求人の開拓及び職業指導を行うこと。

三 清算事業団職員の再就職のために必要な無料の職業紹介事業を行うこと。

四 清算事業団職員を雇入れられる事業主に対する助成及び援助であつて政令で定めるものを行うこと。

五 清算事業団職員に対し、再就職後に必要となる住宅のあつせんその他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、清算事業団職員の再就職の援助等のために必要な業務を行うこと。

2 清算事業団は、前項第七号に掲げる業務を行うおうとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 第一項第三号の無料の職業紹介事業に關しては、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三章第二節(第三十四条を除く。)の規定は、適用しない。

5 第一項第三号の無料の職業紹介事業に關しては、清算事業団を職業安定法第三十三條第一項の規定による許可を受けて職業紹介事業を行う者とみなして、同法第三十四條第二項、第四十九條第一項及び第三項並びに第五十條第一項から第三項までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む）を適用する。

6 前二項に定めるもののほか、第一項第三号の無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、労働省令で定める。

（承継法人の講ずる措置）

第二十五條 承継法人は、清算事業団職員の再就職の促進に資するため、清算事業団の求めに応じて、その有する教育訓練のための施設を提供する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二款 国等の講ずる措置

第二十六條 国及び雇用促進事業団は、清算事業団職員の再就職を促進するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、清算事業団の委託に係る清算事業団職員に対する職業訓練について、前項の措置に相当する措置を講ずるよう努めるものとする。

3 都道府県が前項の清算事業団の委託に係る職業訓練を行う場合には、清算事業団は、当該職業訓練の実施に要する費用を負担するものとする。

（職業紹介等）

第二十七條 公共職業安定所は、清算事業団職員の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

（清算事業団に対する援助）

第二十八條 国は、清算事業団に対し、第二十四條第一項に規定する業務の実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

第二十五部

日本国有鉄道改革に關する特別委員会會議録第二号（その二） 昭和六十一年十月三十日

第三款 雇用促進事業団の援護業務

（援護業務）

第二十九條 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十一年法律第十六号）第十九條に規定する業務のほか、清算事業団職員の再就職の促進及び再就職した清算事業団職員であつた者の職業の安定を図るため、次の業務を行う。

一 清算事業団職員に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための職業訓練を行うこと。

二 清算事業団職員に対し、職業及び生活に關する相談を行うこと。

三 清算事業団職員が事業を開始する場合において、必要な資金の借入れのあつせん及び当該借入れに係る債務の保証を行うこと。

四 再就職した清算事業団職員であつた者に対し、その作業の環境に適応させるために必要な指導を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、清算事業団職員の再就職の援助等及び再就職した清算事業団職員であつた者の職業の安定に關し必要な業務であつて主務省令で定めるものを行うこと。

（区分経理）

第三十條 雇用促進事業団は、前条各号に掲げる業務（以下「援護業務」という。）に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて、行わなければならない。

（交付金）

第三十一條 清算事業団は、雇用促進事業団に対し、第二十九條第一号及び第二号に掲げる業務、同条第五号に掲げる業務（同条第一号及び第三号に掲げる業務に係るものに限る。）並びに同条第六号に掲げる業務（主務省令で定めるものに限る。）に要する費用の財源に充てるため、主務大臣が定める額の交付金を交付しなければならない。

2 国は、雇用促進事業団に対し、援護業務のうち、前項に規定する業務以外の業務に要する費用に相当する額の交付金を交付する。

（援護業務に關する監督）

第三十二條 援護業務に關しては、雇用促進事業団法第三十二條第一項の規定にかかわらず、主務大臣が雇用促進事業団を監督する。

2 主務大臣は、この款の規定を施行するために必要があると認めるときは、雇用促進事業団に対し、援護業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

（大蔵大臣との協議）

第三十三條 主務大臣は、第二十九條第六号又は第三十一條第一項の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

（援護業務に關する雇用促進事業団法の準用等）

第三十四條 援護業務は、雇用促進事業団法第九條第一項及び第三項に規定する業務に該當するものとみなして、同法第十九條の二、第二十九條、第三十七條第一項（同法第十九條の二第二項並びに第二十條第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第四十條（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第二十條第二項及び第三項並びに第三十七條第一項第二号中「労働省令」とあるのは「主務省令」とする。

2 前項において適用する雇用促進事業団法第九條の二第一項の規定により援護業務の委託を受けた金融機関は、同条第三項に規定する受託金融機関とみなして、同法第三十三條及び第三十九條の規定を適用する。

3 援護業務に關しては、雇用促進事業団法第二十二條第一項、第二十四條第一項及び第二項、第三十三條第一項（前項において適用する場合を含む。）並びに第三十七條第一項（同法第二十二條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條（同法第二十二條第一項の規定による認可及び

第二十四條第一項の規定による承認に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）中「労働大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第三十一條及び第三十七條第一項第二号（同法第三十一條に係る部分に限る。）中「労働省令」とあるのは「主務省令」とする。

4 雇用促進事業団法第二十二條第二項（同法第二十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、援護業務については、適用しない。

5 第三十二條第二項の規定による主務大臣の命令は、雇用促進事業団法第三十二條第二項の規定による労働大臣の命令とみなして、同法第四十條（第五号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第四章 雜則

第三十五條 日本国有鉄道又は清算事業団並びに公共職業安定所その他の職業安定機関及び雇用促進事業団は、国鉄退職希望職員又は清算事業団職員の円滑な再就職を促進するために、相互に、緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（船員とならうとする国鉄退職希望職員等に関する特例）

第三十六條 国鉄退職希望職員のうち、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六條第一項に規定する船員（次項において「船員」という。）として再就職しようとする者に關しては、第十二條中「公共職業安定所」とあり、及び前条中「公共職業安定所その他の職業安定機関」とあるのは、「地方運輸局（海運監理部を含む）」とする。

2 清算事業団職員のうち、船員として再就職しようとする者（次項において「船員」となうとする職員」という。）に關しては、第二十四條第四項中「職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三章第二節（第三十四條を除く。）」とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第三章第一節（第三十七條、第四十條及び

第四十一条を除く」と、同条第六項中「前二項」とあるのは「第四項並びに第三十六条第二項及び第三項」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第二十七条中「公共職業安定所」とあり、及び前条中「公共職業安定所その他の職業安定機関」とあるのは「地方運輸局(海運監理部を含む)」とする。

3 船員とならうとする職員に係る第二十四条第二項第三号の無料の職業紹介事業に関しては、同条第五項の規定にかかわらず、当該事業は、船員職業安定法第三十四条の規定により行われるものとみなして、同法第四十条及び第四十一条の規定(同法第四十条に係る罰則の規定を含む)を適用する。

(報告)
第三十七条 日本国有鉄道又は清算事業団は、主務省令で定めるところにより、国鉄退職希望職員又は清算事業団職員の再就職の状況その他の事項を主務大臣に報告しなければならない。
(主務大臣等)

第三十八条 この法律(第三十四条第一項及び第三項において読み替えられた雇用促進事業団法の規定を含む。次項において同じ)における主務大臣は、次のとおりとする。

一 雇用促進事業団の援護業務に関する事項については、運輸大臣及び労働大臣
二 前号に定める事項以外の事項については、内閣総理大臣、運輸大臣、労働大臣及び自治大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章(国鉄退職希望職員に係る部分に限る。)、第二章及び第四章(国鉄退職希望職員に係る部分に限る)の規定 公布の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 移行日
(この法律の失効)
第二条 この法律は、昭和六十五年四月一日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)
第三条 前条に規定する日(以下「失効日」という)の属する事業年度に係る実施計画については、第十五条第一項の規定にかかわらず、作成することを要しない。この場合において、当該事業年度に係る同条第二項各号に掲げる事項については、当該事業年度の直前の事業年度に係る実施計画に定めるものとする。

第四条 失効日以前に開始された第二十四条第一項(第四号、第五号、第六号(同項第四号及び第五号に係る部分に限る。))及び第七号に係る部分に限る。に規定する清算事業団の業務(当該業務が終了するまでの間に行われるものに限る。)(以下「規定業務」という)は、附則第二条の規定にかかわらず、失効日後も、なおその効力を有する。

第五条 失効日以前に開始された第二十九条(第三号、第四号、第五号(同条第三号及び第四号に係る部分に限る。))及び第六号に係る部分に限る。に規定する雇用促進事業団の業務(当該業務が終了するまでの間に行われるものに限る。)(以下「規定業務」という)は、附則第三条(第三十三条を除く)の規定は、附則第二条の規定にかかわらず、失効日後も、なおその効力を有する。

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第七条 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第二条の規定にかかわらず、失効日後も、なおその効力を有する。

鉄道事業法案
鉄道事業法
目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 鉄道事業(第三十一条)
第三章 索道事業(第三十二条・第三十八条)
第四章 専用鉄道等(第三十九条・第四十条)
第五章 指定検査機関(第四十一条・第五十三条)

第六章 雑則(第五十四条・第六十六条)
第七章 罰則(第六十七条・第七十五条)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。

2 この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

3 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

4 この法律において「第三種鉄道事業」とは、鉄道線路を第一種鉄道事業を運営する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を運営する者に専ら使用させる事業をいう。

5 この法律において「索道事業」とは、他人の需要に応じ、索道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

6 この法律において「専用鉄道」とは、専ら自己の用に供するため設置する鉄道であつて、その鉄道線路が鉄道事業の用に供される鉄道線路に接続するものをいう。

7 この法律において「専用索道」とは、専ら自己の用に供するため設置する索道をいう。

第二章 鉄道事業
(免許)
第三条 鉄道事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 鉄道事業の免許は、路線及び鉄道事業の種類(前条第一項の鉄道事業の種類をいう。以下同じ)について行う。

3 第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の免許は、業務の範囲を旅客運送又は貨物運送に限定して行うことができる。

4 一時的な需要のための鉄道事業の免許は、期間を限定して行うことができる。

(免許申請)
第四条 鉄道事業の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 予定する路線
二 経営しようとする鉄道事業の種類
三 業務の範囲を旅客運送又は貨物運送に限定して免許を受けようとする場合には、その旨四 期間を限定して免許を受けようとする場合には、その期間
五 鉄道事業の種類ごとに、運輸省令で定める鉄道の種類、施設の概要、計画供給輸送力その他の運輸省令で定める事業の基本となる事項に関する計画(以下「事業基本計画」という)。
六 その事業の開始のための工事の要否
七 第一種鉄道事業を経営しようとする場合であつて、鉄道線路の譲渡を受け、又は鉄道線路を使用させるときは、その旨並びにその相手方の氏名又は名称及び住所
八 第二種鉄道事業を経営しようとする場合に

は、鉄道線路の使用を許諾する者の氏名又は名称及び住所

九 第三種鉄道事業を経営しようとする場合には、鉄道線路を譲渡するか又は使用させるかの別並びにその相手方の氏名又は名称及び住所

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添付しなければならない

3 運輸大臣は、申請者に対し、前二項に定めるもののほか、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる

(免許基準)

第五条 運輸大臣は、鉄道事業の免許をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない

一 その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること

二 その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること

三 その事業基本計画が経営上及び輸送の安全上適切なものであること

四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること

五 その他その事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること

2 運輸大臣は、第三種鉄道事業の免許をしようとするときは、当該事業により敷設される鉄道線路に係る第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業の免許と同時にするものとする

(欠格事由)

第六条 運輸大臣は、鉄道事業の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、その免許をしてはならない

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 鉄道事業の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号の一に該当するもの

五 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む)のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

(事業基本計画等の変更)

第七条 鉄道事業の免許を受けた者(以下「鉄道事業者」という)は、事業基本計画又は第四條第一項第七号若しくは第九号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない

2 第五條第一項の規定は、前項の認可について準用する

3 鉄道事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をし、又は第四條第一項第八号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない

(工事の施行の認可)

第八条 鉄道事業者は、運輸省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の運輸省令で定める鉄道事業の用に供する施設(以下「鉄道施設」という)について工事計画を定め、免許の際運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない

2 運輸大臣は、工事計画が事業基本計画及び鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第一条の命令で定める規程に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない

3 運輸大臣は、鉄道事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期限を延長することができる

(工事計画の変更)

第九条 鉄道事業者は、工事計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない

2 前条第二項の規定は、前項の認可について準用する

3 鉄道事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない

(工事の完成検査)

第十条 鉄道事業者は、工事の施行の認可の際運輸大臣の指定する工事の完成の期限までに、鉄道施設の工事を完成し、かつ、運輸省令で定めるところにより運輸大臣の検査を申請しなければならない

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該鉄道施設が、工事計画に合致し、かつ、鉄道営業法第一条の命令で定める規程に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない

3 第八条第三項の規定は、工事の完成の期限について準用する

(鉄道施設の検査)

第十一条 鉄道事業者は、工事を必要としない鉄道施設について、免許の際運輸大臣の指定する期限までに、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の検査を申請しなければならない

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該鉄道施設が鉄道営業法第一条の命令で定める規程に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない

(鉄道施設の変更)

第十二条 鉄道事業者は、第十条第一項又は前条第一項の検査に合格した後において鉄道施設を変更しようとするときは、運輸省令で定めるところにより当該変更に係る工事計画を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない

し、運輸省令で定める軽微な変更については、この限りでない

2 鉄道事業者は、前項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない

3 鉄道事業者は、第一項の認可を受けた鉄道施設の変更のうち運輸省令で定めるものに係る工事を完成したときは、遅滞なく、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の検査を申請しなければならない

4 第八条第二項の規定は第一項の認可について、第九条の規定は同項の工事計画の変更について、第十条第二項の規定は前項の検査について準用する

(車両の確認)

第十三条 鉄道運送事業者(第一種鉄道事業の免許を受けた者(以下「第一種鉄道事業者」という)及び第二種鉄道事業の免許を受けた者(以下「第二種鉄道事業者」という)をいう。以下同じ)は、車両を当該鉄道事業の用に供しようとするときは、その車両が鉄道営業法第一条の命令で定める規程に適合することについて、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の確認を受けなければならない

2 鉄道運送事業者は、前項の確認を受けた車両について、その構造又は装置を変更してこれを当該鉄道事業の用に供しようとするときは、同項の規定の例により、運輸大臣の確認を受けなければならない

3 鉄道運送事業者は、前項ただし書の場合に、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない

(設計管理者)

第十四条 鉄道事業者は、第三項の規定による確認を行わせるため、鉄道施設又は車両の設計について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、運輸省令で定

める種類の設計管理者を選任することができ
る。

2 鉄道事業者は、設計管理者を選任し、又は解
任したときは、運輸省令で定めるところによ
り、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なけ
ればならない。

3 鉄道事業者は、第八条第一項、第九条第一項
若しくは第三項(これらの規定を第十二条第四
項において準用する場合を含む)、第十二条第
一項若しくは第二項又は前条の規定に基づく認
可若しくは確認の申請又は届出に際し、前項の
規定により選任の届出をした設計管理者が鉄道
施設又は車両の設計について、運輸省令で定め
るところにより、鉄道営業法第一条の命令で定め
る規程に適合することを確認した場合に、
これらの規定にかかわらず、これらの申請又は
届出に係る記載事項又は添付書類の一部を省略
する手続その他の運輸省令で定める簡略化され
た手続によることができる。

4 運輸大臣は、設計管理者が前項の規定により
適合すると認めた鉄道施設又は車両の設計が鉄
道営業法第一条の命令で定める規程に適合して
いないことその他の理由により当該設計管理者
に引き続きその職務を行わせることが適切でな
いと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、そ
の解任を命ずることができる。

(鉄道線路の使用等)

第十五条 第一種鉄道事業者及び第三種鉄道事業
者の免許を受けた者(以下「第三種鉄道事業者」と
いう)は、免許を受けた路線に係る鉄道線路を
第二種鉄道事業者の使用させようとするとき
は、使用料その他の運輸省令で定める使用条件
について、運輸大臣の認可を受けなければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様と
する。

2 第三種鉄道事業者は、免許を受けた路線に係
る鉄道線路を第一種鉄道事業者に譲渡しようと
するときは、譲渡価格その他の運輸省令で定め
る譲渡条件について、運輸大臣の認可を受けな

ければならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

3 運輸大臣は、前二項に規定する使用条件又は
譲渡条件が、鉄道事業の適正な運営の確保に支
障を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、
前二項の認可をしななければならない。

(運賃及び料金)

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客又は貨物の運
賃及び料金(運輸省令で定める料金を除く)を
定め、運輸大臣の認可を受けなければならない
い。これを変更しようとするときも、同様とす
る。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするとき
は、次の基準によつて、これをしなければなら
ない。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償
い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取
扱いをするものでないこと。

三 旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能
力にかんがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用
することを困難にするおそれがないものであ
ること。

四 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を
引き起こすこととなるおそれがないものであ
ること。

3 鉄道運送事業者は、第一項の運輸省令で定め
る料金を定めようとするときは、その旨を運輸
大臣に届け出なければならない。これを変更し
ようとするときも、同様とする。

4 鉄道運送事業者は、第一項後段の規定にかか
わらず、当該鉄道事業に係る総収入を減少させ
ないことと見込まれる範囲内で、運輸省令で定め
るところにより、適用する期間又は区間その他の
条件を定めて、同項の認可を受けた運賃又は料
金の割引を行うことができる。この場合には、
当該鉄道運送事業者は、あらかじめ、その旨を
運輸大臣に届け出なければならない。

(運行計画)
第十七条 鉄道運送事業者は、運輸省令で定める
ところにより、列車の運行計画を定め、あらか
じめ、その旨を運輸大臣に届け出なければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様と
する。

(運輸に関する協定)

第十八条 鉄道運送事業者は、他の運送事業者と
連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協
定その他の運輸に関する協定をしようとするこ
ときは、運輸省令で定めるところにより、その旨
を運輸大臣に届け出なければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

(事故等の報告)

第十九条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火
災その他の重大な事故又は鉄道に係る災害であ
つて運輸省令で定めるものが発生したときは、
遅滞なく、事故の種類、原因その他の運輸省令
で定める事項を運輸大臣に届け出なければなら
ない。

(会計)

第二十条 鉄道事業者は、運輸省令で定めるとこ
ろにより、その事業年度並びに勘定科目の分類
及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算
に関する諸表の様式を定め、その会計を整理し
なければならない。

2 鉄道事業者は、鉄道に係る災害による損失又
は鉄道事業の一部の廃止により生じた損失若し
くは鉄道事業の用に供する施設(車両を含む。
以下「鉄道事業用施設」という)の除却に要する
費用が多額であつてその全額をこれらの事由の
生じた事業年度において負担することが困難な
場合には、当該損失及び費用に相当する額を、
運輸大臣の許可を受けて、当該事業年度の決算
期において、貸借対照表の資産の部に計上し、
繰延資産として整理することができる。この場
合には、当該決算期から五年以内に、毎決算期
に均等額以上の償却をしなければならない。

3 前項の規定の適用がある場合における商法

(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十条第
一項の規定の適用については、同項第四号中
「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三」
とあるのは、「第二百八十六条ノ二及第二百八
十六条ノ三並ニ鉄道事業法第二十條第二項」と
する。

(鉄道事業用施設に関する担保の特例)

第二十一条 鉄道事業者は、鉄道事業用施設を担
保に供しようとするときは、鉄道抵当法(明治
三十八年法律第五十三号)の定めるところによ
らなければならない。

(土地の立入り及び使用)

第二十二条 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測
量、実地調査又は工事のため必要があるとき
は、都道府県知事の許可を受け、他人の土地に
立ち入り、又はその土地を一時材料置場として
使用することができる。

2 鉄道事業者は、前項の規定により立ち入り、
又は使用しようとするときは、やむを得ない理
由がある場合を除き、土地の占有者にその旨を
通知しなければならない。

3 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又
は使用によつて損失を生じたときは、損失を受
けた者に対し、これを補償しなければならない
い。

4 前項の規定により補償する損失は、通常生ず
べき損失とする。

5 第三項の規定による損失の補償については、
当事者間の協議により定める。協議が調わない
とき、又は協議をすることができないときは、
当事者は、都道府県知事の裁定を申請すること
ができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による裁定の申
請を受理したときは、その旨を他の当事者に通
知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を
与えなければならない。

7 都道府県知事は、第五項の裁定をしたとき
は、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなけれ
ばならない。

8 損失の補償をすべき旨を定める裁定において、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

9 第五項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第五項の裁定についての審査請求においては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(事業改善の命令)

第二十三条 運輸大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができ、一 運賃又は料金を変更すること。

二 列車の運行計画を変更すること。

三 鉄道施設に関する工事の実施方法、鉄道施設若しくは車両又は列車の運転に関し改善措置を講ずること。

四 鉄道施設の使用若しくは譲渡に関する契約を締結し、又は使用条件若しくは譲渡条件を変更すること。

五 他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸若しくは運賃に関する協定その他の運輸に関する協定を締結し、又はこれを変更すること。

六 旅客又は貨物の安全かつ円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

七 旅客又は貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができ、る保険契約を締結すること。

2 前項の規定による命令(同項第四号及び第五号に係るものに限る)があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額その他契約若しくは協定の細目について、当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることが

できないときは、当事者は、運輸大臣の裁定を申請することができる。

3 前条第六項、第七項及び第九項から第十一項までの規定は、前項の裁定について準用する。

この場合において、同条第六項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、同条第九項及び第十一項中「補償金の額」とあるのは「当事者が取得し、又は負担すべき金額」と、同項中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と読み替へるものとする。

(名義の利用等の禁止)

第二十四条 鉄道事業者は、その名義を他人に鉄道事業のため利用させてはならない。

2 鉄道事業者は、事業の貸渡その他いかなる方法をもつてするかを問はず、鉄道事業を他人にその名において経営させてはならない。

(列車の運行の管理等の受委託)

第二十五条 列車の運行の管理その他運輸省令で定める鉄道事業に係る業務の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 その事業を継続して運営するために必要であること。

二 受託者が当該業務の管理を行うのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受等)

第二十六条 鉄道事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 鉄道事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 第五條第一項及び第六條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 鉄道事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人(以下この条において「合併法人」という。)は、免許に基づく権利義務を承継する。

5 鉄道事業の譲渡を受けた者又は合併法人が同一の路線について第一種鉄道事業の免許及び第二種鉄道事業の免許を取得することとなつたときは、当該路線に係る第二種鉄道事業の免許は失効したものとみなす。

6 鉄道事業の譲渡を受けた者又は合併法人が同一の路線について第一種鉄道事業の免許及び第二種鉄道事業の免許を取得することとなつたときは、当該路線に係る第三種鉄道事業の免許は失効したものとみなす。

7 鉄道事業の譲渡を受けた者又は合併法人が同一の路線について第二種鉄道事業の免許及び第三種鉄道事業の免許を取得することとなつたときは、当該路線に係るこれらの免許は失効し、当該路線について第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなす。

(相続)

第二十七条 鉄道事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該鉄道事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ)が被相続人の経営していた鉄道事業を引き継ぎ経営しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした鉄道事業の免許は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第五條第一項及び第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る免許に基づく権利義務を承継する。

5 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の認可があつた場合について準用する。

の認可があつた場合について準用する。

(事業の休廃止)

第二十八条 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、前項の許可をしなければならない。

(法人の解散)

第二十九条 鉄道事業者たる法人の解散の決議又は総社員同意は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の停止及び免許の取消し)

第三十条 運輸大臣は、鉄道事業者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は免許、許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第六條各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

四 第一種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の譲受の相手方である第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路に係る路線について免許の失効(次条第四号の場合に係るものを除く)、免許の取消し又は事業の廃止があつたとき。

五 第二種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業に係る鉄道線路の使用を許諾した者である第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者について、当該鉄道線路に係る路線について免許の失効、免許の取消し又は事業の廃止があつたとき。

六 第三種鉄道事業者にあつては、当該鉄道事業

業に係る鉄道線路の譲渡の相手方である第一種鉄道事業者について、又は当該鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者のすべてについて、当該鉄道線路に係る路線について免許の失効、免許の取消し又は事業の廃止があつたとき。

(免許の失効)

第三十一条 次の場合には、鉄道事業の免許は、その効力を失う。

一 第八条第一項の期限又は同条第三項の規定により延長された期限までに工事の施行の認可を申請しないとき。

二 第八条第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

三 第二十八条第一項の規定による事業の廃止の許可を受けたとき。

四 第三種鉄道事業者が第一種鉄道事業者に譲渡する目的をもつて敷設した鉄道線路を当該第一種鉄道事業者に譲渡したとき。

第三章 索道事業

(許可)

第三十二条 索道事業を経営しようとする者は、索道ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。ただし、運輸省令で定める索道については、この限りでない。

(許可申請)

第三十三条 索道事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 予定する区間

二 運輸省令で定める索道の種類

三 運輸省令で定める索道施設に関する工事計画

画(工事が必要としない場合にあつては、索道施設の構造。次条において同じ。)

2 前項の申請書には、索道施設の設置の場所を示す図面その他運輸省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第三十四条 運輸大臣は、索道事業の許可をしよ

うとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 工事計画が次条の運輸省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 その事業を自ら安全かつ適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(索道施設に関する技術上の基準)

第三十五条 索道事業の許可を受けた者(以下「索道事業者」という)は、運輸省令で定める技術上の基準に従ひ、索道施設を維持し、及び管理しなければならない。

(運賃及び料金)

第三十六条 索道事業者は、旅客又は貨物の運賃及び料金を定め、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(事業の休止等)

第三十七条 索道事業者は、索道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 索道事業者は、一年以上休止している索道事業の全部又は一部を再開しようとするときは、当該索道施設が第三十五条の運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて運輸大臣の検査を受けなければならない。

3 索道事業者は、六月以上一年未満休止している索道事業の全部又は一部を再開しようとするときは、当該索道施設が第三十五条の運輸省令で定める技術上の基準に適合していることを確認し、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第三十八条 第六条、第九条から第十二条まで、第十八条、第十九条、第二十三条(第一項第二号及び第四号に係る部分を除く)、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条第一項から第四項まで及び第三十条(第四号から第六号までに係る部分を除く)の規定は、索道事業について準用する。この場合において、第九条第二項(第十二条第四項において準用する場合を含む)、及び第十二条第四項において準用する第八條第二項中「事業基本計画及び鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第一条の命令で定める規程」とあり、並びに第十條第二項(第十二條第四項において準用する場合を含む)及び第十一條第二項中「鉄道営業法第一条の命令で定める規程」とあるのは、「第三十五条の運輸省令で定める技術上の基準」と、第二十六條第三項及び第二十七條第三項中「第五條第一項」とあるのは「第三十四條」と読み替へるものとする。

第四章 専用鉄道等

(専用鉄道の設置の届出等)

第三十九条 専用鉄道を設置しようとする者は、専用鉄道ごとに、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、運輸省令で定める技術上の基準に従ひ、専用鉄道の施設(車両を含む)を維持し、及び管理しなければならない。

3 第十九条及び第二十三条第一項(第三号に係る部分に限る)の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。

4 第一項の規定による届出をした者は、専用鉄道の供用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(専用索道の設置の届出等)

第四十条 専用索道(運輸省令で定めるものを除く)を設置しようとする者は、専用索道ごとに、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条、第二十三条第一項(第三号に係る部分に限る)、第三十五条及び前条第四項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

第五章 指定検査機関

(指定検査機関の指定)

第四十一条 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という)に第十條第一項第三十八條において準用する場合を含む)、第十一條第一項(第三十八條において準用する場合を含む)、第十二條第二項(第三十八條において準用する場合を含む)の章並びに第五十七條、第七十條及び第七十三條において「検査」と総称する)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定検査機関の指定は、運輸省令で定めるところにより、検査を行おうとする者の申請により行う。

3 運輸大臣は、指定検査機関の指定をしたときは、当該指定検査機関が行う検査を行わないものとする。

(指定の基準)

第四十二条 運輸大臣は、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、指定検査機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、検査の業務の実施の方法その他の事項についての検査の業務の実施に関する計画が検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 検査の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて検査の業務が公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて当該申請に係る検査の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2 運輸大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四 条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第五十二条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第四十五条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第四十三条 運輸大臣は、指定検査機関の指定をしたときは、指定検査機関の名称及び住所、指定検査機関の行う検査の範囲、検査の業務を行う事務所の所在地並びに検査の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定検査機関は、その名称若しくは住所又は検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(検査の義務等)

第四十四条 指定検査機関は、検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、検査を行うときは、運輸省令で定める方法に従い、運輸省令で定める要件を備える者(以下「検査員」という。)にその検査を実施させなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第四十五条 検査の業務に従事する指定検査機関

の役員を選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 指定検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第四十七条第一項の業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員等の地位)

第四十六条 検査の業務に従事する指定検査機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第四十七条 指定検査機関は、運輸省令で定める検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした業務規程が検査の業務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十八条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十九条 指定検査機関は、運輸省令で定める

ところにより、帳簿を備え付け、これに検査の業務に関する事項で運輸省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第五十条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、検査の業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(業務の休廃止)

第五十一条 指定検査機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十二条 運輸大臣は、指定検査機関が第四十二条第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 運輸大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第四十二条第一項第一号から第三号までの一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第四十五条第三項、第四十七条第二項又は第五十条の規定による命令に違反したとき。

四 第四十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検査の業務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 運輸大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(運輸大臣による検査の業務の実施)

第五十三条 運輸大臣は、指定検査機関が第五十一条第一項の規定により検査の業務の全部若し

くは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十一条第三項の規定にかかわらず、検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により検査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてい検査の業務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により検査の業務を行うこととし、第五十一条第一項の規定により検査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 雑則

(免許等の条件)

第五十四条 免許、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該免許、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告の徴収)

第五十五条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をした者に対し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。

3 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務又は経

理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十六條 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九條第一項又は第四十條第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場に立ち入り、専用鉄道若しくは専用索道の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第五十七條 検査を受けようとする者は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を国(指定検査機関が行う検査を受けようとする者にあつては、当該指定検査機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定検査機関に納められた手数料は、当該指定検査機関の収入とする。

(指定検査機関の処分についての審査請求)
第五十八條 この法律の規定による指定検査機関の処分不服がある者は、運輸大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)

による審査請求をすることができる。

(適用除外)

第五十九條 この法律の規定は、日本鉄道建設公団、新幹線鉄道保有機構及び本州四国連絡橋公団が行う第三種鉄道事業に該当する業務については、適用しない。

2 前項の場合において、日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構から鉄道線路を直接借り受け、又は本州四国連絡橋公団が所有する鉄道線路を直接利用して、他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業については、当該事業を第一種鉄道事業とみなして、この法律の規定を適用する。

第六十條 第二十六條第二項及び第二十九條第一項の規定は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第号)第一条第一項に規定する旅客会社及び日本貨物鉄道株式会社については、適用しない。

(道路への敷設の禁止)

第六十一條 鉄道線路は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に敷設してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、建設大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項の許可の手續について必要な事項は、政令で定める。

(軌道からの変更)

第六十二條 軌道法による軌道事業を営業者は、運輸大臣及び建設大臣の許可を受けて当該軌道事業を鉄道事業に変更することができる。

2 前項の許可を受けた者は、第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、第一項の許可を受けた者に対するこの法律の適用に必要事項は、運輸省令で定める。

(経過措置)
第六十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するとき、その命令で、その制

定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第六十四條 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

(聴聞)

第六十五條 運輸大臣は、第十四條第四項、第三十八條において準用する第三十條、第四十五條第三項又は第五十二條第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

2 地方運輸局長は、前条の規定により次に掲げる事項がその権限に属することとなつた場合において、当該事項について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞をすることができる。

一 鉄道事業の免許
二 鉄道事業の停止又は免許の取消し
三 鉄道事業における基本的な運賃及び料金に關する認可

3 地方運輸局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞をしなければならない。

4 前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(運輸省令への委任)
第六十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手續その他の事項は、運輸省令で定める。

第七章 罰則

第六十七條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科する。

一 第三條第一項の規定に違反して鉄道事業を經營した者

二 第二十四條第一項の規定に違反してその名義を他人に鉄道事業のため利用させた者

三 第二十四條第二項の規定に違反してその事業を他人にその名において經營させた者

第六十八條 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二條の規定に違反して索道事業を經營した者

二 第三十八條において準用する第二十四條第一項の規定に違反してその名義を他人に索道事業のため利用させた者

三 第三十八條において準用する第二十四條第二項の規定に違反してその事業を他人にその名において經營させた者

第六十九條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第三項の規定による検査に合格していない鉄道施設を使用させ、譲渡し、又は旅客若しくは貨物の運送を行う事業の用に供した者

二 第二十五條第一項(第三十八條において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないうで業務の管理の委託又は受託をした者

三 第三十條(第三十八條において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者

四 第三十七條第二項又は第三十八條において準用する第十條第一項、第十一條第一項若しくは第十二條第三項の規定による検査に合格していない索道施設を索道事業の用に供した者

第七十條 第五十二條第二項の規定による検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第九条第一項（第十二条第四項（第三十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条において準用する場合を含む。）第十二条第一項（第三十八条において準用する場合を含む。）第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けなかった者

二 第十三条第一項又は第二項の規定による確認を受けずに車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者

三 第十四条第四項又は第二十三条第一項（第三十八条、第三十九条第三項及び第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四 第二十八条第一項の規定による許可を受けずに鉄道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

五 第六十一条第一項の規定に違反して鉄道線路を敷設した者

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項、第九条第三項（第十二条第四項（第三十八条において準用する場合を含む。）及び第三十八条において準用する場合を含む。）第十二条第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）第十三条第三項、第十四条第二項、第十六条第三項若しくは第四項、第十七条、第十八条（第三十八条において準用する場合を含む。）第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十三条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 第五十一条第一項の規定に違反して検査の業務の全部を廃止したとき

三 第五十五条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第五十六条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条から第七十二条までの違反行為（第七十条の違反行為を除く。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十五条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十九条第四項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条（第三十八条、第三十九条第三項及び第四十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（地方鉄道法の廃止）

第二条 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過措置）
第三条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定によりした地方鉄道業の免許の申請は、第三条第一項の規定による第一種鉄道事業の免許の申請とみなす。

2 旧法第十二条第一項の規定によりした地方鉄道業の免許（第六項又は第十項に規定する地方鉄道業者に係るものを除く。）は、第三条第一項の規定による第一種鉄道事業の免許とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、旧法第二十六条第一項の規定による鉄道の貸借の許可がなされている場合には、当該許可は、当該鉄道を貸し付けた者に対する第三条第一項の規定による第三種鉄道事業の免許及び当該鉄道を借り受けた者に対する同項の規定による第二種鉄道事業の免許とみなす。

4 前項の規定により、第三種鉄道事業の免許を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から三月間、第十五条第一項の認可を受けられないで、鉄道線路を使用させることができず。

5 前項に規定する者は、この法律の施行の日から三月以内に、当該使用させている鉄道線路に係る第十五条第一項に規定する使用条件を運輸大臣に届け出たときは、同項の認可を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けて運輸の管理の委託をしている地方鉄道業者及びその委託をしている者は、この法律の施行の日から一年間（次項の規定による認可の申請をした場合には、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、第三条第一項の免許を受けられないで、当該事業及びその委託に係る運輸の管理を従前の例により引き続き営むことができる。

7 前項に規定する地方鉄道業者は、この法律の施行後において経営しようとする鉄道事業の種類を定め、この法律の施行の日から一年以内に、当該事業を経営することについて運輸大臣の認可を申請することができる。この場合において、当該地方鉄道業者は、第三種鉄道事業を経営しようとするときは、当該鉄道について運輸の管理の委託をしている者の第二種鉄道事業を経営することについての認可申請と同時に申請するものとする。

8 運輸大臣は、前項の規定による申請の内容が第五条第一項、第十五条第三項又は第十六条第二項の基準に適合すると認め、かつ、前項の規定による申請をした者が第六条各号の一に該当しないときは、これを認可しなければならない。

9 前項の認可があつたときは、運輸省令で定めるところにより、第三条第一項の規定による第一種鉄道事業の免許があつたものとみなし、又は同項の規定による第三種鉄道事業の免許及び第十五条第一項の認可並びに第三条第一項の規定による第二種鉄道事業の免許、第十六条第一項の認可並びに同条第三項及び第四項の規定による届出があつたものとみなす。

10 第六項から前項までの規定は、この法律の施行の際現に専ら車両を借り受けて運行している地方鉄道業者であつて運輸大臣が定めるもの及び当該地方鉄道業者に車両を貸し付けている者について準用する。

第四条 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、前条に規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三條第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

日本国有鉄道改革法等施行法案

日本国有鉄道改革法等施行法

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 改革法等の施行のための措置

第一節 鐵道事業の開始等に関する措置(第三條―第十五條)

第二節 一般自動車運送事業その他の事業の開始等に関する措置(第十六條―第二十三條)

第三節 權利及び義務の承継に伴う措置(第二十四條―第二十六條)

第四節 權利及び義務の承継に伴う租税關係法令の適用に関する経過措置等(第二十七條・第二十八條)

第五節 日本国有鐵道法等の廃止に伴う経過措置(第二十九條・第三十條)

第六節 清算事業団への移行に伴う措置(第三十一條―第四十條)

第三章 改革法等の施行に伴う關係法律の整備等

第一節 會計検査院關係(第四十一條)

第二節 總理府關係(第四十二條―第六十七條)

第三節 法務省關係(第六十八條―第七十三條)

第四節 大藏省關係(第七十四條―第九十八條)

第五節 文部省關係(第九十九條・第一百條)

第六節 厚生省關係(第一百條―第一百五條)

第七節 農林水産省關係(第一百六條・第一百七條)

第八節 通商産業省關係(第一百八條・第一百九條)

第九節 運輸省關係(第一百十條―第一百三十八條)

第十節 郵政省關係(第一百三十九條―第四百一十二條)

第十一節 労働省關係(第四百一十三條―第五百六條)

第十二節 建設省關係(第五百一七條―第六百六十四條)

第十三節 自治省關係(第六百六十五條―第七百七十一條)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一條 この法律は、日本国有鐵道改革法(昭和六十一年法律第 号)、旅客鐵道株式會社及び日本貨物鐵道株式會社に關する法律(昭和六十一年法律第 号)、新幹鐵道保有機構法(昭和六十一年法律第 号)、日本国有鐵道清算事業団法(昭和六十一年法律第 号)及び日本国有鐵道退職希望職員及び日本国有鐵道清算事業団職員に再就職の促進に關する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)並びに鐵道事業法(昭和六十一年法律第 号)の施行に關し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の施行に伴う關係法律の整備等を行うものとする。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改革法 日本国有鐵道改革法をいう。

二 會社法 旅客鐵道株式會社及び日本貨物鐵道株式會社に關する法律をいう。

三 清算事業団法 日本国有鐵道清算事業団法をいう。

四 旅客會社 會社法第一條第一項に規定する旅客會社をいう。

五 貨物會社 日本貨物鐵道株式會社をいう。

六 承継法人 改革法第十一條第二項に規定する承継法人をいう。

七 清算事業団 日本国有鐵道清算事業団をいう。

八 承継計画 改革法第二十一條に規定する承継計画をいう。

九 旧國鉄法 改革法附則第二項の規定による廃止前の日本国有鐵道法(昭和二十三年法律第二百五十六號)をいう。

第二章 改革法等の施行のための措置

第一節 鐵道事業の開始等に関する措置

(旅客會社の鐵道事業のみなし免許等)

第三條 旅客會社は、その成立の時に於いて、日本国有鐵道の鐵道の營業線であつてこれに係る旅客鐵道事業が当該旅客會社に引き継がれるものとして承継計画において定められたものについて、鐵道事業法第三條第一項の規定により第一種鐵道事業の免許を受けたものとみなす。

2 旅客會社は、その成立の日から三月以内に、前項の規定により鐵道事業法第三條第一項の免許を受けたものとみなされる鐵道事業について、同法第四條第一項第五号に規定する事業基本計画に記載すべき事項(運輸省令で定めるものを除く)を記載した書類及び同項第七号に掲げる事項を記載した書類を運輸大臣に提出するものとする。この場合には、当該書類に記載された事項を同項の規定により記載された事項とみなして、同法の規定を適用する。

(鐵道施設及び車両に關する経過措置)

第四條 旅客會社は、その成立の時に於いて、日本国有鐵道の鐵道事業の用に供されている鐵道施設及び車両であつて当該旅客會社に承継されるものとして承継計画において定められたものについて、鐵道事業法第十條第一項の検査に合格し、及び同法第十三條第一項の確認を受けたものとみなす。

(鐵道施設の変更に關する経過措置)

第五條 旅客會社は、その成立の時に於いて、第三條第一項に規定する鐵道の營業線に關する鐵道施設の変更であつてこれに係る業務が当該旅客會社に引き継がれるものとして承継計画において定められたものについて、鐵道事業法第十二條第一項の認可を受け、又は同法第二項の規定による届出をしたものとみなす。この場合には、当該鐵道施設の変更のうち当該変更が同法第七條第一項に規定する事業基本計画の変更に相当する事由に係るものとして承継計画において定められたものについては、同項の規定による事業基本計画の変更の認可を受け、又は同法第三項の規定による事業基本計画の変更の届出をしたものとみなす。

2 旅客會社は、その成立の日から三月以内に、前項に規定する鐵道施設の変更(鐵道事業法第十二條第一項の認可を受けるべきものに限る)について、同法第一項の工事計画に記載すべき事項を記載した書類を運輸大臣に提出するものとする。この場合には、当該書類に記載された事項を同項の規定により定められた工事計画とみなして、同法の規定を適用する。

(鐵道線路の使用に關する経過措置)

第六條 旅客會社は、第十二條第一項の規定により貨物會社が鐵道事業法第三條第一項の規定による第二種鐵道事業の免許を受けたものとみなされる鐵道の營業線に係る鐵道線路の使用条件に關し、同法第十五條第一項の認可を受けるべき事項について、旅客會社の成立の日から三月以内に、その認可の申請をするものとする。

2 旅客會社は、その成立の日から前項の申請に基づき認可に關する処分があるまでの間は、鐵道事業法第十五條第一項の規定にかかわらず、前項に規定する鐵道線路を貨物會社に使用させることができる。

(運賃及び料金等に關する経過措置)

第七條 旅客會社は、その成立の時に於ける鐵道事業の運賃及び料金について、鐵道事業法第十六條第一項の認可を受けず、又は同法第三項の規定による届出をしない、その成立の際現に日本国有鐵道が実施している運賃及び料金と同一のものを実施することができる。この場合に

は、旅客会社は、その成立後遅滞なく、二以上の旅客会社の鉄道の営業線を連続して乗車する
ときの運賃及び料金の計算方法を明らかにした
書類その他の運輸省令で定める書類を添えてそ
の旨を運輸大臣に届け出るものとし、当該旅客
会社は、当該届出があつたときは、同条第一項
の認可を受け、及び同条第三項の規定による届
出をしたものとみなす。

2 旅客会社の成立の時に於ける鉄道事業その他の
の運送事業の運賃その他の運送条件について
は、第百十一條の規定による改正後の鉄道営業
法(明治三十三年法律第六十五号)第三條第一項
(同法第十八條ノ二において準用する場合を含
む)の規定は、適用しない。この場合において
て、旅客会社は、その成立後遅滞なく、同項に
規定する公告をするものとする。

(運行計画等に関する経過措置)
第八條 旅客会社の鉄道事業に関するその成立の
時における鉄道事業法第十七條及び第十八條
(変更に係る部分を除く。)並びに第二十五條第
一項の規定の適用については、同法第十七條中
「あらかじめ」とあるのは「遅滞なく」と、同法第
十八條中「協定をしようとするときは」とあるの
は「協定をしたときは、遅滞なく」と、同法第
二十五條第一項中「受託については」とあるの
は「受託については、遅滞なく」とする。

(廃止の許可の申請に関する経過措置)
第九條 第三條第一項に規定する鉄道の営業線に
関し旅客会社の成立の際現に日本国有鉄道が旧
国鉄法第五十三條の規定によりしている営業線
の廃止の許可の申請は、当該営業線について同
項の規定により鉄道事業法第三條第一項の免許
を受けたものとみなされる旅客会社が同法第二
十八條第一項の規定によりしている廃止の許可
の申請とみなす。

(建設中の鉄道の路線のみなし免許等)
第十條 旅客会社は、その成立の時に於いて、日
本国有鉄道、日本鉄道建設公団又は本州四国連
絡橋公団が建設中の鉄道の路線であつてこれら

に係る旅客鉄道事業を当該旅客会社が経営する
ものとして承認計画において定められたものに
ついて、鉄道事業法第三條第一項の規定による
第一種鉄道事業の免許及び同法第八條第一項の
認可を受けたものとみなす。
2 第三條第二項の規定は、前項の規定により旅
客会社が鉄道事業法第三條第一項の免許を受け
たものとみなされる鉄道事業について準用す
る。

3 旅客会社は、その成立の日から三月以内に、
第一項の規定により鉄道事業法第八條第一項の
認可を受けたものとみなされる日本国有鉄道が
建設中の鉄道の路線に係る鉄道施設について、
同項の工事計画に記載すべき事項を記載した書
類を運輸大臣に提出するものとする。この場合
には、当該書類に記載された事項を同項の規定
により定められた工事計画とみなして、同法の
規定を適用する。

4 第一項の規定により旅客会社が鉄道事業法第
八條第一項の認可を受けたものとみなされる日
本鉄道建設公団又は本州四国連絡橋公団が建設
中の鉄道の路線に係る鉄道施設については、そ
れぞれ、旅客会社の成立の際現に第百三十條の
規定による改正前の日本鉄道建設公団法(昭和
三十九年法律第三号)第二十一條第一項又は第
百三十三條の規定による改正前の本州四国連絡
橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十
一條第一項の認可がなされている工事実施計画と
同一の内容の工事計画が鉄道事業法第八條第一
項の規定により定められていたものとみなし
て、同法の規定を適用する。

(道路への鉄道線路の敷設に関する経過措置)
第十一條 第三條第一項又は前条第一項の規定に
より旅客会社が鉄道事業法第三條第一項の免許
を受けたものとみなされる鉄道の路線に係る鉄
道線路のうち旅客会社の成立の際現に第百五十
八條の規定による改正前の道路法(昭和二十七
年法律第八十号)による道路に敷設されてい
るものについては、鉄道事業法第六十一條第一

項ただし書の許可がなされたものとみなす。
(貨物会社の鉄道事業のみなし免許等)
第十二條 貨物会社は、その成立の時に於いて、
日本国有鉄道の鉄道の営業線であつてこれに係
る貨物鉄道事業が貨物会社に引き継がれるもの
として承認計画において定められたものについ
て、鉄道事業法第三條第一項の規定により第二
種鉄道事業(第三條第一項に規定する鉄道の営
業線以外の鉄道の営業線にあつては、第一種鉄
道事業)の免許を受けたものとみなす。

2 貨物会社は、その成立の時に於いて、日本国
有鉄道、日本鉄道建設公団又は本州四国連絡橋
公団が建設中の鉄道の路線であつてこれらに係
る貨物鉄道事業を貨物会社が経営するものとし
て承認計画において定められたものについて、
鉄道事業法第三條第一項の規定による第二種鉄
道事業(第十條第一項に規定する鉄道の路線以
外の鉄道の路線にあつては、第一種鉄道事業)
の免許及び同法第八條第一項の認可を受けたも
のとはみなす。

3 前二項の規定により貨物会社が鉄道事業法第
三條第一項の規定により受けたものとみなされ
る第二種鉄道事業の免許については、その業務
の範囲を貨物運送に限定して行われたものとす
る。

(準用規定)
第十三條 第三條第二項、第四條、第五條、第七
條から第九條まで、第十條第三項及び第四項並
びに第十一條の規定は、貨物会社について準用
する。この場合において、第三條第二項中「前
項」とあるのは「第十二條第一項及び第二項」
と、「同項第七号」とあるのは「同項第八号」と、
第五條第一項中「第三條第一項」とあるのは「第
十二條第一項」と、第七條第一項中「二以上の旅
客会社の鉄道の営業線を連続して乗車するとき
の運賃及び料金の計算方法を明らかにした書類
その他の運輸省令で定める書類」とあるのは「運
輸省令で定める書類」と、第九條中「第三條第一
項に規定する」とあるのは「第十二條第一項に規

定すると、第十條第三項中「第一項の規定」とあ
るのは「第十二條第二項の規定」と、同条第四項中
「第一項の規定により旅客会社」とあるのは「第十
二條第二項の規定により貨物会社」と、第十一條
中「第三條第一項又は前条第一項」とあるのは「第
十二條第一項又は第二項」と読み替へるものとす
る。

(権限の委任)
第十四條 この節に規定する運輸大臣の権限は、
運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長
に委任することができる。

(運輸省令への委任)
第十五條 この節に定めるもののほか、旅客会社
及び貨物会社の設立に伴う鉄道事業法の適用に
関し必要な事項は、運輸省令で定める。
第二節 一般自動車運送事業その他の事
業の開始等に関する措置

(一般自動車運送事業のみなし免許等)
第十六條 旅客会社は、その成立の時に於いて、
日本国有鉄道が第百二十二條の規定による改正
前の道路運送法(昭和二十六年法律第八十三
号)以下第十九條までにおいて「旧法」という。
第七十六條第一項の承認を受けて経営している
一般自動車運送事業であつてその事業が当該旅
客会社に引き継がれるものとして承認計画にお
いて定められたものについて、第百二十二條の
規定による改正後の道路運送法(以下第二十條
までにおいて「新法」という)第四條第一項の免
許及び新法第七條第一項の承認を受けたものと
みなす。

2 前項に規定する一般自動車運送事業について
日本国有鉄道が旧法第七十九條第二項の規定に
より読み替へて適用される旧法の相当規定によ
り受けていた承認は、当該旅客会社の成立の時
において、新法の相当規定により当該旅客会社
に對しされた許可又は認可とみなす。

(事業計画等に関する経過措置)
第十七條 前条第一項の規定により旅客会社が新
法第四條第一項の免許を受けたものとみなされ

る一般自動車運送事業については、旅客会社の成立の際日本国有鉄道が定めている事業計画と同一の内容の事業計画が定められているものとみなして、新法の規定を適用する。この場合には、旅客会社は、その成立後遅滞なく、運輸省令で定めるところにより当該事業計画の内容を記載した書類を運輸大臣に提出するものとす

2 旅客会社は、前項に規定する一般自動車運送事業の運送約款について、新法第十二条第一項の認可を受けず、その成立の際現に日本国有鉄道が実施している運送約款と同一のものを実施することができる。この場合には、旅客会社は、その成立後遅滞なく、運輸省令で定める書類を添えてその旨を運輸大臣に届け出るものとし、当該旅客会社は、当該届出があつたときは、同項の認可を受けたものとみなす。

3 第一項に規定する一般自動車運送事業に関する旅客会社の成立の際現に日本国有鉄道が第一項の規定の適用については、同項中「協定をしようとするときは」とあるのは、「協定をしたときは、遅滞なく」とする。

4 旅客会社は、第一項に規定する一般自動車運送事業に関する協定に同一の内容の運輸に関する協定を引き続きしようとする場合には、その成立後遅滞なく、運輸省令で定める書類を添えてその旨を運輸大臣に届け出るものとし、当該旅客会社は、当該届出があつたときは、当該協定について新法第二十条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該届出があるまでの間における当該協定に関する新法第二十一条の規定の適用については、同項の認可があつたものとみなす。

5 旅客会社は、第一項に規定する一般自動車運送事業に関しその成立の際現に日本国有鉄道が行っている事業用自動車の貸渡又は一般自動車運送事業の管理の委託及び受託について、新法第三十七条第一項又は第三十八条第一項の許可

を受けず、引き続きこれらを行うことができる。この場合には、旅客会社は、その成立後遅滞なく、運輸省令で定める書類を添えてその旨を運輸大臣に届け出るものとし、当該旅客会社は、当該届出があつたときは、新法第三十七条第一項又は第三十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

(専用自動車道に関する経過措置)

第十八条 旅客会社は、その成立の際において、前条第一項に規定する一般自動車運送事業に係る専用自動車道について、新法第七十五条において準用する新法第五十七条第一項の検査を受け、これに合格したものとみなす。この場合には、旅客会社は、その成立の日から三月以内、運輸省令で定めるところにより当該専用自動車道の構造及び設備に関する事項を記載した書類を運輸大臣に提出するものとする。

2 前項に規定する専用自動車道について日本国有鉄道が旧法第七十九条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第七十五条において準用する旧法第七十四条第一項の規定により受けている承認は、当該旅客会社の成立の際において、新法第七十五条において準用する新法第七十四条第一項の規定により当該旅客会社に対しされた許可とみなす。

3 第一項に規定する専用自動車道に関する旅客会社の成立の際における新法第七十五条において準用する新法第六十三条第一項の規定の適用については、同項中「供用制限を定め」とあるのは、「供用制限を定め、遅滞なく」とする。

(日本国有鉄道が行っている申請に関する経過措置)

第十九条 旅客会社の成立の際現に日本国有鉄道が旧法第七十六条第一項の規定により行っている承認の申請又は旧法第七十九条第二項の規定により読み替えて適用される旧法の相当規定により行っている承認の申請は、それぞれ、承認計画において定められた旅客会社が新法第四条第一項の規定により行っている免許の申請又は

新法の相当規定により行っている許可若しくは認可の申請とみなす。

(権限の委任等)

第二十条 第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十八条第一項に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 第十六条から前条まで及び前項に定めるものは、旅客会社の設立に伴う新法の適用に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(旅客会社による一般自動車運送事業の経営の分離)

第二十一条 旅客会社は、改革法第十条の規定の趣旨に従い、日本国有鉄道から引き継いだ一般自動車運送事業の経営の分離に関する検討を行い、その成立の日から六月以内、その検討の結果を運輸大臣に報告するものとする。

2 旅客会社は、前項の検討の結果に基づき一般自動車運送事業の経営を分離しようとするときは、遅滞なく、その分離に関する方針その他の運輸省令で定める事項を記載した計画を定め、運輸大臣の承認を受けるものとする。これを變更しようとするときは、同様とする。

3 運輸大臣は、旅客会社に対し、第一項の規定による報告並びに前項の計画の作成及び実施に関し必要な指示を行うことができる。

4 第一項の規定による報告の手續その他の旅客会社による一般自動車運送事業の経営の分離に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(連絡船事業のみなし免許等)

第二十二条 旅客会社は、その成立の際において、日本国有鉄道が経営している連絡船事業のうち旧法第十八条の規定による改正後の海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号。以下この条において「新法」という。)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業に該当するものであるとしてその事業が当該旅客会社に引き継がれるものとして承認計画において定められたものについて、新法第三条第一項の免許を受けたものと

みなす。

2 旅客会社は、その成立の日から三月以内に、前項の規定により新法第三条第一項の免許を受けたものとみなされる一般旅客定期航路事業について、同条第二項の事業計画に記載すべき事項を記載した書類を運輸大臣に提出するものとする。この場合には、当該書類に記載された事項を同項の事業計画とみなして、新法の規定を適用する。

3 旅客会社は、前項に規定する一般旅客定期航路事業の運賃及び料金並びに運送約款について、新法第八条第一項及び第九条第一項の認可を受けず、その成立の際現に日本国有鉄道が実施している運賃及び料金並びに運送約款と同一のものを実施することができる。この場合には、旅客会社は、その成立後遅滞なく、運輸省令で定める書類を添えてその旨を運輸大臣に届け出るものとし、当該旅客会社は、当該届出があつたときは、新法第八条第一項及び第九条第一項の認可を受けたものとみなす。

4 第二項に規定する一般旅客定期航路事業については、旅客会社の成立の日から三月間は、新法第十条の二の規定は、適用しない。

5 旅客会社は、その成立の際において、日本国有鉄道が経営している連絡船事業のうち新法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業に該当するものであるとしてその事業が当該旅客会社に引き継がれるものとして承認計画において定められたものについて、新法第十九条の五第一項の規定による届出をしたものとみなす。

6 第二項に規定する一般旅客定期航路事業又は前項の規定により旅客会社が新法第十九条の五第一項の規定による届出をしたものとみなされる貨物定期航路事業に関する旅客会社の成立の際における新法第十九条の六(新法第十九条の七において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十九条の六中「これを実施する前に」とあるのは、「遅滞なく」とする。

7 第二項及び第三項に規定する運輸大臣の権限

は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

8 前各項に定めるもののほか、旅客会社の設立に伴う新法の適用に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(国内旅行業の開始に關する措置)

第二十三条 旅客会社は、その成立の日から三月間は、第二百二十五条の規定による改正後の旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下この条において「新法」という)第三条の登録を受けず、国内旅行業(新法第四条第三項第二号に規定する国内旅行業をいう。以下同じ)を営むことができる。当該期間内に国内旅行業について新法第三条の登録の申請をした場合において新法第五条第二項又は第六条第二項の規定による通知を受けるまでの間も、同様とする。

2 旅客会社は、前項の場合において国内旅行業の登録を受けたときは、その登録を受けた日から十四日間は、新法第七条第二項の規定による届出をしない、当該国内旅行業を営むことができる。

第三節 権利及び義務の承継に伴う措置

(鉄道債券に係る債務の承継に伴う経過措置)

第二十四条 日本国有鉄道が発行した鉄道債券に係る債務について第七十四条の規定による廃止前の鉄道債券等に係る債務の保証に關する法律(昭和二十八年法律第二百九十九号)の規定により政府がした保証契約は、改革法第二十二條の規定により承継した後(承継法人が当該鉄道債券に係る債務を承継した後)に承継され、当該債務が清算事業団の債務となつた後)においても、当該鉄道債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

(鉄道建設債券に係る債務の承継に伴う経過措置)

第二十五条 改革法第二十四條第二項の規定により日本国有鉄道が承継する日本鉄道建設公団が

発行した鉄道建設債券に係る債務について第三百三十條の規定による改正前の日本鉄道建設公団法第二十九條の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該鉄道建設債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。改革法第二十二條の規定により承継した後(承継法人が当該鉄道建設債券に係る債務を承継した後)に承継され、当該債務が清算事業団の債務となつた後)においても、同様とする。

(日本鉄道建設公団の資産の承継に伴う出資の取扱いに關する措置)

第二十六条 改革法第二十四條第一項の規定による資産の承継の時に、日本鉄道建設公団に對する日本国有鉄道の出資金に相當する金額については、日本国有鉄道からの出資はなかつたものとし、日本鉄道建設公団は、その額により資本金を減少するものとする。

2 前項の場合には、日本鉄道建設公団の資本金のうち改革法第二十四條第一項に掲げる鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額から前項の規定によりなかつたものとされる日本国有鉄道の出資金に相當する金額を差し引いて得た金額(次項において「政府出資相当額」という)については、同条第一項の規定による資産の承継の時に、旧国鉄法第五條第二項の規定により、日本国有鉄道に對し政府から出資されたものとし、日本国有鉄道は、その額により資本金を増加したものとす。

3 前項の場合には、政府出資相当額については、改革法第二十四條第一項の規定による資産の承継の時に、日本鉄道建設公団に對する政府からの出資はなかつたものとし、日本鉄道建設公団は、その額により資本金を減少するものとする。

4 運輸大臣は、第二項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四節 権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に關する経過措置等

(権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に關する経過措置等)

第二十七条 改革法第二十二條の規定により承継法人が日本国有鉄道の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 改革法第二十四條第一項の規定により日本鉄道建設公団が所有する資産を日本国有鉄道が承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税又は土地の取得に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 承継法人が改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、日本国有鉄道(改革法第二十四條第一項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継した土地にあつては、日本鉄道建設公団。次項及び第五項において「日本国有鉄道等」という)が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 承継法人が改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継し、かつ、引き続き保有する土地(日本国有鉄道等が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、日本国有鉄道等が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

5 承継法人が改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継し、かつ、引き続き保有する土地(日本国有鉄道等が昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る)のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地であり、かつ、日本国有鉄道等が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

6 会社法附則第六條の規定により日本国有鉄道が行う出資に係る地方税法第七百條の六第三号の規定により軽油引取税が課されていない軽油の給付は、同法第七百條の四第一項第三号に規定する軽油の譲渡に該当しないものとする。

7 前項の場合において、同項に規定する軽油の給付を受けた旅客会社及び貨物会社は、当該軽油については地方税法第七百條の六第三号に掲げる軽油の引取りを行つた者とみなす。

8 承継法人が改革法第二十二條の規定により日本国有鉄道の権利を承継する場合における当該承継に係る家屋の全部又は一部の取得は、地方税法第七百一條の三第二項第三項の規定により新築又は増築とみなされる譲渡に該当しないものとする。

9 会社法附則第六條の規定により日本国有鉄道が行う株券の出資に係る給付及び旅客会社が第二十一條第二項の承認を受けた計画に従い一般自動車運送事業を経営しようとする株式会社(設立の際に行う株券の出資に係る給付は、有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二號)第一條に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする)。

10 改革法第二十二條の規定により、新幹線鉄道保有機構及び改革法第十一條第一項の規定により運輸大臣が指定する法人が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

- 11 会社法附則第十条の規定により旅客会社及び貨物会社が受ける設立の登記並びに会社法附則第六条の規定により日本国有鉄道が行う出資に係る財産の給付に伴い旅客会社及び貨物会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。
- 12 第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い一般自動車運送事業を経営しようとする株式会社等が設立される場合には、改革法附則第二項の規定の施行の日の翌日から昭和六十四年三月三十一日までの間に受ける当該株式会社の設立の登記及び当該株式会社に對し旅客会社が受ける登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。ただし、当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税については、資本の金額のうち旅客会社の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。
- 13 新幹線鉄道保有機構が、新幹線鉄道保有機構法附則第七条第一項の規定により同法第二条第一項第一号に掲げる新幹線鉄道の建設を行う場合において受ける当該建設に係る土地又は建築物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。
- 14 鉄道事業者が、清算事業団法附則第十三条第一項の規定により清算事業団から無償で取得する同項各号に掲げる鉄道施設に係る土地又は建築物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については、政令で定めるところにより、改革法附則第二項の規定の施行の日の翌日から昭和六十六年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。
- 15 会社法第十二条第一項に規定する北海道旅客会社等が、同項に規定する基金の運用により生ずる収益に係る第八十八条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十八条の二第四項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額につき法人税の額から控除する金額については、同条の規定は、適用しない。
- 16 前項に定めるもののほか、承継法人(第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い一般自動車運送事業を経営する株式会社を含む。第三十一条において同じ。)に対する法人税に関する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- (納付金の納付義務)
- 第二十八条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十一号)の規定により日本国有鉄道が納付すべきものとされる昭和六十三年度分までの日本国有鉄道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金(次項において「納付金」という。)の納付義務は、清算事業団が負うものとする。
- 2 承継法人は、前項の規定により清算事業団が納付義務を負うこととなる納付金について、運輸省令で定めるところにより、その一部を負担するものとする。
- 第五節 日本国有鉄道法等の廃止に伴う経過措置
- (日本国有鉄道法の廃止に伴う経過措置)
- 第二十九条 旧国鉄法第三十一条の規定により受けた懲戒処分及び改革法附則第二項の規定の施行前の事業に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同項の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、清算事業団の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。
- 2 旧国鉄法第三十九条の十七の規定による報告で、改革法附則第二項の規定の施行の日の前日までに終わっていないものについては、なお従前の例による。
- 3 日本国有鉄道の昭和六十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、旧国鉄法第九條第三項第四号及び第四十條第一項(監査委員の監査報告書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。
- 4 改革法附則第二項の規定の施行前に日本国有鉄道が旧国鉄法第四十二條の二第一項の規定により発行した鉄道債券に係る消滅時効については、なお従前の例による。
- 5 旧国鉄法第四十二條の二第八項の規定により日本国有鉄道から鉄道債券の発行に關する事務の委託を受けた銀行又は信託会社については、同条第九項の規定は、なおその効力を有する。
- 6 改革法附則第二項の規定の施行の日の前日までの期間について日本国有鉄道に勤務する職員に支給する給与についての旧国鉄法の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 旧国鉄法第四十八條に規定する現金出納職員又は旧国鉄法第四十八條の二第二項に規定する總裁により物品の管理をする職員として任命された者の改革法附則第二項の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。
- 8 旧国鉄法第五十條に規定する日本国有鉄道の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。
- 9 改革法附則第二項の規定の施行前に生じた事故に基づく日本国有鉄道の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。
- 10 改革法附則第二項の規定の施行前にした行為に対する旧国鉄法に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 11 前各項に定めるもののほか、日本国有鉄道法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
- (日本国有鉄道法施行法の廃止に伴う経過措置)
- 第三十條 改革法附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第百五号)第四条の規定により日本国有鉄道が承継した不動産に關する権利につきすべき登記については、同法第七條第一項の規定は、なおその効力を有する。
- 第六節 清算事業団への移行に伴う措置(承継法人に對する清算事業団の土地の無償貸付け)
- 第三十一条 清算事業団は、改革法第二十二條の規定により資産の承継が行われた場合において、承継法人の事業の用に供する施設が清算事業団の土地に存することとなり、その施設を清算事業団の土地から移転することが必要となるときは、当該移転が終了するまでの間は、当該土地を当該承継法人に對し無償で貸し付けることができる。
- (承継された土地に係る清算事業団による譲渡の請求)
- 第三十二条 承継法人は、改革法第二十二條の規定により承継した土地を、その承継後五年以内にその事業の用に供しないこととなつたときは、その旨を清算事業団に通知するものとする。
- 2 清算事業団は、前項の規定による通知を受けたときは、当該承継法人に對し、当該土地を譲り渡すべきことを請求することができる。この場合における譲渡価額は、改革法第二十二條の規定により当該土地の承継が行われた時において当該承継法人の会計帳簿に記載された当該土地の価額を基準とするものとする。
- (清算事業団による日本鉄道建設公団の資産の承継に伴う出資の取扱いに關する措置)
- 第三十三条 日本鉄道建設公団の資本金のうち清算事業団法附則第九條第一項に規定する鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額(次項において「政府出資相当額」という。)については、同条第一項の規定による資産の承継の時において、清算事業団に對し政府から出資

されたものとし、清算事業団は、清算事業団法
第四条の規定にかかわらず、その額により資本
金を増加するものとする。

2 前項の場合には、政府出資相当額について
は、清算事業団法附則第九條第一項の規定によ
る資産の承継の時において、日本鉄道建設公団
に対する政府からの出資はなかつたものとし、
日本鉄道建設公団は、その額により資本金を減
少するものとする。

3 運輸大臣は、第一項の規定により金額を定め
ようとするときは、大蔵大臣に協議しなければ
ならない。

(清算事業団による鉄道建設債券に係る債務の
承継に伴う措置)

第三十四条 清算事業団法附則第九條第二項の規
定により清算事業団が承継する日本鉄道建設公
団が発行した鉄道建設債券に係る債務について
第三百十條の規定による改正前又は改正後の日
本鉄道建設公団法第二十九條の二の規定により
政府がした保証契約は、その承継後において
も、当該鉄道建設債券に係る債務について従前
の条件により存続するものとする。

(清算事業団による鉄道施設の貸付けに関する
鉄道事業法の適用)

第三十五条 清算事業団法附則第十三條第二項の
規定により清算事業団が同条第一項に掲げる鉄
道施設を、その譲渡を行うまでの間、鉄道事業
者に無償で貸し付ける場合には、その貸付けに
ついては、鉄道事業法の規定は、適用しない。

2 前項の鉄道施設を清算事業団から借り受け
て、他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨
物の運送を行う事業については、当該事業を鉄
道事業法第二條第二項に規定する第一種鉄道事
業とみなして、同法の規定を適用する。

(清算事業団の職員の退職手当に関する経過措
置)

第三十六条 清算事業団法附則第二條の規定によ
り日本国有鉄道の職員が清算事業団の職員にな
る場合には、その者に対しては、第五十一條の

規定による改正前の国家公務員等退職手当法
(昭和二十八年法律第八十二号)以下「旧退職
手当法」という)に基づく退職手当は、支給し
ない。

2 清算事業団は、前項の規定の適用を受けた清
算事業団の職員の退職に際し、退職手当を支給
しようとするときは、その者の日本国有鉄道の
職員としての引き続いた在職期間を清算事業団
の職員としての在職期間とみなして取り扱うべ
きものとする。

3 清算事業団は、前項に定めるもののほか、第
一項の規定の適用を受けた清算事業団の職員が
日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清
算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置
法がその効力を有する間に退職する場合におい
て、その退職に際し、退職手当を支給しようと
するときは、附則第五條第三項に規定する場合
を除き、旧退職手当法の規定の例によりその額
を計算するものとする。

(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に
係る恩給に要する費用の負担)

第三十七条 第九十六條の規定による改正後の国
家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法
の統合等を図るための国家公務員共済組合法
等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第
八十二号)附則第三十七條の規定によりなおそ
の効力を有することとされた同法附則第二條の
規定による廃止前の公共企業体職員等共済組
合法(昭和三十一年法律第三十四号)附則第三
十六條の規定により日本国有鉄道が負担すること
とされていたその役員又は職員(旧国鉄法の施
行前のこれらに相当する者を含む)であつた者
に係る恩給の支払に充てるべき費用について
は、清算事業団が従前の例により負担する。

(日本鉄道共済組合が支給する年金の給付に要
する費用の負担に関する特例)

第三十八條 日本鉄道共済組合(第八十九條の規
定による改正後の国家公務員等共済組合法(昭
和三十三年法律第二百八十八号)以下「改正後の

共済法」という)第八條第二項に規定する日本
鉄道共済組合をいう。以下同じ。が支給する改
正後の共済法の規定による長期給付に要する費
用のうち、第九十條の規定による改正後の国家
公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法
(昭和三十三年法律第二百九十九号)以下「改正後
の共済施行法」という)第五十四條第一項(他の
法令によりその例によることとされる場合を含
む。以下この項及び次条において同じ)の規定
により改正後の共済法第二條第一項第八号に規
定する旅客鉄道会社等が負担することとされる
費用は、改正後の共済施行法第五十四條第一項
の規定にかかわらず、政令で定めるところによ
り、清算事業団が負担する。

2 改正後の共済施行法第三條の規定による給付
で日本鉄道共済組合が支給するものに要する費
用については、清算事業団が負担する。

(国家公務員等共済組合連合会を組織する組合
の組合員等となつた者に係る年金の給付に要す
る費用の負担に関する特例)

第三十九條 昭和六十一年三月三十一日におい
て日本国有鉄道の職員であつた者(同日において
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法
律(昭和六十年法律第八十八号)第一條の規定によ
る改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第五十二号)第四百三十三條第四項に
おいて準用する同法第四百四十條第二項に規定す
る継続長期組合員であつた者その他これに準ず
る者として大蔵大臣が定める者を除く)で、
昭和六十一年四月一日から昭和六十五年四月一
日までの間に、改正後の共済法附則第三條の二
第一項に規定する連合会を組織する組合の組合
員又は改正後の共済法第八條第二項に規定する
日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話
共済組合の組合員となつたものに係る改正後の
共済法の規定による長期給付に要する費用のうち
、改正後の共済施行法第五十四條第一項の規
定により国又は日本たばこ産業株式会社若しく
は日本電信電話株式会社が負担することとされ

る費用については、同項の規定にかかわらず、
大蔵大臣及び運輸大臣が定めるところにより、
清算事業団が負担する。

(地方公務員共済組合の組合員となつた者に係
る年金の給付に要する費用の負担に関する特
例)

第四十條 昭和六十一年三月三十一日において日
本国有鉄道の職員であつた者(同日において地
方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
第一條の規定による改正前の地方公務員等共済
組合法第四百三十三條第四項において準用する同
法第四百四十條第二項に規定する継続長期組合員
であつた者その他これに準ずる者として自治大
臣が定める者を除く)で、昭和六十一年四月一
日から昭和六十五年四月一日までの間に、第百
六十九條の規定による改正後の地方公務員等共
済組合法第三條第一項に規定する地方公務員共
済組合の組合員となつたものに係る同法の規定
による長期給付に要する費用のうち、第百七十
條の規定による改正後の地方公務員等共済組
法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年
法律第五十三号)第九十六條第一項(他の法令
によりその例によることとされる場合を含む)の
規定により国又は地方公共団体が負担すること
とされる費用については、同項の規定にか
かわらず、自治大臣及び運輸大臣が定めるところ
により、清算事業団が負担する。

第三章 改革法等の施行に伴う関係法律の
整備等

第一節 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第四十一條 会計検査院法(昭和二十二年法律第
七十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五号中「(同法第十四條において準
用する場合を含む)」を削り、同条第六号中及
び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五
十六号)第四十八條の二第二項を削る。

第二十三條第一項第二号中「及び日本国有鉄
道」及び「又は日本国有鉄道」を削り、同項第三

号及び第五号から第七号までの規定中「又は日本国有鉄道」を削る。

第二十九条第五号中「(同法第十四条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第六号中「及び日本国有鉄道法第四十八条の二第二項」を削る。

第三十一条、第三十三条、第三十五条第二項及び第三十七条第二項中又は日本国有鉄道」を削る。

第二節 総理府関係

(日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法の廃止)

第四十二条 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法(昭和五十八年法律第五十号)は、廃止する。

(心身障害者対策基本法の一部改正)

第四十三条 心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第四十四条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第八八条の六第三項中「もつぱら」を「専ら」に、「公共企業体等労働関係法」を「国営企業労働関係法」に、「第二条第二項第二号」を「第二条第二号」に、「こえる」を「超える」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第四十五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四十六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の三及び第十九号の三中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改め、同条中第十九号の八を削り、第十

九号の九を第十九号の八とし、第二十六号の二を削る。

別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

(一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第四十七条 一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の六第二項中「公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。その他これに準ずる法人で」を「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち」に改める。

(公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正)

第四十八条 公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「公共企業体(公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条に規定する公共企業体をいう。以下同じ。の職員」を削り、「向つて」を「向かつて」に改める。

第四条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条中「公庫、公共企業体等」を「公庫等」に、「基く」を「基づく」に、「すえ置債権」を「据置債権」に、「向つて」を「向かつて」に、「但し」を「ただし」に、「因る」を「よる」に改める。

(恩給法の一部改正)

第四十九条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規

定により設立された日本国有鉄道」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第五十条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号に掲げる公共企業体」を削る。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第五十一条 国家公務員等退職手当法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

第二条第一項中「次に掲げる者で常時勤務に服することを要するもの」を「常時勤務に服することを要する国家公務員(以下「職員」という。に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。以外のもの、その勤務形態が職員に準ずる者」を「職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるもの」に改め、「それぞれ同項各号の」を削る。

第五条第一項中、「その者の事情」を「又はその者の事情」に改め、「又は第二条第一項第二号の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない理由により退職したもの」を削る。

第七条第四項中「公共企業体等労働関係法」を「国営企業労働関係法」に改める。

第七条の二第一項中「又は第二条第一項第二号に規定する法人」を削る。

第十条第四項中「又は第二条第一項第二号に規定する法人(次項において「公社」という。を削り、同条第五項中又は公社」を削る。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第五十二条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公共企業体等労働関係法」を「国営企業労働関係法」に、「第二条第一項第二号に規定する国の経営する企業」を「第一条第一号に規定する国営企業」に改める。

第五条中「基いて」を「基づいて」に、「こえない」を「超えない」に、「但し」を「ただし」に、「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道」に、「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に、「場合の外」を「場合のほか」に改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十四条 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新法第三号から第六号まで」を「国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号。以下この項において「退職手当法」という。第三号から第六号まで」に改め、同項各号中「新法」を「退職手当法」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十五条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新法第三号中」を「国家公務員

退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）以下この項から附則第十二項までにおいて「退職手当法」という。第三項中「新法第四條」を「退職手当法第四條」に、「新法第三條から第六條まで」を「退職手当法第三條から第六條まで」に、「新法第三條から第五條の二まで」を「退職手当法第三條から第五條の二まで」に改める。附則第六項中「新法」を「退職手当法」に改める。

附則第七項中「新法」を「退職手当法」に、「これを超える」に改める。附則第八項中「新法」を「退職手当法」に改める。

附則第九項中「新法第七條第一項」を「退職手当法第七條第一項」に改める。

附則第十項及び第十二項中「新法」を「退職手当法」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十六條 雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一條第二項中「前條の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下この項において「新退職手当法」という。）を「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）に改め、同項各号中「新退職手当法」を「退職手当法」に改める。

（たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十七條 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「以下この項及び」を削り、「新退職手当法に基づいて」を「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下この条及び附則第八條において「新法」という。）に基づいて」に、「新退職手当法第二條第二

項を「新法第二條第一項」に改め、同條第二項中「新退職手当法に基づいて」を「新法に基づいて」に改め、「国家公務員等退職手当法」の下に「（次項において「旧退職手当法」という。）を加え、「新退職手当法第二條第二項に規定する職員として」を「新法第二條第一項に規定する職員として」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十條の規定による退職手当の支給を受けることができるもの及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き会社社員の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十條の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対し、新法の適用があるものとみなして、新法第十條の規定による退職手当を支給する。

附則第八條を次のように改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八條 附則第四條第三項の規定に基づく新法第十條の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第十七條の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二條及び第三條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

同法第二條中「日本専売公社」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社」とする。

（日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十八條 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「新退職手当法に基づいて」を「新法に基づいて」に改め、「国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下この条及び附則第七條において「新法」という。）に基づいて」に、「新退職手当法第二條第二項」を「新法第二條第一項」に改め、同條第二項中「新退職手当法に基づいて」を「新法に基づいて」に改め、「国家公務員等退職手当法」の下に「（次項において「旧退職手当法」という。）を加え、「新退職手当法第二條第二項に規定する職員として」を「新法第二條第一項に規定する職員として」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十條の規定による退職手当の支給を受けることができるもの及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き会社社員の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものとし、かつ、旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十條の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、新法の適用があるものとみなして、新法第十條の規定による退職手当を支給する。

附則第七條を次のように改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七條 附則第四條第三項の規定に基づく新法第十條の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第二十一條の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二條及び第三條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第二條中「日本電信電話公社」とあるのは、「日本電信電話株式会社」とする。

（農用地開発公社法等の一部改正）

第五十九條 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）」を「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）」に改める。

一 農用地開発公社法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第九條

二 國際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）附則第十條

三 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第十一條

四 社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第五條

（防衛庁職員給与法等の一部改正）

第六十條 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

一 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第一條、第二十八條第二項、第六項第二号及び第三号並びに第九項、第二十八條の二、第二十八條の三並びに附則第八項及び第九項

二 住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十五号）附則第五項

三 港灣労働法(昭和四十年法律第二百十号)

第三十一条の二

四 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号) 第一条

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号) 第九条(見出しを含む)並びに附則第三項及び第四項

六 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号) 第四条第四号

七 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百一十一号) 附則第十五項

八 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第三十号) 第九条第三項

九 沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和四十七年法律第二十四号) 第五条第一項

十 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号) 第十条

十一 国有林野事業改善特別措置法(昭和五十二年法律第八十八号) 第四条第一項

十二 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号) 第六条第一項

十三 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十八号) 第五条第一項

十四 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号) 第五条の見出し並びに同条第一項及び第二項

(総務庁設置法の一部改正)
第六十一条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第四号中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

員」に改める。

第六十二条 第二項中「地方公務員及び公共企業体の職員」を「及び地方公務員」に改め、同条第三項中「地方公共団体及び公共企業体」を「及び地方公共団体」に改める。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第六十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第二十四条の二第五項第六号を次のように改める。

六 国営企業労働関係法
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第六十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とする。

(北海道開発法の一部改正)
第六十四条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項第二号中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道清算事業団」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第六十五条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第一百一条第一項中「日本国有鉄道」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第 号) 第一条第三項に規定する会社」に、「本条中」を「この条において」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)
第六十六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「日本国有鉄道」を削る。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
第六十七条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項第三号中「地方鉄道業」を「鉄道事業」に改める。

第三節 法務省関係
(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第六十八条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
別表乙号第二十九号から第三十一号までを削る。

(司法警察職員等指定応急措置法の一部改正)
第六十九条 司法警察職員等指定応急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第四条を削る。

(外国人登録法の一部改正)
第七十条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「鉄道公安職員」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第七十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「(鉄道公安職員を含む)」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第七十二条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第七十三条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「鉄道公安職員を含むもの」とし、を削る。

第四節 大蔵省関係
(鉄道債券等に係る債務の保証に関する法律の廃止)

二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「(鉄道公安職員を含む)」を削る。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)
第七十三条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「鉄道公安職員を含むもの」とし、を削る。

第四節 大蔵省関係
(鉄道債券等に係る債務の保証に関する法律の廃止)

第七十四条 鉄道債券等に係る債務の保証に関する法律は、廃止する。

(国債整理基金特別会計法の一部改正)
第七十五条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。
第十四条及び第十五条 削除

(関税定率法の一部改正)
第七十六条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号(定義)に掲げる公共企業体をいう。以下同じ。及び「公共企業体」を削る。

(通行税法の一部改正)
第七十七条 通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「日本国有鉄道」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第 号) 第一条第一項一規定スル旅客会社」に改める。

(財政法第三条の特例に関する法律の一部改正)

第七十八條 財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「財政法の下に（昭和二十二年法律第三十四号）を加え、左に掲げるものを郵便、郵便貯金、郵便為替及び郵便振替に関する料金に、一の定」を「一の定め」に改め、本則各号を削る。

（国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部改正）

第七十九條 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「公団等」を「公団」に改め、同条中「及び日本国有鉄道」及び「法令による公団にあつては、」を削る。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正）

第八十條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「この法律の規定を」この法律（第十二條及び前条第二項を除く）の規定に改め、「日本国有鉄道及び」を削り、同条ただし書を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第八十一條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本国有鉄道、日本開発銀行」を削り、「沖繩振興開発金融公庫」の下に「日本開発銀行」を加え、「公社等」を「公庫等」に改める。

第二條から第四條までの規定中「公社等」を「公庫等」に改める。
（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第八十二條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「特別会計等」を「特別会計」に、「繰入及び納付」を「繰入れ」に改める。

第一條中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第二條を次のように改める。

第三條中「一般会計において前二條を」一般会計において第一條に改め、「及び日本国有鉄道」を削り、「翌年度において前二條を」翌年度において同条に、「翌翌年度」を「翌々年度」に改める。

第四條の見出しを「繰入れの方法」に改め、同条中「又は第二條」を削り、「繰入れ及び納付」を「繰入れ」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第八十三條 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号から第四号までを次のように改める。

二から四まで 削除

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第八十四條 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條の見出し中「公社等」を「公庫等」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道、日本開発銀行」を削り、「沖繩振興開発金融公庫」の下に「日本開発銀行」を加え、「公社等」を「公庫等」に改め、同条第二項中「公社等予算執行職員」を「公庫等予算執行職員」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項及び第四項中「公社等予算執行職員」を「公庫等予算執行職員」に、「公社

等」を「公庫等」に改め、同条第五項中「公社等予算執行職員」を「公庫等予算執行職員」に改める。

第十條の見出し中「公社等」を「公庫等」に改め、同条第一項中「公社等」を「公庫等」に改め、「日本国有鉄道を除く。以下同じ。」及び「日本国有鉄道を除く。以下同じ。」を削り、同条第二項及び第三項中「公社等」を「公庫等」に改める。

第十一條（見出しを含む）中「公社等」を「公庫等」に改める。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正）

第八十五條 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

第二條第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

（小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の一部改正）

第八十六條 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭和二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「公社等」を「公庫等」に改め、同条第二項中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改め、「以下同じ」を削る。

（関税法の一部改正）

第八十七條 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道」を削り、「且つ」を「かつ」に、「積卸」を「積卸し」に改める。

第三十八條第一項中「左の」を「次の」に、「但

し」を「ただし」に改め、「日本国有鉄道」を削り、同項第一号中「貸付」を「貸付け」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八十八條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第八号中「地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第三十條第一項」を削る。

第六十四條第一項第八号中「地方鉄道法第三十條第一項」を削る。

第八十條 削除

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第八十九條 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合」を「適用法人の組合」に改める。

第一條第二項中「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

第二條第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 適用法人に常時勤務する者（適用法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、期間を定めて雇用される者及び適用法人から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）

第二條第一項第七号を次のように改める。

七 適用法人 次に掲げるものをいう。

イ 日本たばこ産業株式会社

ロ 日本電信電話株式会社

ハ 旅客鉄道株式会社

第二條第一項に次の一号を加える。

八 旅客鉄道会社等 次に掲げるものをいう。

イ 北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社

組合」を「日本鉄道共済組合」に改める。

附則第二十条の三中「日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合並びにこれらの組合の」を「適用法人の組合及びその」に改める。
(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第九十条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

第九条第五号中「地方鉄道会社」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十条第一項に規定する地方鉄道会社」に改める。

第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第五十四条第一項中「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

新幹線鉄道保有機構

新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第 号)

別表第一第一号の表日本国有鉄道の項を次のように改める。

日本国有鉄道清算事業団

日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第九十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項各号列記以外の部分中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)第二条第一項(定義)に規定する鉄道事業

別表第一第一号の表日本国有鉄道の項を次のように改める。

日本国有鉄道清算事業団

日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第 号)

別表第二第一号の表新エネルギー総合開発機構の項の次に次のように加える。

新幹線鉄道保有機構

新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第九十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

に改める。

第五十六条の見出し中「公共企業体等」を「適用法人」に改め、同条中「公共企業体等」を「適用法人」に、「第百十六号第五項」を「第百十一号の第三項」に改める。
(接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正)

第九十一条 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「日本国有鉄道」を削り、「以下次条を」次条に改める。

(所得税法の一部改正)
第九十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表新エネルギー総合開発機構の項の次に次のように加える。

新幹線鉄道保有機構

新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第 号)

別表第二日本国有鉄道の項を次のように改める。

日本国有鉄道清算事業団

日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第九十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十五号を次のように改める。

三十五 鉄道事業の免許、索道事業の許可又は軌道事業の特許

(一) 鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)第三条第一項(免許)の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の免許(当該免許を受けている者が当該免許に係る路線に接続して路線を延長することの免許で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う免許を除く)	路線の数	許可件数
(二) 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条(事業の特許)同法第三十一条(軌道に準ずるもの)において準用する場合を含む軌道事業の特許(当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く)	路線の数	許可件数
	一路線につき十五万円(当該路線が無軌条のものについては、九万円)	一件につき三万円

別表第一第三十七号を次のように改める。

三十七 通運事業の免許

通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第四条第一項(免許)の規定による通運事業の免許	免許件数	取扱駅の数
(一) 通運事業法第二条第一項第一号(定義)の行為を行う事業についての通運事業の免許	一件につき九万円	一駅につき三万円
(二) 通運事業法第二条第二項第二号又は第三号の行為を行う事業についての通運事業の免許		

別表第二日本国有鉄道の項を次のように改める。

日本国有鉄道清算事業団

日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第 号)

別表第三中十五の二の項を十五の三の項とし、十五の項の次に次のように加える。

十五の二 新幹線鉄道保有機構	新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第 号)	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	二 新幹線鉄道保有機構法第二十条第二号(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものとして定めること
				省令で定める書類の添付があるものに限り

(国家公務員及び公共企業体職員に係る 共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十六條 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十六條、第八十八條及び第九十條中「公共企業体」を「適用法人」に、「日本国有鉄道」を「旅客鉄道会社等」に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十七條 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一條中「又は日本国有鉄道」を削る。

附則第三十四條の見出し中「国鉄共済組合」を「日本鉄道共済組合」に改め、同条第一項中「国鉄共済組合(新共済法附則第十四條の第三項に規定する国鉄共済組合)」を「日本鉄道共済組合(新共済法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合)」に改め、同条第二項中「国鉄共済組合」を「日本鉄道共済組合」に改める。

附則第三十八條第一項中「第百十六條第五項」を「第百十一條の第三項」に、「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

附則第五十一條(見出しを含む)中「国鉄共済組合」を「日本鉄道共済組合」に改める。

附則第六十二條第一項中「第百十六條第五項」を「第百十一條の第三項」に、「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

附則第六十四條第四号中「又は日本国有鉄道」を削る。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條第五項中「この場合において、」の下に「同条第一項中「地方鉄道法第十二條第一項に規定する地方鉄道業」とあるのは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)第二條第二項に規定する第一種鉄道事業で同法附則第三條第二項の規定により同法附則第二條の規定による廃止前の地方鉄道法(大正八年度法律第五十二号)第十二條第一項の規定による地方鉄道業の免許がその免許とみなされたもの」とを加える。

第五節 文部省関係

(博物館法の一部改正)

第九十九條 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第二十九條中「第九條及び」を削る。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一百條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「第七號」を「第八號」に改め、同条の表第一百二十六條の五第二項の項、附則第十二條第六項の項並びに附則第十二條の八第一項及び第二項の項中「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

第三十八條中「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

第六節 厚生省関係

(医療法の一部改正)

第一百條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第四項中「日本国有鉄道」を削る。

(日本赤十字社法の一部改正)

第一百條 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の二中「第百十六條第五項」を「第百十一條の第三項」に、「公共企業体等」を「適用法人」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第一百條 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第七号中「日本国有鉄道」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第 号)第一條第一項に規定する旅客会社(以下「旅客会社」という。))」に改める。

第二十三條の見出し及び同条第一項中「日本国有鉄道」を「旅客会社」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第一百條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項の表の三の項を削る。

第十八條第三項第四号を削る。

第二十條第一項第五号中「第九十九條第二項に規定する公共企業体等のうち同法第二條第一項第七号及びハに規定するもの」を「第二條第一項第七号に規定する適用法人」に改める。

第七節 農林水産省関係

(漁港法の一部改正)

第一百條 漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第四項中「日本国有鉄道」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第七條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

第八節 通商産業省関係

(アルコール専売法の一部改正)

第一百條 アルコール専売法(昭和十二年法律第

三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條第二項中「海上保安官又は司法警察職員トシテ職務ヲ行フ日本国有鉄道ノ役員若ハ職員」を「又ハ海上保安官」に改める。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第九條 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「日本国有鉄道並びに」を削る。

第四條第二項中「日本国有鉄道又は」を削る。

第九節 運輸省関係

(鉄道国有法等の廃止)

第一百條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 鉄道国有法(明治三十九年法律第十七号)

二 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)

三 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第一百十二号)

四 鉄道公安職員の職務に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十一号)

五 日本国有鉄道新線建設補助特別措置法(昭和三十六年法律第十七号)

六 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第十一号)

(鉄道営業法の一部改正)

第一百條 鉄道営業法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「国有鉄道以外ノ鉄道ノ」を削る。

第二十條中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改める。

第二十八條ノ二中「及第二十一條ノ規定ハ政府及公共団体ノ鉄道ニ、第二十條」を「乃至第二十一條」に改める。

(鉄道抵当法の一部改正)

第一百條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「地方鉄道株式会社」を「株式会社タ

ル鉄道事業者」に改める。

第二十六条を削り、第二十六条ノ二中「地方鉄道事業者」を「鉄道事業者」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十六条ノ三第一項中「軌道ヲ地方鉄道ニ変更シタル場合ニ於テハ当該」を「軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条ノ特許ヲ受ケタル者ガ鉄道事業法(昭和六十一年法律第七号)第六十二条第一項ノ許可ヲ受ケ軌道事業ヲ鉄道事業ニ変更シタル場合ニ於テハ当該軌道事業ヲ営ム者」に改め、同条を第二十六条ノ二とする。

(軌道の抵当に関する法律の一部改正)
第百十三条 軌道の抵当に関する法律(明治四十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削る。
(軌道法の一部改正)
第百十四条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「係員及会計」を「及係員」に改める。

第十七条から第二十一条までを次のように改める。

第十七条乃至第二十一条 削除
第二十六条を次のように改める。

第二十六条 鉄道事業法第二十号、第二十一条、第二十三号第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十六条第四項、第二十七号第一項、第二項及第四項、第二十八号第一項、第二十九号第一項、第五十四号第一項並第五十六号第一項ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ此等ノ規定中運輸大臣トアルハ主務大臣トシ運輸省令トアルハ命令トシ鉄道事業法第二十一条中軌道抵当法トアルハ明治四十二年法律第二十八号トス

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除
(陸上交通事業調整法の一部改正)

第百十五条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方鉄道事業」を「鉄道事業」に改める。

第九条中「地方鉄道法」を「鉄道事業法」に改める。

(帝都高速度交通営団法の一部改正)
第百十六号 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「日本国有鉄道」を「政府」に改める。

第八条を次のように改める。

第十四条ノ五第二項中「一人ハ日本国有鉄道總裁ノ推薦シタル者三人ノ中ヨリ」を削る。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除
第三十二条ノ二第一項中「日本国有鉄道」を削る。

第六章中第四十二条の次に次の一条を加える。

第四十二条ノ二 主務大臣第二号、第二十五号及第三十六号第一項(定款ノ変更ニ付テハ第十号第四号ニ係ルモノニ限ル)ニ定ムル認可ヲ為サントストキハ大蔵大臣ト協議スベシ

(水先法の一部改正)
第百十七号 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「日本国有鉄道の連絡船」を削り、「借入」を「借入れ」に改める。

(海上運送法の一部改正)
第百十八号 海上運送法の一部を次のように改正する。

第五章中第四十二条及び第四十二号の二を削り、第四十二号の三を第四十二号とする。

一 自己の名をもつてする鉄道(軌道を含む。以下同じ)による物品運送の取次ぎ若しくは運送物品の鉄道からの受取り、鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送若しくは鉄道からの受取り又は鉄道を利用してする物品の運送

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「日本国有鉄道の経営する航路の船舶を含む」を削り、「積込又は取卸」を「積込み又は取卸し」に改め、同項中同号を第三号とし、第五号を削る。

第四条第二項中「取扱駅及び第二号第一項各号の種別」を「第二号第一項各号の種別及び取扱駅(同項第二号又は第三号の行為を行う事業に係る場合に限る)」に改める。

第五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 取扱駅(第二号第一項第二号又は第三号の行為を行う事業に係る場合に限る)。

第五条第三項中「申請書には」の下に「取扱駅(第二号第一項第一号の行為を行う事業に係る場合に限る)」を加え、「事業収支見積」を「事業収支見積積り」に「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十五条中「第二号第一項第三号」を「第二号第一項第二号」に改める。

第十六条中「左の場合」を「次の場合(第二号第一項第一号の行為を行う事業にあつては、第三号の場合に限る)」に改める。

(港灣法の一部改正)
第百二十号 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七号第三項中「日本国有鉄道」を削る。

第四十四号の二第一項中「但し」を「ただし」に改め、「鉄道連絡船」を削る。

(港灣運送事業法の一部改正)
第百二十一号 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二章中「左の各号の一に該当するもの(日本国有鉄道の経営する航路の船舶により運送される貨物に関するものを除く)」を「次に掲げるものに改める」。

(道路運送法の一部改正)
第百二十二号 道路運送法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十五号」を「第七十七号」に、「第四章 国営自動車運送事業及び国営自動車事業(第七十六号第七十九号)」を「第四章 削除」に改める。

第七十九号第一項中「自動車運送事業及び」を削り、「第四号から第七号まで、第十二号、第十八号(重要な事項に係る事業計画の変更であつて運輸省令で定めるものを除く)、第十九号第二項、第二十号、第二十一号、第二十五号の二第三項及び第四項(第四十五号の二第三項において準用する場合を含む)、第三十号第二項(第四十五号の二第三項において準用する場合を含む)、第三十一号、第三十二号第四項及び第五項、第三十三号から第四十号まで、第四十二号、第四十三号(第四十五号の二第三項において準用する場合を含む)、第四十三号の二(第四十五号の二第三項において準用する場合を含む)、第四十五号の二第三項において準用する場合を含む」を「第四十七号」に、「第七十五号」を「及び第七十五号」に改め、「並びに第百二十三号」を削り、同条を第七十七号とし、同条の次に次の一章を加える。

第四章 削除
第七十八号及び第七十九号 削除
第百二十二号第一項第一号中「第四章」を削る。

第二十五条 日本国有鉄道改革に関する特別委員会会議録第二号(その二) 昭和六十一年十月三十日 【参議院】

る。

(内航海運業法の一部改正)

第二百三十三条 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を削る。

(気象業務法の一部改正)

第二百二十四条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中(公共企業体を含む。以下同じ。)」を削る。

(旅行業法の一部改正)

第二百二十五条 旅行業法の一部を次のように改正する。

第四章中第二十七条を削り、第二十六条の二を第二十七条とする。

(地方鉄道軌道整備法の一部改正)

第二百二十六条 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鉄道軌道整備法

第一条中「地方鉄道業」を「鉄道事業」に改め、「及び補償に関する」を削り、「地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において、「鉄道事業」とは、鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)による

鉄道事業及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道業をい、「鉄道事業者」とは、

鉄道事業を営む者をいう。

第二条第二項中「新線」とは、「の下に「鉄道(軌道を含む。以下同じ。のうちに」を加え、「地方鉄道」を「の」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項、第四条並びに第五条中「地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第六条及び第七條中「地方鉄道」を「鉄道」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改める。

第八条第一項及び第二項中「地方鉄道」を「鉄道」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改め、

同条第三項中「地方鉄道」を「鉄道」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に、「地方鉄道業」を「鉄道事業」に改め、同条第四項中「地方鉄道」を「鉄道」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改め、

同条第五項中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改める。

第九条から第十一条まで及び第十三条中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に、「地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第十四条中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に、「左の」を次の「に」に、「附して」を「付して」に改める。

第十五条中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に、「地方鉄道」を「鉄道」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十五条の二中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に、「左の」を次の「に」に改める。

第十六条中「地方鉄道」を「鉄道」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二十二條中「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改める。

第二十三條中「地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第二十四條から第二十六條までを削り、第二十七條中、第十五條、第二十五條第一号及び第二十六條を、並びに第十五條第一号及び第二十六條を、並びに第十三條及び第十五條に改め、「並びに第二十五條第一号及び第二十六條の益金の平均割合」を削り、同条を第二十四條とする。

(海岸法の一部改正)

第二百二十七條 海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中、日本国有鉄道」を削る。

(内航海運組合法の一部改正)

第二百二十八條 内航海運組合法(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を削る。

(踏切道改良促進法の一部改正)

第二百二十九條 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七條中「地方鉄道業者又は軌道経営者」を「鉄道事業者」に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第二百三十條 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

第四條第一項を次のように改める。

公団の資本金は、五億円とする。

第四條第三項を削り、同條第四項中「及び日本国有鉄道」を削り、同條第三項とし、同條第五項中「及び日本国有鉄道」を削り、同條を同條第四項とする。

第十二條第二号中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道清算事業団又は新幹線鉄道保有機構」に改め、同條第三号中「第十九條第一項第四号」を「第十九條第一項第一号若しくは第四号」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改め、同條第五号中「日本国有鉄道若しくは第十九條第一項第四号」を「第十九條第一項第一号若しくは第四号」に、「地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第十九條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)による新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。

第十九條第一項第一号の二中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「日本国有鉄道」を「当該新幹線鉄道の営業を行う者」に改め、同項第三号中「前号」の下に「又は第五号」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「地方鉄道」を「新幹線鉄道を除く」に改め、「で大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。内に存するもの」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中

「当該地方鉄道」を「当該鉄道」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改め、「軌道経営者」の下に「貸し付け、又は」を加え、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二項本文中「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「前項第一号」の下に「又は第四号」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十條及び第二十一條を次のように改める。

第二十條及び第二十一條 削除

第二十二條を削り、第二十二條の二の見出し中「地方鉄道」を削り、同條第一項中「地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十三條第一項」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)第八條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による認可」に、「工事施行の認可」を「認可(第三項において「工事に関する認可」という。に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第二項中「大都市圏」の下に「(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。を、必要であり」の下に「又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必要であり」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同條第三項中「地方鉄道法第十三條第一項又は軌道法第五條第一項の規定による工事施行の認可」を「工事に関する認可」に改め、同條第五項中「行なう」を「行う」に、「地方鉄道業者」を「鉄道事業者」に改め、「軌道施設の」の下に「貸付け」を加え、同條を第二十二條とする。

第二十三條第一項本文中「日本国有鉄道」を「鉄道事業者又は軌道経営者」に改め、「第十九條第一項第一号」の下に「若しくは第四号」を、「「鉄道施設」の下に「若しくは軌道施設」を加え、「又は譲渡する」を「若しくは譲渡し、又は同号の規定により大改良をした鉄道施設若しくは軌道施設を譲渡し、若しくは引き渡す」に改め、同項ただし書及び同條第二項を削り、同條第三

項中「第一項本文の規定により鉄道施設を」前項の規定により鉄道施設又は軌道施設に改め、「若しくは譲渡し、又は前項の規定により鉄道施設若しくは軌道施設を」を削り、「若しくは引き渡そうと」を「又は引き渡そうと」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十六條第二項及び第三項を削る。

第二十七條第四項を削る。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除

第三十九條第一号中「第二十三條第三項」を「第二十三條第二項」に、「第二十六條第一項」を「第二十六條」に改め、同条第二号を削り、同条第二号の二中「第二十二條の第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第三号中「第二十三條第一項ただし書又は」を削る。

附則第十二條を次のように改める。

（本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付けに関する特別措置）

第十二條 日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第 号）附則第九條第二項第一号に規定する鉄道施設については、公団は、第二十三條第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これを無償で貸し付け、又はその貸付料を減額することができ。

附則第十三條から第二十八條までを削る。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第三百三十一條 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十條中「、地方公共団体及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第一項第一号に規定する公共企業体が行なう」を「及び地方公共団体が行う」に改める。

（全国新幹線鉄道整備法の一部改正）
第三百三十二條 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

第五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第四條とし、同条の次に次の一條を加える。

（建設線の調査の指示）

第五條 運輸大臣は、前条の規定により基本計画を決定したときは、日本鉄道建設公団その他の法人であつて運輸大臣の指名するものに對し、建設線の建設に關し必要な調査を行うべきことを指示することができる。基本計画を変更したときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の指名をしうとするときは、あらかじめ、指名しようとする法人（日本鉄道建設公団を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

第六條を次のように改める。

（営業主体及び建設主体の指名）

第六條 運輸大臣は、建設線について、その営業を行う法人（以下「営業主体」という。）及びその建設を行う法人（以下「建設主体」という。）を指名することができる。

2 前項の規定による営業主体及び建設主体の指名は、建設線の区間を分けて行うことができる。

3 第一項の規定による建設主体の指名は、日本鉄道建設公団又は同項の規定により営業主体として指名しようとする法人その他の法人のうちから行うものとする。

4 運輸大臣は、第一項の規定により営業主体の指名をしうとするときは、あらかじめ、運輸省令で定めるところにより、指名しようとする法人に協議し、その同意を得なければならない。

5 運輸大臣は、第一項の規定により建設主体

の指名をしうとするときは、あらかじめ、運輸省令で定めるところにより、指名しようとする法人（日本鉄道建設公団を除く。）及び指名しようとする法人以外の同項の規定による営業主体の指名をしうとする法人に協議し、それぞれの同意を得なければならない。

6 第一項の規定により営業主体又は建設主体として指名しようとする法人は、その営業又は建設を自ら適確に遂行するに足る能力を有すると認められるものでなければならない。

第七條第一項中「運輸大臣は」の下に、「第五條第二項の調査の結果に基づき」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の規定により整備計画を決定しようとするときは、あらかじめ、営業主体及び建設主体（日本鉄道建設公団を除く。）に協議し、それぞれの同意を得なければならない。整備計画を変更しようとするときも、同様とする。

第七條に次の一項を加える。

3 運輸大臣は、営業主体又は建設主体から整備計画の変更の申出があつた場合において、その申出が適當と認めるときは、当該整備計画を変更するための手続をとるものとする。

第八條中「日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団」を「建設主体」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九條第一項中「日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団」を「建設主体」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「日本鉄道建設公団」を「建設主体（営業主体である建設主体を除く。）次項において同じ。」に、「日本国有鉄道」を「営業主体」に改め、同条第四項中「日本鉄道建設公団」を「建設主体」に、「日本国有鉄道に提出しなければ」を「営業主体に送付しなければ」に改める。

第十條第二項中「建設を行なう日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団（以下「建設主体」という。）を「建設主体」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

なければ」に改める。
第十二條第一項中「日本国有鉄道若しくは日本鉄道建設公団」を「第五條第一項の規定による運輸大臣の指名を受けた法人若しくは建設主体」に改める。

第十三條第二項中「日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団」を「建設主体」に改める。

第十四條を次のように改める。

（鉄道事業法の適用の特例）

第十四條 営業主体と建設主体が同一の法人である場合において建設主体に対する第八條の規定による建設の指示が行われたときは、当該指示に係る建設線の区間について、当該法人は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第 号）第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなす。

2 営業主体と建設主体が異なる法人である場合において建設主体に対する第八條の規定による建設の指示が行われたときは、当該指示に係る建設線の区間について、建設主体が日本鉄道建設公団以外の法人である場合に於ては、営業主体は鉄道事業法第三條第一項の規定による第一種鉄道事業（建設主体が当該建設線を営業主体に使用せようとするときは、第二種鉄道事業）の免許を受け、建設主体は同項の規定による第三種鉄道事業の免許を受けたものとみなし、建設主体が日本鉄道建設公団である場合に於ては、営業主体は同項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなす。

3 前二項の規定により営業主体又は建設主体が受けたものとみなされた鉄道事業の免許が鉄道事業法第三十條又は第三十一條の規定により取り消され、又はその効力を失うこととなつたときは、当該営業主体又は建設主体に係る第六條第一項の規定による指名は、そのときにおいてその効力を失う。

4 前項の場合において、第八條の規定による建設の指示が行われた建設線について第六條

第一項の規定により営業主体の指名又は建設主体の指名が新たに行われたときにおける当該営業主体又は建設主体については、第一項又は第二項の規定中「建設主体に対する第八条の規定による建設の指示が行われたとき」は、当該指示」とあるのは、「第六条第一項の規定による当該営業主体又は建設主体の指名が行われたときは、第八条の規定による建設の指示」とする。

5 建設線の建設については、鉄道事業法第七條から第九條までの規定は、適用しない。

6 建設線については、鉄道事業法第十條第一項中「工事の施行の認可の際運輸大臣の指定する工事の完成の期限までに、鉄道施設の工事を完成し、かつ」とあるのは「鉄道施設の工事が完成したときは」と、同条第二項中「工事計画」とあるのは「全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九條第一項の認可を受けた工事実施計画」とする。

7 営業主体及び第二項の規定により第三種鉄道事業の免許を受けたものとみなされる建設主体は、当該建設線の営業が開始される前に、運輸省令で定めるところにより、鉄道事業法第四條第一項第五号に規定する事業基本計画に相当する計画を定め、運輸大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該建設線の営業が開始されたときは、当該届出に係る計画は、当該建設線に係る同号に規定する事業基本計画とみなす。

第十四條の次に次の一条を加える。

(審議会への諮問)
第十四條の二 運輸大臣は、次に掲げる事項について、政令で定める審議会に諮問しなければならない。

- 一 基本計画の決定及びその変更に関する事項
- 二 第六條第一項の規定による営業主体又は建設主体の指名に関する事項
- 三 整備計画の決定及びその変更に関する事項

項
第十八條を削る。

第十七條中「罰金」の下に「第十六條又は」を加え、「同條の罰金刑を」を「各本條の刑に」改め、同條を第十九條とする。

第十六條の前の見出しを削り、同條を第十八條とし、第十五條の次に次の見出し及び二條を加える。

(罰則)

第十六條 第九條第一項の規定に違反して建設線の建設を行い、又は工事実施計画を変更した者(日本鉄道建設公団を除く)は、百万円以下の罰金に処する。

第十七條 日本鉄道建設公団が第九條第一項の規定に違反して建設線の建設を行い、又は工事実施計画を変更した場合には、その違反行為をした日本鉄道建設公団の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第百三十三條 本州四国連絡橋公団法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道清算事業団」に改め、同條に次の二號を加える。

四 第二十九條第一項第二号の鉄道施設に係る鉄道事業者又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

第二十九條第一項第三号中「日本国有鉄道」を「鉄道事業者」に改める。

第三十條第四項を削る。

第三十一條第三項中「日本国有鉄道」を「当該工事実施計画に係る鉄道の路線について鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けた

鉄道事業者」に改め、同條第四項中「日本国有鉄道」との「を」を「鉄道事業者」との「に」、「日本国有鉄道に提出しなければ」を「当該鉄道事業者に送付しなければ」に改める。

第三十五條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第百三十四條 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

第四十一條第三項を削り、第四項を第三項とする。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空路事業等に関する特別措置法の一部改正)

第百三十五條 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「第四十二條第一項、第四十二條の三」を「第四十二條」に改める。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第百三十六條 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方鉄道法(大正八年法律第五十二号。以下「法」という)第一條第一項に規定する地方鉄道」を「鉄道(軌道を除く)」に改める。

第三條第一項中「法第十二條第一項に規定する地方鉄道事業を営む者(以下「鉄道事業者」という)を「鉄道事業者法(昭和六十一年法律第 号。以下「法」という)第一條第二項に規定する第一種鉄道事業者(以下「鉄道事業者」という)を営む者(以下「鉄道事業者」という)」に改める。

第五條中「法第二十一條第一項」を「法第十六條第一項」に改める。

第十一條第一項第二号中「法第二十一條第二項」を「法第二十三條第一項(第一号に係る部分に限る)」に改める。

第十二條中「運賃の変更を速やかに行うことが公益上必要であると認めるときは、法第二十一條第二項」を「運賃の変更を速やかに行わないことについて利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、法第二十三條第一項(第一号に係る部分に限る)」に改める。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第百三十七條 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号)附則第二項の規定の施行後における第六條の規定の適用については、同條中「日本国有鉄道」とあるのは「日本国有鉄道清算事業団」と、同條第一項第一号中「職員」とあるのは「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号)第十一條第二項に規定する承継法人の常勤の職員」と、同項第二号中「国家公務員等退職手当法第十二條の二第一項」とあるのは「日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第 号)附則第五條第四項の規定によりみなされて適用される同法第五十一條の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十二條の二第一項」とする。

(運輸省設置法の一部改正)

第百三十八條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第八十九号から第九十三号までを次のように改める。

八十九から九十三まで 削除

第三条の二第二項第九十四号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、「専用鉄道」を削り、同項第九十五号から第九十七号までの規定中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同項第九十八号を削り、第九十七号の二を第九十八号とし、第百一号の次に次の一号を加える。

百一の二 鉄道施設及び索道施設の検査に関すること。

第三条の二第二項第七号中「日本国有鉄道の監督その他」を削る。

第三条の二第二項第六十五号中「新東京国際空港公団」の下に、「日本国有鉄道清算事業団、新幹線鉄道保有機構」を加え、「日本原子力研究所」の下に、「北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社」を加える。

第三条の二第二項第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第二号）の施行に関すること。

二 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第三号）の施行に関すること。

第四条第一項第三十一号から第三十四号までを次のように改める。

三十一及び三十二 削除

三十三 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車を免許し、特許し、又は許可し、並びに鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の業務に関するし、許可し、又は認可し、及び必要な処分をすること。

三十四 鉄道及び軌道を助成すること。
第四号第一項第三十四号の二を削り、同項第三十六号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同項第三十七号を次のように改める。

三十七 鉄道施設及び索道施設を検査すること。

第四号第二項各号列記以外の部分中「の外」を「のほか」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同項第二号中「前号」を「前三号」に、「の外」を「のほか」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 日本国有鉄道改革法に基づいて、承継等に関する基本計画を定め、及び承継に関する実施計画を認可すること。

二 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法に基づいて、再就職の促進に関する実施計画を認可すること。

第六号第一項第一号を削り、同項第二号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第三号の二を第三号とし、第三号の三を第三号の二とし、同項第五号及び第六号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 削除

第六号第一項第九号の二を削り、同項第十号中「日本国有鉄道、地方鉄道」を「鉄道」に、「営業線」を「事業」に改め、同項第十一号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同項第十一号の三中「第三号」を「第二号」に改め、同項第十一号の四中「第二号」を「第一号」に改める。

第四十号第一項第五十一号を次のように改める。

五十一 削除

第四十号第一項第五十二号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、「専用鉄道」を削り、同項第五十三号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同項第五十四号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、「専用鉄道」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五十四の二 鉄道施設及び索道施設の検査に関すること。

第四十号第一項第五十五号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、「専用鉄道」を削り、同項第五十六号中「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同項第七十三号中「第五十一号」を「第五十二号」に改める。

第十節 郵政省関係

（郵便法の一部改正）

第三百三十九条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「日本国有鉄道の小荷物運賃」を削り、「諮問したうえ」を「諮問した上」に改める。

（郵便物運送委託法の一部改正）

第四百四十条 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八号第一項第一号を次のように改める。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第二号）による第一種鉄道事業者及び第二種鉄道事業者並びに索道事業者

第八号第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

（電波法の一部改正）

第四百四十一条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二百二条の二第二項第六号中「日本国有鉄道の列車（連絡船を含む。第八号の二第二項において同じ。）」を「鉄道事業に係る列車」に改め、「（政令で定めるものを除く。同項において同じ。）」を削る。

第八号の二第二項中「日本国有鉄道の」を「鉄道事業に係る」に改める。

（郵政省設置法の一部改正）
第四百四十二条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四号第四十四号中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

第十一節 労働省関係

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第四百三十三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の二の見出しを削り、同条中「日本電信電話共済組合」の下に「及び日本鉄道共済組合」を加え、「（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

（公共企業体等労働関係法の一部改正）
第四百四十四条 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国営企業労働関係法

日次中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

第一条第一項中「公共企業体及び国の経営する企業」を「国営企業」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「公共企業体及び国の経営する企業」を「国営企業」に、「且つ」を「かつ」に、「尽さなければを」を「尽くさなければ」に改める。

第二条第一項中「公共企業体等」とは、次に掲げる公共企業体及び国の経営する企業をいう。次各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「次に掲げる事業」を「国営企業、次に掲げる事業」に、「企業」を「企業をいう。」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 職員 国営企業に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

第二条第二項を削る。

第三条第一項中「公共企業体等」を削り、「定の」を「定め」に、「第七号第一号但書」を「第七号第一号ただし書」に、「公共企業体等労働関係法」を「国営企業労働関係法」に、「第六

条を「同法第六條」に、「及び第七條第二号」を「とあり、及び同法第七條第二号」に、「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改め、同条第二項中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四條第二項中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

第七條第二項中「もつぱら」を「専ら」に、「公共企業体等」を「国営企業」に改め、同条第二項中「公共企業体等」を「国営企業」に改め、同条第三項中「もつぱら」を「専ら」に改め、「第二條第二項第一号の職員については当該公共企業体の職員としての在職期間を通じて五年をこえることとができず、同項第二号の職員については同号の」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第八條ただし書中「公共企業体等」を「国営企業」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第九條中「公共企業体等」を「国営企業」に、「もつぱら」を「専ら」に改める。

第十條及び第十二條第一項中「公共企業体等」を「国営企業」に改める。

第十六條第一項中「公共企業体等」を「国営企業」に、「又国会」を「また、国会」に、「なされる」を「される」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十七條第一項中「公共企業体等」を「国営企業」に、「又職員」を「また、職員」に、「そのかし、若しくは」を「唆し、又は」に改め、同条第二項中「公共企業体等」を「国営企業」に改める。

第五章 公共企業体等労働委員会を「第五條 国営企業労働委員会」に改める。

第十九條中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

第二十條第一項中「公共企業体等」を「国営企業」に改め、同条第二項中「きいて」を「聴いて」に、「公共企業体等」を「国営企業」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第二十一條第二項第二号中「公共企業体の役員」を削る。

第二十五條の三第二項中「公共企業体等」を「国営企業」に改める。

第二十五條の四中「基く」を「基づく」に、「公共企業体等労働委員会規則」を「国営企業労働委員会規則」に改める。

第二十五條の五第一項中「公共企業体等」を「国営企業」に改め、同条第三項第一項の規定により読み替えられた「中」を「申立て」に改め、同条第二項中「申立」を「申立て」に改め、同条第一項から第四項まで及び第九項前段に改め、「及び当該労働委員会」を削り、「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に、「第一項」を「同条第一項」に、「公共企業体等労働委員会規則」を「国営企業労働委員会規則」に、「第六項」を「同条第二項中「前項」とあるのは「国営企業労働関係法第二十五條の五第一項」と、同条第六項に、「読み替える」を「と、同条第八項中「当該労働委員会」とあるのは「国営企業労働委員会」と、「その労働委員会」とあるのは「その国営企業労働委員会」と読み替える」に改め、同条第三項中「公共企業体等労働委員会規則」を「国営企業労働委員会規則」に、「公共企業体等」を「国営企業」に改める。

第二十六條第一項中「公共企業体等」を「国営企業」に改め、同条第六項中「公共企業体等労働委員会規則」を「国営企業労働委員会規則」に改める。

第二十九條第一項及び第二項並びに第三十五條中「公共企業体等」を「国営企業」に改める。

第三十九條中「中」を「主務大臣」とあるのは「に規定する主務大臣はに改め、運輸大臣(日本国有鉄道に関するものに限る。）」を削り、「第二條第一項第二号」を「第二條第一号」に、「大蔵大臣(同号ハ及びニ)」を「農林水産大臣(同号ハ及びニ)」に、「農林水産大臣(同号ハ及びニ)」を「大蔵大臣(同号ハ及びニ)」に改める。

第四十條第一項中「左に」を「次に」に改め、「第二條第二項第二号」を削り、同条第二項中「第二條第二項第二号の職員に關しては」を「職員に關しては」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「第一條第一項第二号の企業」を「国営企業」に改め、「同条第二項第二号の」を削り、「労働組合法」を「第三條第一項の規定により読み替えられた労働組合法」に改める。

(地方公共企業労働関係法の一部改正)
第百四十五條 地方公共企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号を次のように改める。

一 鉄道事業
(身体障害者雇用促進法の一部改正)
第百四十六條 身体障害者雇用促進法(昭和三十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出し中「国等」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第一項中「並びに日本国有鉄道の總裁(以下「任命権者等」という。))」を削る。

第十二條及び第十三條中「任命権者等」を「国及び地方公共団体の任命権者」に改める。

第十四條第一項中「第一條第一項の規定の適用を受けるもの(以下「国等」という。))」を「国及び地方公共団体」に改める。

第十七條第一項中「任命権者等」を「国及び地方公共団体の任命権者」に改める。

第十八條第一号中「国等」を「国若しくは地方公共団体」に改める。

(労働災害防止団体の一部改正)
第百四十七條 労働災害防止団体の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「地方公共団体及び公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第一項第一号に規定する公共企業体が行なう」を「及び地方公共団体が行なう」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
第百四十八條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十二の次に次の一号を加える。

二十の十三 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第二十号)

第百四十九條 労働保険の徴収等に関する法律の一部改正)
第百四十九條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條の二中「日本電信電話共済組合」の下に「及び日本鉄道共済組合」を加え、「(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正)
第百五十條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第百五十條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本電信電話共済組合」の下に「及び日本鉄道共済組合」を加え、「(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)
第百五十一條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「日本国有鉄道その他」を削る。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

附則第三條中「日本国有鉄道(以下「国等」という)に改める。

う。その他を削り、「国等からの」を「国若しくは地方公共団体からの」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第百五十二条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条の二」を「第六条の二、第六條の三、第七條の二、次章第二節、第八條の二」に改め、「第十四條の下に、第十六條」を加える。

第六条の二第二項中「(国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員(以下「公務員等」という。))を除く。以下この項並びに次条、第七條の二、次節、第八條の二及び第十六條において同じ。」を削る。

第九条第一項第一号中「公務員等」を「国家公務員及び地方公務員(以下「公務員」という。))」に、「次条第一項」を「第十条の二」に改める。

第十条第一項及び第十條の三第一号中「公務員等」を「公務員」に改める。

第十五條の見出し中「公務員等」を「公務員」に改め、同条第二項及び第三項中「公務員等」を「公務員」に改め、同条第四項中「規定する組合職員の」に「(同法第百十一條の三第一項に規定する適用法人の組合に係る者を除く。)」を加え、「並びに公共企業体に常時勤務する者であつて期間を定めて雇用される者のうち政令で定めるもの」を削り、「公務員等」を「公務員」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第百五十三條 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の二中「日本電信電話共済組合」の下に「及び日本鉄道共済組合」を加え、「(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第百五十四條 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九

十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「日本国有鉄道その他」を削る。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第百五十五條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「日本国有鉄道その他」を削る。

(労働者設置法の一部改正)

第百五十六條 労働者設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「身体障害者雇用促進協会」の下に「及び日本国有鉄道清算事業団」を加え、同条第十三号中「公共企業体等労働関係法」を「国営企業労働関係法」に改め、同条第五十一号中「及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」に改める。

第五條第九号から第十一号までの規定中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

第十條第一項中「及び労働者派遣法」を、「労働者派遣法及び日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法」に改める。

第十一條第一項中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改め、同条第三項中「公共企業体等労働委員会」を「国営企業労働委員会」に、「公共企業体等労働関係法」を「国営企業労働関係法」に改める。

第十二節 建設省関係

(土地収用法の一部改正)

第百五十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号を次のように改める。

七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

第三條第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 新幹線鉄道保有機構が設置する鉄道の用に供する施設

第三條第八号を次のように改める。

八 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

第十七條第一項第三号中「(ヘ)」を「ト」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業(当該事業に係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線が一の都府県の区域内にとどまるものを除く)の用に供する施設に関する事業

(道路法の一部改正)

第百五十八條 道路法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「日本国有鉄道、地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第二十條第二項中「日本国有鉄道、」を削り、「若しくは本州四国連絡橋公団の鉄道若しくは地方鉄道」を、「本州四国連絡橋公団若しくは鉄道事業者の鉄道」に、「交差部分」を「交差部分」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十一條第一項中「日本国有鉄道、」を削り、「若しくは本州四国連絡橋公団の鉄道又は地方鉄道」を、「本州四国連絡橋公団、新幹線鉄道保有機構又は鉄道事業者の鉄道」に、「交差する」を「交差する」に、「且つ」を「かつ」に、「若しくは本州四国連絡橋公団又は当該地方鉄道事業者」を、「本州四国連絡橋公団、新幹線鉄道保有機構又は当該鉄道事業者」に、「但し」を「ただし」に、「除外」を「除外」に改め、同条第二項及び第三項中「日本国有鉄道、」を削り、「若しくは本州四国連絡橋公団又は地方鉄道事業者」を、「本州四国連絡橋公団、新幹線鉄道保有機構又は鉄道事業者」に改め、同条第四項中「日本国有鉄道」を削り、「若しくは本州四国連絡橋公団又は当該地方鉄道事業者」を、「本州四国連絡橋公団、新幹線鉄道保有機構又は当該地方鉄道事業者」に改め、同条第五項中「日本国有鉄道」を削り、「若しくは本州四国連絡橋公団又は当該地方鉄道事業者」を、「本州四国連絡橋公団、新幹線鉄道保有機構又は当該地方鉄道事業者」に改める。

第三十五條の見出し中「国等」を「国」に改め、同条中又は日本国有鉄道の行う事業」を削り、「これらの事業を行う者」を「国」に改める。

第三十六條第一項中「地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)」若しくは「全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)」に、「公衆の用に供する地方鉄道」を「公衆の用に供する鉄道」に、「置かなければ」を「置かなければ」に、「因る」を「よる」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第百五十九條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中、「日本国有鉄道」を削る。

(都市公園法の一部改正)

第百六十條 都市公園法(昭和三十一年法律第七

第十九号)の一部を次のように改正する。

第九号の見出し中「国等」を「国」に改め、同条中「又は日本国有鉄道の行い事業」を削り、「これらの事業を行ふ者」を「国」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第六十一条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「日本国有鉄道」を削り、「若しくは本州四国連絡橋公団の鉄道又は地方鉄道」を「本州四国連絡橋公団、新幹線鉄道保有機構又は鉄道事業者の鉄道」に、「若しくは本州四国連絡橋公団又は当該地方鉄道事業者」を「本州四国連絡橋公団、新幹線鉄道保有機構又は当該地方鉄道事業者」に改める。

第十三条 自治省関係

(地方自治法の一部改正)

第六十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項中「鉄道現業官署」を削る。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第六十二条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「日本国有鉄道」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)による鉄道事業者」に、「又は本州四国連絡橋公団」を「本州四国連絡橋公団又は新幹線鉄道保有機構」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第六十三条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第十三号を次のように改める。

十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)による鉄道事業を行うこと。

第六十五条第五項中「地方鉄道法第十二条第一項、第十八条、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項」を「鉄道事業法第三条第一項、

第十六条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項」に改める。

附則第十六条中「国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)」を「国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第六十四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道清算事業団」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第六十六条 公職選挙法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項第二号中「日本国有鉄道」を削り、「公社等の役員等」を「公団等の役員等」に改める。

第四十五条第一項中「地方公共団体若しくは日本国有鉄道」を「若しくは地方公共団体」に、「橋りょう」を「橋りょう」に改める。

第六十六条第一号中「地方公共団体又は日本国有鉄道」を「又は地方公共団体」に改める。

第七十六条中「日本国有鉄道、国鉄自動車、地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第九十九条第一項中「又は日本国有鉄道」を削る。

第二百一条の十三第三項中「本章」を「この章」に改め、同項第三号中「地方公共団体又は日本国有鉄道」を「又は地方公共団体」に改める。

第二百三十九条の二第二項及び第二百五十一条の三第一項中「公社等の役員等」を「公団等の役員等」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第六十七条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 鉄道事業

第七号中「但し」を「ただし」に、「あわせて」を「併せて」に、「地方鉄道事業」を「鉄道事業」に改める。

第四十三条第一項中「地方鉄道事業」を「鉄道事業」に、「こえる」を「超える」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第四十九条第一項中「地方鉄道事業」を「鉄道事業」に、「行なう」を「行おう」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本国有鉄道」を削り、「公害防止事業団」の下に「日本国有鉄道清算事業団」を加え、「若しくは新エネルギー総合開発機構」を「新エネルギー総合開発機構若しくは新幹線鉄道保有機構」に、「公社等」を「公団等」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六十九条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項の表第六十五条第二項の項中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

附則第二十八号の六の見出し中「国鉄共済組合」を「日本鉄道共済組合」に改め、同条中「附則第十四条の三第二項」を「第八條第二項」に、「国鉄共済組合」を「日本鉄道共済組合」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第七十条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第四号中「地方鉄道会社」を

「鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十条第一項に規定する地方鉄道会社」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第七十一条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「公共企業体その他これに類する団体(以下「公共企業体等」という。）」を「公共的団体に改める。

第六条及び第七条第一項中「公共企業体等」を「公共的団体に改める。

別表中国地方行政連絡会議の項中「山口県」の下に並びに「広島市」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第三百三十八条中運輸省設置法第三号の二第二項及び第四号第二項の改正規定、第五百五十六条中労働省設置法第四号第五十一号及び第十号第一項の改正規定並びに附則第十四条並びに附則第十五条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四十一条の規定による改正前の会計検査院法第二十三条第一項各号の会計経理で日本国有鉄道に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく日本国有鉄道の職員に係る第四十一条の規定による改正前の会計検査院法第三十一条の規定による懲戒処分等の要求、同法第三十三条の規定による犯罪の通告、同法第三十五条の規定による会計経理の取扱に関する審査及び判定並びに同法第三十七条第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 日本国有鉄道の職員の第二十九条第七項に規定する弁償責任に係る旧国鉄法第四十八条の二第二項の規定による検定及び附則第九条の規定

「鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十条第一項に規定する地方鉄道会社」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第七十一条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「公共企業体その他これに類する団体(以下「公共企業体等」という。）」を「公共的団体に改める。

第六条及び第七条第一項中「公共企業体等」を「公共的団体に改める。

別表中国地方行政連絡会議の項中「山口県」の下に並びに「広島市」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第三百三十八条中運輸省設置法第三号の二第二項及び第四号第二項の改正規定、第五百五十六条中労働省設置法第四号第五十一号及び第十号第一項の改正規定並びに附則第十四条並びに附則第十五条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四十一条の規定による改正前の会計検査院法第二十三条第一項各号の会計経理で日本国有鉄道に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく日本国有鉄道の職員に係る第四十一条の規定による改正前の会計検査院法第三十一条の規定による懲戒処分等の要求、同法第三十三条の規定による犯罪の通告、同法第三十五条の規定による会計経理の取扱に関する審査及び判定並びに同法第三十七条第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 日本国有鉄道の職員の第二十九条第七項に規定する弁償責任に係る旧国鉄法第四十八条の二第二項の規定による検定及び附則第九条の規定

によりなおその効力を有することとされる政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定により準用される同法第十三条第二項の規定による処分要求に関する検査官会議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前の例による。

(日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 日本国有鉄道再建監理委員会の委員であつた者については、第四十二条の規定による廃止前の日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法第十条第五項の規定は、なおその効力を有する。

(一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日において日本国有鉄道に使用されていた者であつて引き続き施行日に第四十七条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する調整手当の支給については、日本国有鉄道を同法第十一条の六第二項に規定する人事院規則で定める法人とみなして、同項の規定を適用する。

2 昭和六十一年一月一日から施行日の前日までとの間において日本国有鉄道に使用されていたことのある者であつて昭和六十二年中に第四十七条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十四条の三の規定の適用を受ける職員となつたものに係る同年における同条の規定の適用については、その職員は、日本国有鉄道に使用されていた間は、同条第二項第三号の給与特例法適用職員等であつたものとみなす。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第五十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(以下この条及び附則第十一条において「新退職手当

法」という)第二条第一項に規定する職員として在職する者で日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 施行日の前日に日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続き承継法人であつて改革法第十一条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は清算事業団(以下この項において「承継法人等」という)の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き新退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの日本国有鉄道の職員としての在職期間及び施行日以後の承継法人等の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した職員であつて旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるもの及び施行日の前日に日本国有鉄道の職員として在職し、引き続き承継法人又は清算事業団の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に承継法人又は清算事業団を退職したものであつて、その退職した日まで日本国有鉄道の職員として在職したものとし、かつ、旧退職手当法がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職

手当の支給を受けることができるものに対しては、新退職手当法の適用があるものとみなして、新退職手当法第十条の規定による退職手当を支給する。

4 この法律の施行前に日本国有鉄道を退職した者に対し、旧退職手当法の規定により支給した一般の退職手当等の返納については、その者及び一般の退職手当等は、新退職手当法第十二条の二第一項の退職した者及び一般の退職手当等とみなして同条の規定を適用する。この場合において、その返納は、清算事業団がさせることができるものとする。

(沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号。以下この条において「改正法」という)の施行の前日に改正法による改正前の国家公務員等退職手当法第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き財団法人沖縄国際海洋博覧会協会の職員として在職した後引き続き再び改正法による改正後の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた者に係る第六十条の規定による改正後の沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第五条第一項の規定の適用については、同項中「国家公務員退職手当法」とあるのは、「国家公務員等退職手当法」とする。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に第六十九条の規定による改正前の司法警察職員等指定応急措置法第四条に規定する司法警察職員として職務を行う日本国有鉄道の役員若しくは職員又は第一百十条の規定による廃止前の鉄道公安職員の職務に関する法律第一条に規定する鉄道公安職員に対し供し、又は供すの目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことによる害については、そ

の害を第七十三条の規定による改正後の証人等の被害についての給付に関する法律第二条第二項に規定する捜査機関に対し供し、又は供すの目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことによる害とみなして、同法の規定を適用する。

(通行税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行前にした日本国有鉄道の契約については、第八十条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行前に日本国有鉄道が有していた第八十一条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第五条第三項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第八十二条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「日本国有鉄道」とあるのは、「日本国有鉄

道清算事業団(改革法第二十三条の規定により承継法人の職員となつた者に係る負担すべき金額の納付については、当該承継法人)とする。

〔予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第十二条 第八十四条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「改正前の予算執行責任法」という。)第九條第一項に規定する日本国有鉄道の予算執行職員等のこの法律の施行前にした行為については、改正前の予算執行責任法の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧法」という。)第八十條に規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は地方鉄道事業を営もうとする者が、施行日前に同条に規定する許可又は認可に基づき、土地若しくは建物の所有権、地上権若しくは賃借権の取得をした場合又は施行日前に同条に規定する協議が調い、若しくは同条に規定する書類が運輸大臣に提出されたことにより、当該協議の結果に従つて若しくは当該書類において定められた措置に従つて、同条に規定する株式会社が設立される場合における当該土地若しくは建物の所有権、地上権若しくは賃借権の保存、移転若しくは設定の登記又は当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 附則第二十三條第一項に規定する特定地方交通線については、旧法第八十條の規定は、施行日から起算して四年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第十一号)第八條第六項に規定する特定地方交通線(以下この条において「特定地方交通線」という。)」とあるのは「特定地方交通線(日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十年法律第一号)以下この条において「施行

行法」という。附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた施行法第九十條の規定による廃止前の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第十一号)以下この条において「旧法」という。第九條第一項の特定地方交通線をいう。以下同じ。」「同法第八條第二項に規定する」とあるのは「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三條第二項第一号の」と、「同法第十二條第一項に規定する地方鉄道事業(以下この条において「地方鉄道事業」という。)」とあるのは「鉄道事業法(昭和六十一年法律第一号)第二條第一項に規定する鉄道事業(以下この条において「鉄道事業」という。)」と、「昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日」とあるのは「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第一号)附則第二項の規定の施行の日から昭和六十一年三月三十一日」と、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十五條第二項の規定による許可若しくは日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二條第二項の規定による認可」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第一号)第八條の規定による認可若しくは施行法附則第二十三條第八項の規定による認定」と、「同法第九條第一項」とあるのは「施行法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第九條第一項」と、「同法第十條第四項」とあるのは「施行法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十條第四項」と、「若しくは地方鉄道事業」とあるのは「若しくは鉄道事業」と、「大蔵省令」とあるのは「政令」と、「当該許可若しくは認可がされた日」とあるのは「日本国有鉄道法第五十三條」とあるのは「当該認可若しくは認定がされた日又は鉄道事業法第二十八條第一項」とする。

(国家公務員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 改革法第十一條第一項の規定により運輸大臣が指定する法人に使用される者(当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち第八十九條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下附則第十七條までにおいて「改正前の共済法」という。第二條第一項第一号に規定する職員に相当する者として国鉄共済組合(改正前の共済法附則第十四條の三第二項に規定する国鉄共済組合をいう。次条、附則第十六條及び附則第十八條において同じ。)の運営規則で定める者は、当該組合を組織する職員とみなして、改正前の共済法の規定を適用する。

2 前項の規定による改正前の共済法の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

び第六十四條の規定は、昭和六十二年以後における日本鉄道共済組合の長期給付に要する費用について適用し、同年度前において国鉄共済組合の長期給付に要する費用及び第九十六條の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための(次条において「改正前の昭和五十八年法律第八十二号」という。附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として日本国有鉄道が負担すべきであつた負担金の額と、同年度以後における日本鉄道共済組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九條第三項並びに改正後の昭和六十一年法律第五号附則第三十一條第一項及び第六十四條の規定により国が負担すべき額との調整に必要事項は、政令で定める。

2 国鉄共済組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、改正前の共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定の例により、施行日以後に係る日本鉄道共済組合の定款及び運営規則を定めるとともに日本鉄道共済組合の昭和六十二年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

2 第九十六條の規定による改正後の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五條及び改正後の昭和六十一年法律第五号附則第六十五條の規定は、日本鉄道共済組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をする場合には、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

2 施行日の前日において改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により改正前の共済法及び第九十條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされた日本国有鉄道に就く役員であつた者で、施行日に旅客鉄道会社等(改正後の共済法第一條第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等)をいう。以下この条において同じ。)の役員となつたものについては、その者が旅客鉄道会社等の役員として引き続き在職する間、改正後の共済法又は改正後の共済施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

4 国鉄共済組合の昭和六十一年年度の決算については、改正後の共済法第十六條の規定により日本鉄道共済組合が行うものとする。

2 施行日の前日において改正前の昭和五十八年法律第五号」という。附則第三十一條及

法律第八十二号附則第十六条第二項の規定により年金である給付が支給されていない日本国有鉄道の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が旅客鉄道会社等の役員として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十八条 この法律の施行の際に国鉄共済組合が保有する鉄道債券は、日本鉄道共済組合の積立金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項第三号に掲げる債券とみなす。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 この法律の施行前に第百四条の規定による改正前の戦傷病者特別援護法第二十三條第一項の規定により日本国有鉄道が行つた取扱ひに係る同条第三項の規定による鉄道及び連絡船の運賃の国の負担の方法その他の経過措置については、運輸大臣が定める。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日の前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五条の規定による改正前の児童手当法第七條第一項（同法附則第六條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は同法附則第六條第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始まる。

（漁港法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 この法律の施行前に第百六條の規定による改正前の漁港法第三十九條第四項の規定により日本国有鉄道が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、政令で定めるところにより、第百六條の規定による改正後の漁港法第三十九條第一項の規定により承継法人及び清算事業団のうち政令で定める者に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

（鉄道敷設法の廃止に伴う経過措置）

第二十二條 鉄道建設審議会の委員であつた者については、第百十條の規定による廃止前の鉄道敷設法第十條の規定は、なおその効力を有する。

（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第二十三條 第三條第一項の規定により旅客会社が鉄道事業法第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなされる鉄道の営業線のうち、この法律の施行前に第百十條の規定による廃止前の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第八條第二項の承認を受けたもの（以下この条において「特定地方交通線」という。）については、旧法第九條から第十一條までの規定は、施行日から起算して二年（昭和六十一年年度に旧法第八條第二項の承認を受けた特定地方交通線（以下この条において「昭和六十一年度承認線」という。）にあつては、二年六月）を経過する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九條第一項中「特定地方交通線」とあるのは「特定地方交通線（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第百号）以下「施行法」という。）附則第二十三條第一項に規定する特定地方交通線をいう。以下同じ。」と、「日本国有鉄道」とあるのは「関係旅客会社（施行法第三條第一項の規定により当該特定地方交通線について鉄道事業法（昭和六十一年法律第百号）第三條第一項の規定により

る第一種事業の免許を受けたものとみなされた旅客会社（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社）に関する法律（昭和六十一年法律第百号）第一條第一項に規定する旅客会社をいう。」と、同条第四項並びに旧法第十條第三項及び第四項並びに第十條中「日本国有鉄道」とあるのは「関係旅客会社」と、旧法第十條第一項中「会議開始希望日」とあるのは「会議開始希望日（施行法第十條の二の規定による廃止前の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五十五年法律第百十一号）第八條第六項の規定により経営改善計画において定められた会議開始希望日をいう。）」と、同条第三項中「日本国有鉄道法第五十三條」とあるのは「鉄道事業法第二十八條第一項」とする。

2 旧法第九條第一項の規定による特定地方交通線対策協議会及びこれに係る同条第二項に規定する会議は、それぞれ、当該特定地方交通線について前項の規定によりなおその効力を有することとされた同条第一項の規定による特定地方交通線対策協議会及びこれに係る同条第二項に規定する会議となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行前に特定地方交通線について旧法第十條第四項及び第十一條の規定により日本国有鉄道がした行為及び日本国有鉄道に対してなされた行為は、それぞれ、当該特定地方交通線について第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十條第四項及び第十一條の規定により旅客会社がした行為及び旅客会社に対してなされた行為とみなす。

4 清算事業団は、運輸省令で定めるところにより、旅客会社に対し、当該旅客会社が施行日から起算して二年（昭和六十一年度承認線にあつては、二年六月）を経過する日までの間の特定地方交通線の運営に要する費用に相当する金額を支払ふものとする。

5 清算事業団は、特定地方交通線の廃止（次に掲げる要件に該当するものに限る。以下この条

において同じ。）の円滑な実施を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一 その廃止について、この法律の施行前に旧法第九條第一項に規定する協議が行われ、又はこの法律の施行後に第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同条第一項に規定する協議が行われたものであること。

二 その廃止について、この法律の施行前に旧法第五十三條の規定による廃止の許可の申請若しくは旧法第十二條第二項の規定による貸借若しくは譲渡及び譲受の認可の申請が行われ、又は施行日から起算して二年（昭和六十一年度承認線にあつては、二年六月）を経過する日までの間に鉄道事業法第二十八條第一項の規定による廃止の許可の申請が行われたものであること。

三 施行日から起算して二年六月（昭和六十一年度承認線にあつては、三年）を経過する日までの間にその廃止が行われるものであること。

6 政府は、予算の範囲内において、清算事業団に対し、清算事業団が講ずる前項に規定する措置に要する費用を補助することができる。

7 政府は、予算の範囲内において、特定地方交通線の廃止をする場合に必要となる一般乗合旅客自動車運送事業又は鉄道事業を経営する者に対し、政令で定めるところにより、その事業の運営に要する費用を補助することができる。

8 旅客会社は、特定地方交通線の廃止をする場合において、これに代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業を経営しようとする者として運輸大臣が認定した者に対し、無償で、当該特定地方交通線に係る鉄道施設を貸し付け、又は譲渡するものとする。

9 この法律の施行前に日本国有鉄道が旧法第八條第二項の承認を受けた鉄道の営業線を廃止した場合において必要となつた一般乗合旅客自動車運送事業又は鉄道事業を経営する者に対するその事業の運営に要する費用に係る政府による

補助については、なお従前の例による。

10 第三条第一項の規定により旅客会社が鉄道事業法第三条第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなされる鉄道の営業線のうち、この法律の施行前に旧法第十二条第二項の規定によりその貸借又は譲渡及び譲受の認可がされたものについては、施行日において、運輸省令で定めるところにより、当該旅客会社に対し、鉄道事業法第三条第一項の規定による第三種鉄道事業の免許又は同法第二十八条第一項の規定による廃止の許可がされ、当該認可に係る貸付け又は譲渡を受ける者(次項において「貸付け等を受ける者」という。)に対し、同法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業又は第一種鉄道事業の免許及び同法第八条第一項の認可がされたものとみなす。

11 前項の場合において、旧法第十二条第六項の規定により適用される鉄道事業法附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法(大正八法律第五十二号、第十三項において「旧地方鉄道法」という。)の規定により貸付け等を受ける者がした行為及び貸付け等を受ける者に対してなされた行為は、それぞれ、鉄道事業法の相当規定により貸付け等を受ける者がした行為及び貸付け等を受ける者に対してなされた行為とみなす。

12 この法律の施行の際現に日本鉄道建設公団が旧法第十六条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて建設を行つてゐる鉄道施設については、日本鉄道建設公団は、この法律の施行後においても引き続きその建設を行うことができる。

13 この法律の施行前に旧法第十四条第一項の規定により旧地方鉄道法第十二条第一項の免許がされた鉄道の路線であつてこの法律の施行の際現に旧法第十六条第二項の規定による工事実施計画の指示が行われていないものについては、日本鉄道建設公団は、第十五項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十六条第二項の規定による工事実施計画の指示が行わ

れたときは、この法律の施行後においても当該鉄道の路線に係る鉄道施設の建設を行うことができる。

14 日本鉄道建設公団は、工事保留線(この法律の施行の際現に第百三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法第二十条第一項の規定による基本計画の指示を受けており、かつ、日本国有鉄道に對しその鉄道施設が貸し付けられていない鉄道の路線のうち、第十条第一項又は第十二条第二項の規定により旅客会社又は貨物会社が鉄道事業法第三条第一項の免許を受けたものとみなされた鉄道の路線及び改革法第二十四条第一項の規定によりその鉄道施設に係る資産が日本国有鉄道に承継された鉄道の路線以外のものをいう。以下この項において同じ。)のうち昭和六十四年三月三十一日(昭和六十一年度承認線に接続する工事保留線にあつては、同年九月三十日)までに運輸大臣が告示するものについては、次項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十六条第一項の規定による申出が同年九月三十日(昭和六十一年度承認線に接続する工事保留線にあつては、昭和六十五年三月三十一日)までにあり、かつ、同条第二項の規定による工事実施計画の指示が行われたときは、この法律の施行後においても当該鉄道の路線に係る鉄道施設の建設を行うことができる。

15 前三項に規定する鉄道施設については、旧法第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条第一号の鉄道施設の建設に係る地方鉄道法第十三条第一項の工事施行の認可を受けた地方鉄道業者」とあるのは「日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第 号)附則第二十三条第十二項から第十四項までの規定による鉄道施設の建設に係る鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)第八条第一項の工事の施行の認可を受けた鉄道事業者(旅客会社(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社)に関する法律(昭和六十一年法律第 号)第一条第一項に規定する旅客会社をいう。)及び日本貨物鉄道株式会社を除く。以下同じ。」と、同条第三項中「地方鉄道法第十三条第一項の工事施行の認可」とあるのは「鉄道事業法第八条第一項の工事の施行の認可」と、同条第四項中「及び地方鉄道業者」とあるのは「日本国有鉄道清算事業団及び鉄道事業者」とする。

16 第十二項から第十四項までの規定により日本鉄道建設公団の業務が行われる場合には、第百三十条の規定による改正後の日本鉄道建設公団法第十二条第三号中「第十九条第一項第一号若しくは第四号」とあるのは「第十九条第一項第一号若しくは第四号若しくは日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第 号)以下「施行法」という。)附則第二十三条第十二項から第十四項まで」と、同条第五号中「第十九条第一項第一号若しくは第四号」とあるのは「第十九条第一項第一号若しくは第四号若しくは施行法附則第二十三条第十二項から第十四項まで」と、同法第十九条第二項中「前項」とあるのは「前項及び施行法附則第二十三条第十二項及び第三十六條第一項中この法律」とあるのは「この法律又は施行法」と、同法第三十九條第二号中「第二十二條第二項」とあるのは「第二十二條第二項又は施行法附則第二十三條第十五項の規定によりなおその効力を有することとされる日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第百十一号)第十六條第二項」と、同法第四十二條第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに施行法附則第二十三條第十二項から第十四項まで」とする。

17 運輸大臣は、第四項の規定により運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(帝都高速度交通営団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 改革法附則第二項の規定の施行の時における帝都高速度交通営団(第五項において「営団」という。)に対する日本国有鉄道の持分(以下この条において「出資持分」という。)は、日本国有鉄道が清算事業団となつた後において清算事業団から適正な価額で政府に譲渡されるものとする。

2 政府は、清算事業団に対する貸付金の償還に代えて、清算事業団から当該出資持分を譲り受けることができる。

3 清算事業団は、出資持分の全部が政府に譲渡されるまでの間は、第百十六條の規定による改正後の帝都高速度交通営団法第五条第一項の規定にかかわらず、なお出資者とする。

4 清算事業団の出資持分の全部が政府に譲渡されるまでの間における資金運用部資金法(次項において「資金法」という。)第七条第一項及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定の適用については、前項の規定による清算事業団の出資持分は、政府の持分とみなす。

5 前項の場合において、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、営団を資金法第七条第一項第七号に規定する法人とみなす。

(通運事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現に第百十九條の規定による改正前の通運事業法(第三項において「旧法」という。)第二条第一項第一号、第二号又は第五号の行為を行う事業について通運事業の免許を受けている者は、施行日から六月間(次項の規定による届出をしたときは、その届出をした日までの間)は、第百十九條の規定による改正後の通運事業法(以下この条において「新法」という。)第二条第一項第一号の行為について新法第四条第一項の免許を受けないで、当

該事業を従前の例により引き続き営むことができる。

2 前項に規定する者は、施行日から六月を経過する日までに、運輸省令で定めるところにより、新法第二條第一項第一号の行為を行う事業を営む旨地方運輸局長に届け出たときは、同号の行為を行う事業について新法第四條第一項の免許を受けたものとみなす。

3 旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の経営する航路(運輸大臣が指定するものに限る。)であつて改革法第二十一條の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、経営する連絡船事業に係るものについては、新法第二條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(港灣法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 この法律の施行前に第二百二十條の規定による改正前の港灣法(以下この条において「旧法」という。)第三十七條第三項(旧法第四十三條の八第四項及び第五十六條第三項において準用する場合を含む。)において読み替えられた旧法第三十七條第一項の規定により日本国有鉄道が港灣管理者の長、運輸大臣又は都道府県知事とした協議に基づく行為は、政令で定めるところにより、第二百二十條の規定による改正後の港灣法(次項において「新法」という。)第三十七條第一項、第四十三條の八第二項又は第五十六條第一項の規定により、承継法人及び清算事業団のうち政令で定める者に対して港灣管理者の長、運輸大臣又は都道府県知事がした許可に基づく行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十八條の二第九項又は第五十六條の三第三項の規定により日本国有鉄道が港灣管理者の長又は都道府県知事に対してした通知は、政令で定めるところにより、新法第三十八條の二第一項若しくは第四項又は第五十六條の三第一項の規定により、承継

法人及び清算事業団のうち政令で定める者が港灣管理者の長又は都道府県知事に対してした届出とみなす。

(港灣運送事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の経営する航路(運輸大臣が指定するものに限る。)であつて改革法第二十一條の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、経営する連絡船事業に係るものの船舶により運送される貨物については、第二百十一條の規定による改正後の港灣運送事業法第二條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(内航海運事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の経営する連絡船事業(運輸大臣が指定するものに限る。)の用に供する船舶であつて改革法第二十一條の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、経営する連絡船事業に係るものについては、第二百二十三條の規定による改正後の内航海運事業法第二條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 この法律の施行前に第二百二十七條の規定による改正前の海岸法第十條第二項又は第十三條第二項の規定により日本国有鉄道が海岸管理者にした協議に基づく占有若しくは行為又は工事は、政令で定めるところにより、第二百二十七條の規定による改正後の海岸法第七條第一項若しくは第八條第一項又は第十三條第一項の規定により承継法人及び清算事業団のうち政令で定める者に対して海岸管理者がした許可又は承認に基づく占有若しくは行為又は工事とみなす。

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の経営する連絡船事業(運輸大臣が指定するものに限る。)の用に供する船舶であつて改革法第二十一條の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、経営する連絡船事業に係るものについて

は、第二百二十八條の規定による改正後の内航海運組合法第二條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公団法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 この法律の施行の際現に日本鉄道建設公団が第三百十條の規定による改正前の日本鉄道建設公団法(以下この条において「旧法」という。)第二十三條第一項の規定により日本国有鉄道に対し貸し付けている鉄道施設(改革法第二十四條第一項の規定により、当該鉄道施設に係る資産が日本国有鉄道に承継されるものを除く。)については、この法律の施行の際において、第三百十條の規定による改正後の日本鉄道建設公団法(以下この条において「新法」という。)第二十三條第一項の規定により、第三條第一項又は第十二條第一項の規定により当該鉄道施設に係る鉄道の営業線について鉄道事業法第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなされる旅客会社又は貨物会社に対し貸し付けられたものとする。この場合には、当該鉄道施設に係る旧法第二十一條第一項の認可を受けた工事実施計画は、新法第二十二條第二項の規定により運輸大臣が定め、指示した工事実施計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に日本鉄道建設公団が旧法第二十一條第一項の規定による工事実施計画の認可を受けて建設を行つていた鉄道施設(改革法第二十四條第一項の規定により、当該鉄道施設に係る資産が日本国有鉄道に承継されるものを除く。)であつて第十條第一項又は第十二條第二項の規定により旅客会社又は貨物会社が鉄道事業法第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなされる鉄道の路線に係るものについては、当該旅客会社又は貨物会社が新法第二十二條第一項の規定による申請を行い、日本鉄道建設公団が同条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて建設を行つていたものとみなす。この場合には、当

該鉄道施設に係る旧法第二十一條第一項の認可を受けた工事実施計画は、新法第二十二條第二項の規定により運輸大臣が定め、指示した工事実施計画とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第二十三條第一項の規定によりその鉄道施設が日本国有鉄道に対し貸し付けられている国鉄新線であつて、改革法第二十四條第一項の規定により日本国有鉄道が当該国鉄新線に係る鉄道施設に係る資産を承継することとされているものについては、この法律の施行の際現に旧法第二十一條第一項の規定による工事実施計画の変更の認可を受けて鉄道施設の建設が行われていた場合には、日本鉄道建設公団は、この法律の施行後も引き続きその建設を行うことができる。この場合には、第三條第一項又は第十二條第一項の規定により当該鉄道施設に係る鉄道の路線について鉄道事業法第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなされる旅客会社又は貨物会社は、当該鉄道施設の変更について鉄道事業法第二十二條第一項の認可を受けたものとみなす。

4 前項の場合には、新法第四十二條第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは、「第十九條第一項及び第二項並びに日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第 号)附則第三十一條第三項」とする。

5 第三項の規定により建設された鉄道施設に係る日本鉄道建設公団の資産並びに権利及び義務の承継については、政令で定める。

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 この法律の施行前に第三百二十二條の規定による改正前の全国新幹線鉄道整備法(以下この条において「旧法」という。)の規定により決定され、又は変更された基本計画及び整備計画は、第三百三十二條の規定による改正後の全国新幹線鉄道整備法(以下この条において「新法」という。)の規定により決定され、又は変更され

た基本計画及び整備計画とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、改革法第二十四条第一項第二号に掲げる鉄道施設に係る建設線については、旧法の規定により決定され、又は変更された基本計画及び整備計画は、この法律の施行の時にあって、その効力を失う。

3 この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による指示を受けて日本鉄道建設公団が行つてゐる調査は、新法第五條第一項の規定により日本鉄道建設公団が指名及び指示を受けて行つてゐる調査とみなす。

4 この法律の施行前に旧法の規定により決定され、又は変更された整備計画に係る建設線(第二項に規定するもの及びこの法律の施行の際現に営業を行つてゐる区間に係るものを除く。)については、それぞれ、承継計画において定めるところにより、旅客会社に対し新法第六條第一項の規定による営業主体の指名が行われたものとみなす。

5 前項に規定する建設線のうち旧法第八條の規定により日本国有鉄道に対し建設の指示が行われたものについては、それぞれ、同項の旅客会社に対し新法第六條第一項の規定による建設主体の指名及び新法第八條の規定による建設の指示が行われたものとみなす。

6 前項の規定にかかわらず、新幹線鉄道保有機構法附則第七條第一項の規定により新幹線鉄道保有機構(以下この項において「機構」という。)が建設を行つたものとされた建設線の区間については、機構の成立の時にあって、機構に対し新法第六條第一項の規定による建設主体の指名及び新法第八條の規定による建設の指示が行われたものとみなす。この場合において、新法第十四條第二項中「日本鉄道建設公団以外」とあるのは「日本鉄道建設公団及び新幹線鉄道保有機構以外」と、「日本鉄道建設公団である場合」とあるのは「日本鉄道建設公団又は新幹線鉄道保有機構である場合」とする。

7 第四項に規定する建設線のうち旧法第八條の

規定により日本鉄道建設公団に対し建設の指示が行われたものについては、それぞれ、日本鉄道建設公団に対し新法第六條第一項の規定による建設主体の指名及び新法第八條の規定による建設の指示が行われたものとみなす。

8 第四項に規定する建設線についてこの法律の施行前に日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団が行つた旧法第九條第一項の規定による工事実施計画の認可の申請及びこれらの者に対しされた同項の規定による工事実施計画の認可は、それぞれ、前三項の規定により建設主体の指名が行われたものとみなされた者がこれらの規定により建設の指示が行われたものとみなされた建設線の区間について行つた新法第九條第一項の規定による工事実施計画の認可の申請及びこれらの者に対しされた同項の規定による工事実施計画の認可とみなす。

9 この法律の施行後における全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第八十四号)附則第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する全国新幹線鉄道整備法の規定には、新法の規定が含まれるものとする。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 第三百三十三條の規定による改正前の本州四国連絡橋公団法(次項において「旧法」という。)第三十一條第一項の認可を受けた工事実施計画は、第三百三十三條の規定による改正後の本州四国連絡橋公団法(次項において「新法」という。)第三十一條第一項の認可を受けた工事実施計画とみなす。

2 この法律の施行前に本州四国連絡橋公団が旧法第三十一條第一項の認可を受けた工事実施計画(第十條第一項の規定により旅客会社が鉄道事業法第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなされる鉄道の路線に係るものを除く。)であつて道路及び鉄道施設の共用に供する橋その他の工作物に係るものを

変更しようとする場合には、当該工事実施計画に係る鉄道の路線について鉄道事業法第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許があるまでの間は、新法第三十一條第三項中「道路管理者又は当該工事実施計画に係る鉄道の路線について鉄道事業法(昭和六十一年法律第

号)第三條第一項の規定による第一種鉄道事業の免許を受けた鉄道事業者」とあるのは、「道路管理者」とする。この場合には、同法第四項の規定は、適用しない。

(石油パイプライン事業法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 第三百三十四條の規定による改正後の石油パイプライン事業法附則第三條の規定の適用については、同条中「日本国有鉄道法」とあるのは「日本国有鉄道が日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第

号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法」と、「日本国有鉄道の規定により当該事業を引き継いだ承継法人」とする。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五條 第三百三十五條の規定による改正後の本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の規定は、この法律の施行の際現に日本国有鉄道の経営する本州と四国を連絡する航路に係る連絡船事業であつて改革法第二十一條の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、経営するものと及びその関連事業については、適用しない。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六條 この法律の施行前にした第四百四十一條の規定による改正前の電波法第二百二條の第二項第六号の規定による伝搬障害防止区域の指定又は同法第二百二條の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四百四十一條の規定による改

正後の電波法第二百二條の二第二項第六号又は第二百二條の五第一項の規定により伝搬障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七條 この法律の施行前に日本国有鉄道がした行為についての第四百四十四條の規定による改正前の公共企業体等労働関係法(次項において「公労法」という。)第二百五條の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に所属している日本国有鉄道とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に日本国有鉄道と組合とが締結した協定であつて公労法第十六條第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした日本国有鉄道と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五條ただし書に該当するものに関する公労法第三章(第十二條を除く。)第二十五條の六第一項及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八條 この法律の施行前に地方鉄道業者がした事業の認定の申請につきその事業の認定に関する処分を行う機関については、第五百五十七條の規定による改正後の土地収用法第十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 この法律の施行前に第五百五十八條の規定による改正前の道路法第三十五條の規定により日本国有鉄道が道路管理者として協議に基づき占用は、政令で定めるところにより、第五百五十八條の規定による改正後の道路法第三十二條第一項及び第三項の規定により承継法人及び清算事業団のうち政令で定める者に対して道路

管理者がした許可に基づく占用とみなす。
(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 この法律の施行前に第六十条の規定による改正前の都市公園法第九條の規定により日本国有鉄道が公園管理者とした協議に基づく

占用は、政令で定めるところにより、第六十條の規定による改正後の都市公園法第六條第一項及び第三項の規定により承継法人及び清算事業団のうち政令で定める者に対して公園管理者がした許可に基づく占用とみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項第一号中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道清算事業団」に改める。

第七十二条の四第一項第二号中「日本国有鉄道」を削り、「社会福祉・医療事業団」の下に「日本国有鉄道清算事業団」を加える。

第七十二条の五第一項第七号中「及び新エネルギー総合開発機構」を、「新エネルギー総合開発機構及び新幹線鉄道保有機構」に改める。

第七十二条の四十八第三項及び第九項中「地方鉄道事業」を「鉄道事業」に改める。

第二十五部 日本国有鉄道改革に関する特別委員会会議録第二号(その二) 昭和六十一年十月三十日

第七十三条の四第一項第一号中「日本国有鉄道」を削り、同項第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 日本国有鉄道清算事業団が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの
一の四 新幹線鉄道保有機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

第二百九十六条第一項第一号中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道清算事業団」に改める。
第三百四十八条第二項中、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二条第七項の規定の適用がある場合を除き」を削り、同項第二号中「日本国有鉄道」を削り、同項第二号の五中「地方鉄道法(大正八十八年法律第五十二号)」を「鉄道事業法(昭和六十一年法律第 号)第七条第一項に規定する鉄道事業者」に、「の規定による地方鉄道事業者又は」を「第四条に規定する」に、「地方鉄道事業」を「鉄道事業」に、「トンネル」を「トンネルで政令で定めるもの」に改め、同項第二号の六中「地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道事業者又は軌道事業者が」を削り、「設置する」を「設置された鉄道事業者又は軌道事業者の用に供する」に改め、「これらに類する踏切道及び踏切保安装置として政令で定めるものを含む」を削り、同項第二号の七中「地方鉄道法若しくは軌道法の規定による」を削り、「地方鉄道若しくは」を「鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く)若しくは既設の」に、「これに類する立体交差化施設として政令で定めるものを含む」を「で政令で定めるもの」に、「既設の立体交差化施設を」既設の立体交差化施設で政令で定めるもの」に改め、同項第二号の八中「地方鉄道法又は」を「鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは」に、「の規定による地方鉄道事業者又は」を「第四

条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「地方鉄道事業者又は軌道事業者の用に供するため所有する」を「所有する鉄道事業者又は軌道事業者の用に供する」に、「自治省令」を「政令」に改め、同項第二十七号を次のように改める。
二十七 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第 号)附則第二十三条第二項に規定する鉄道施設、同条第十三項に規定する鉄道の路線に係る鉄道施設又は同条第十四項に規定する工事保留線に係る鉄道施設の建設の用に供するため取得した土地で自治省令で定めるもの
第三百四十八条第二項に次の二号を加える。
三十四 日本国有鉄道清算事業団が直接その本来の事業の用に供するため所有する固定資産で政令で定めるもの
三十五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第 号)第一条第一項に規定する旅客会社が所有する専ら皇室の用に供する車両で政令で定めるもの
第三百四十九条の三第二項中「地方鉄道法又は」を「鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは」に、「の規定による地方鉄道事業者又は」を「第四条に規定する」に、「が新たに営業路線を開業するために敷設した地方鉄道」を「又は日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団若しくは新幹線鉄道保有機構が新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下本項において同じ)」に、「営業路線の増設又は日本国有鉄道その他の政令で定める団体が施行する鉄道新線その他のこれに準ずる施設に係る事業で政令で定めるものにより必要を生じた線路の地下移設若しくは高架移設をするために敷設した地方鉄道」を「又は営業路線の線路の増

設をするために敷設した鉄道」に、「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同条第十二項中「地方鉄道法」を「鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者」に、「の規定による地方鉄道事業者又は」を「第四条に規定する」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。
13 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道の路線のうち、東北新幹線及び上越新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道(鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下本項において同じ)に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構造物(営業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔の拡張又は営業路線の線路の増設をするために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構造物を含む)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条又は第二項の規定にかかわらず、当該構造物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構造物の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構造物の価格の三分の一の額とする。
14 本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるもの又は本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものに係る償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産の価格の六分の一の額(第一項又は第二項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の六分の一の額)とする。
第三百四十九条の三第十五項中「地方鉄道法又は」を「鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは」に、「の規定による地方鉄道事業者又は」を「第四条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「地方鉄道

条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「地方鉄道

条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「地方鉄道

条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「地方鉄道

条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「地方鉄道

条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「地方鉄道

又は「を」を「鉄道(鉄道事業法第二條第六項に規定する専用鉄道を除く。又は「を」に改め、同条第二十二項中「地方鉄道又は」を「鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者若しくは」に、「の規定による地方鉄道事業者又は」を「第四条に規定する」に改め、「軌道事業者」の下に「又は日本鉄道建設公団若しくは新幹線鉄道保有機構」を加え、「敷設した地方鉄道」を「敷設した鉄道(鉄道事業法第二條第六項に規定する専用鉄道を除く。以下本項において同じ。)」に、「地方鉄道」を「鉄道」に改め、同条第二十三項を次のように改める。

23 日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三條第八項の規定により旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一條第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三條第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者又は日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第 号)附則第十三條第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合に、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第一項、第二項又は第十五項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

第四百八十九條第十二項中「日本国有鉄道又は地方鉄道若しくは」を「鉄道事業法第十三條第一項に規定する鉄道事業者又は」に、「の規定の適用を受ける地方鉄道事業者若しくは」を「第四条に規定する」に、「運輸事業を」を「鉄道事業又は軌道事業」に改める。

第五百八十六條第二項第二十六号中「同条第

八号」を「同条第七号、第七号の四」に改め、同項第二十七号の二を次のように改める。

第二十七の二 削除

第五百八十六條第二項第二十八号中、第五号の三を「及び第五号の三」に改め、「及び第二十七号の二」を削り、同項第二十九号中「第二十三号の下に、第二十六号」を加える。

第七百條の六第三号中「日本国有鉄道、地方鉄道事業を」を「鉄道事業」に、「日本国有鉄道にあつては」を「日本貨物鉄道株式会社にあつては」に改める。

第七百一條の三十四第三項第二十四号中「地方鉄道法」を「鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者」に、「の規定による地方鉄道事業者又は」を「第四条に規定する」に改める。

第七百二條第二項中「第十三項、第十四項」を削る。

第七百四條第一項中、「日本国有鉄道」を削る。

附則第十條第二項中「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二條第一項の規定により日本国有鉄道から同法第八條第二項の承認を受けた鉄道の営業線」を「日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三條第八項の規定により旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一條第一項に規定する旅客会社から日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三條第一項に規定する特定地方交通線」に、「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県は、日本国有鉄道清算事業団法附則第十三條第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団から同項各号に掲げる鉄道施設で政令で定めるものを無償で譲渡を受けた場合における当該施設の取得に対しては、当該取得が昭和六十二年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの間に行われたときに限

り、不動産取得税を課することができない。

附則第十五條第十八項中「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第八條第六項」を「日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三條第一項」に改め、「同条第二項に規定する」を削り、「又は同法第十二條第一項に規定する地方鉄道業」を「(道路運送法第三條第二項第一号の一般乗合旅客自動車運送事業をいう。又は鉄道事業)に、「同法第二十四條第二項」を「日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三條第六項」に、「日本国有鉄道の」を「日本国有鉄道清算事業団の」に、「昭和五十六年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」を「昭和六十二年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に、「又は地方鉄道業」を「又は鉄道事業」に改め、同条第十九項を次のように改める。

19 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社)に関する法律第一條第一項又は第二項に規定する旅客会社又は貨物会社を除くが昭和六十二年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に取得した第三百四十九條の三第二十三項に規定する固定資産のうち、昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下本項及び附則第十五條の三第一項において「国鉄関連改正法」という。第二條の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下本項、次条第一項及び附則第十五條の三第四項において「旧交付金法」という。附則第十七項から第二十項までの規定(地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)附則第十六條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び国鉄関連改正法によることとされる場合及び国鉄関連改正法附則第十三條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。以下本

項及び次条第一項において同じ)の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二又は第三百四十九條の三第二十三項の規定にかかわらず、旧交付金法附則第十七項から第二十項までの規定による算定方法に準じ、自治省令で定めるところにより算定した額とする。

附則第十五條の二中「前条」を「前三條」に、「当該固定資産の価格に同条に定める率を乗じて得た金額」を「これらの規定により固定資産税の課税標準とされる額」に改め、同条を附則第十五條の四とし、附則第十五條の次に次の見出し及び二條を加える。

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例)

第十五條の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において旧交付金法附則第十七項から第二十項までの規定の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二又は第三百四十九條の三第一項、第二項、第十二項、第十三項、第十五項若しくは第二十二項の規定にかかわらず、旧交付金法附則第十七項から第二十項までの規定中「第四条第五項の額」とあるのは「第三條第二項の価格」と読み替えた場合におけるこれらの規定による算定方法に準じ、自治省令で定めるところにより算定した額とする。

二 日本鉄道建設公団が所有し、かつ、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律第一条第一項又は第二項に規定
する旅客会社又は貨物会社に有償で貸し付
けた鉄道施設の用に供する固定資産のう
ち、昭和六十二年三月三十一日において日
本国有鉄道に有償で貸し付けていたもの

2 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株
式会社又は九州旅客鉄道株式会社が所有し、
又は日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律
第三号）第十九条第一項第五号の規定に基づ
き借り受け、若しくは本州四国連絡橋公団法
（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九条第
一項第三号の規定に基づき利用する固定資産
のうち、直接その本来の事業の用に供する固
定資産で政令で定めるものに対して課する固
定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三
百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百
二条第一項の規定にかかわらず、昭和六十
四年度から昭和七十一年度までの各年度分の固
定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資
産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標
準となるべき価格の二分の一の額（第三百四
十九条の三第一項、第二項、第十二項、第十
四項、第十五項若しくは第二十二項又は前項
の規定の適用を受ける固定資産にあつては、
これらの規定により課税標準とされる額の二
分の一の額）とする。

第十五条の三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物
鉄道株式会社に関する法律第一条第一項若し
しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物
会社又は新幹線鉄道保有機構が所有する日
本国有鉄道改革法第二十二條の規定により日
本国有鉄道から承継した固定資産で政令で定
めるもの（昭和六十二年三月三十一日におい
て国鉄関連改正法第一条の規定による改正前
の地方税法（以下本条において「旧地方税法」と
いう。）第三百四十八條第二項第二号又は第
二百七十七條の規定の適用があつた固定資産に限
る。）に対して課する固定資産税又は都市計画
税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四
十九条の二又は第七百二条第一項の規定にか
かわらず、昭和六十四年度から昭和七十一年
度までの各年度分の固定資産税又は都市計画
税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又
は都市計画税の課税標準となるべき価格の二
分の一の額（前条の規定の適用を受ける固定
資産にあつては、同条の規定により課税標準
とされる額の二分の一の額）とする。

2 日本国有鉄道改革法第二十一條第一項の規定
による指定を受けた法人で電気通信に関する
業務を行うものが所有する同法第二十二條の
規定により日本国有鉄道から承継した償却資
産のうち、電気通信事業法第六條第二項に規
定する電気通信回線設備で政令で定めるもの
に対して課する固定資産税の課税標準は、第
三百四十九条の二の規定にかかわらず、昭和
六十四年度から昭和六十八年度までの各年度
分の固定資産税に限り、当該電気通信回線設
備に係る固定資産税の課税標準となるべき価
格の二分の一の額とする。

3 日本国有鉄道改革法等施行法第二十一條第
二項の規定による承認を受けた同項の計画に
従い同法第二十四條に規定する旅客会社が
一般自動車運送事業の経営の分離を行つた場
合における当該一般自動車運送事業の経営を
行う者が政令で定めるものが所有する当該旅
客会社から取得した固定資産（当該旅客会社
が日本国有鉄道改革法第二十二條の規定によ
り日本国有鉄道から承継したもので、昭和六
十二年三月三十一日において旧地方税法第三
百四十八條第二項第二号の規定の適用があつ
たものに限る。）のうち、当該一般自動車運送
事業の用に供する固定資産で政令で定めるも
のに対して課する固定資産税又は都市計画税
の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十
九条の二又は第七百二条第一項の規定にかか
らず、昭和六十四年度から昭和七十一年度
までの各年度分の固定資産税又は都市計画税
に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は
都市計画税の課税標準となるべき価格の二分
の一の額とする。

4 日本鉄道建設公団が所有する固定資産のうち、
昭和六十二年三月三十一日において旧地
方税法第三百四十九条の三第三項又は旧交
納付金法第二条第七項の規定の適用があつた
固定資産（前条第二項の規定の適用を受ける
ものを除く。）で政令で定めるものに対して課
する固定資産税又は都市計画税の課税標準
は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又
は第七百二条第一項の規定にかかわらず、昭
和六十四年度から昭和七十一年度までの各年
度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当
該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税
の課税標準となるべき価格の二分の一の額
（前条第一項の規定の適用を受ける固定資産
にあつては、同項の規定により課税標準とさ
れる額の二分の一の額）とする。

5 本州四国連絡橋公団が所有する固定資産の
うち、昭和六十二年三月三十一日において旧
地方税法第三百四十九条の三第十四項の規定
の適用があつた土地及び家屋（前条第二項の
規定の適用を受けるものを除く。）で政令で定
めるものに対して課する固定資産税又は都市
計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第
七百二条第一項の規定にかかわらず、昭和六
十四年度から昭和七十一年度までの各年度分
の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固
定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課
税標準となるべき価格の二分の一の額とす
る。

附則第二十八條第一項及び第三項中「附則第
十五條の二」を「附則第十五條の四」に改める。
附則第三十條の三の次に次の一条を加える。
（電気税の非課税）
第三十條の四 市町村は、旅客鉄道株式会社及
び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条
第一項に規定する旅客会社（第四百八十九条
第十二項の規定に該当するものを除く。）が直
接一般交通のための旅客の運送の用に使用す
る電気に対しては、昭和七十二年五月三十一
日まで限り、第四百八十六條第一項の規定
にかかわらず、電気税を課することができな
い。

附則第三十二條第二項中「日本国有鉄道経営
再建促進特別措置法第八條第六項」を「日本国有
鉄道改革法等施行法附則第二十三條第一項」に
改め、「同条第二項に規定する」を削り、「一般
乗合旅客自動車運送事業の下に（道路運送法
第三條第二項第一号の一般乗合旅客自動車運送
事業をいう。）を加え、「同法第二十四條第二
項」を、「日本国有鉄道改革法等施行法附則第二
十三條第六項に、「日本国有鉄道の」を「日本国
有鉄道清算事業団の」に、「昭和六十二年三月三
十一日まで」を「昭和六十二年四月一日から昭和
六十五年三月三十一日までの間に改める。

附則第三十二條の三第一項中「次項及び次条」
を「以下次条まで」に改め、同条第三項中「次条
第一項から第三項まで」を「次条に、「以下第七
項まで」及び「次項から第七項まで」を「以下次
条まで」に改める。

附則第三十二條の三の二第四項中「前三項」を
「前各項」に改め、「事業に係る」を削り、同項
を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項
を加える。

4 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会
社に關する法律第一条第一項又は第二項に規
定する旅客会社又は貨物会社（次項において
「旅客会社等」という。）がその本来の事業の用
に供する施設で政令で定めるものに係る事業
所等において行つた事業に対して課する事業に
係る事業所税のうち資産割又は従業者割の課
税標準となるべき事業所床面積又は従業者給
与総額の算定については、昭和七十二年三月
三十一日まで終了する事業年度分に限り、
当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積

又は従業者給与総額(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ)から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ二分の一(北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(次項において「北海道旅客会社等」という。)にあつては、四分の三)を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

5 事業所用家屋で前項に規定する施設に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う旅客会社等が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が昭和七十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く)から当該面積の二分の一(北海道旅客会社等にあつては、四分の三)に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十八条第七項中「附則第十五条の二を「附則第十五条の四」に、「前条」を「前三条」に改め、「同一」とあるのは「これらの規定」とに改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国有資産等所在市町村交付金法
第一条第五号ただし書を削る。
第二条の見出し中「又は納付金の納付」を削る

り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号及び第三号」を「前項第一号及び第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削る。

第三条の見出し中「又は納付金額」を削り、同条第一項中「又は市町村納付金」として納付すべき金額(以下「納付金額」という。)を削り、「交付金算定標準額又は納付金算定標準額にそれぞれ」を「交付金算定標準額」に改め、同条第二項中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第四項を削る。

第四条の見出し中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第五項を削る。

第五条の見出し中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第一項本文中「若しくは地方公共団体又は日本国有鉄道」を「又は地方公共団体に改め、「若しくは日本国有鉄道」及び「日本国有鉄道が所有する鉄道の用に供する償却資産で自治省令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ」を削り、「交付し、又は市町村納付金を納付すべき」を「交付すべき」に「本条及び次条において」を「この条及び次条において」に改め、「又は納付金算定標準額」及び「日本国有鉄道が所有する償却資産にあつては、当該合計額と日本国有鉄道が所有する固定資産税を課される償却資産(地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下本条において同じ)で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額(同法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下本条において同じ)の合計額との合算額とする。」を削り、「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本国有鉄道が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額

を超えるときは、当該合算額の十分の四の額(以下本条、次条及び第十六条第二項を「とす。以下この条及び次条に、「交付し、又は市町村納付金を納付する」を「交付する」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「(以下本項において「前年度の基準財政収入額」という。))及び「又は市町村納付金」を削り、「本項において同じ」を「この項において同じ」を削り、「又は納付されるべき市町村納付金」を削り、「日本国有鉄道が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と日本国有鉄道が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の収入見込額(地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下本項において同じ)との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と日本国有鉄道が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の収入見込額との合計額を加算した額とする。以下本項を「以下この項」に、「基準財政需要額(以下本項を「基準財政需要額(以下この項」に改め、「又は納付金算定標準額」を削り、同条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、「以下第十六条第二項において同じ」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

を削り、同条第六条を第七条とする。

第五条の二の見出し中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体又は日本国有鉄道」を「又は地方公共団体に改め、「若しくは日本国有鉄道」を削り、「交付し、又は市町村納付金を納付すべき」を「交付する」に改め、「又は納付金算定標準額」を削り、「交付し、又は市町村納付金を納付する」を「交付する」に「本条及び次条において」を「この条及び次条において」に改め、「又は納付されるべき市町村納付金」を削り、「日本国有鉄道が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と日本国有鉄道が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の収入見込額(地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下本項において同じ)との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と日本国有鉄道が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の収入見込額との合計額を加算した額とする。以下本項を「以下この項」に、「基準財政需要額(以下本項を「基準財政需要額(以下この項」に改め、「又は納付金算定標準額」を削り、同条第四項中「第六条」を「第七条」に改め、「以下第十六条第二項において同じ」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

改め、「若しくは日本国有鉄道」を削り、「交付し、又は市町村納付金を納付すべき」を「交付すべき」に、「本項」を「この項」に改め、「又は納付金算定標準額」を削り、「交付し、又は市町村納付金を納付する」を「交付する」に、「本条及び次条において」を「この条」に、「又は市町村納付金に限り」を「に限り」に改め、「ただし書を除く」を削り、同条を第六条とする。

第十三条の見出し中「又は納付金の納額告知」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の納付金納額告知書」を「それぞれ」及び「又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第十一条とする。

第十四条の見出し中「又は納付金の納付」を削り、同条第二項を削り、同条を第十二条とする。

第十五条の見出し中「又は納付金額」を削り、同条第一項本文中「若しくは地方公共団体の長又は日本国有鉄道」を「又は地方公共団体の長」に改め、「又は納付金額」を削り、「それぞれ第十三条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金納額告知書」を「第十一条第一項の交付金交付請求書」に改め、「又は当該納付金納額告知書に記載された納付金額」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「又は納付金額」を削り、「若しくは錯誤があると認めるとき、又は固定資産の価格等の決定の異議の申出について自治大臣が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、交付金交付請求書」を「又は錯誤があると認めるときは、第十三条第一項の交付金交付請求書」に改め、「又は納付金納額告知書に記載された納付金額」を削り、同条を第十三条とする。

第十六条の見出し中「又は納付金の納付」を削り、同条第一項中「第五条の二」を「第六条」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を削る

り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、毎年二月末日までに、日本国有鉄道及び当該償却資産の所在地の市町村長に」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六條、第八條、第九條、第十三條第一項及び第三項、第十四條第一項、前条並びに第二十條の規定は、第七條から第九條まで、前三條及び第十八條の規定は、」に改め、「第三條第一項、第十三條第二項及び第三項、第十四條第二項、前条並びに第二十條の規定は第二項の都道府県納付金の納付について」を削り、同項を同条第四項とし、同条を第十四條とする。

第二十條第二項を削り、同条を第十八條とする。
第二十一條を削る。
第二十一條の二第二項中「第六條」を「第七條」に、「第十三條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十四條第一項」を「第十二條」に、「行ない」を「行い」に改め、同条を第十九條とする。
第二十一條の三中「第二十條」を「第十八條」に改め、同条を第二十條とする。
第二十一條の四中「又は納付金算定標準額」を削り、同条第二項中「又は納付金額」を削り、同条を第二十一條とする。
第二十二條中「又は納付金額」及び「又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手続」を削る。
附則第十五項中「第十六條第五項」を「第十四條第四項」に改める。
附則第十六項から第二十一項までを削る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
第二条 昭和六十二年四月一日（以下「施行日」という。）前の第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三條の四第一項及び旧法附則第十條第二項に規定する不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
第三条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三百四十八條第二項第二号、第二号の五から第二号の八まで及び第二十七號の規定は、昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十二年までの固定資産税については、なお従前の例による。
2 新法第三百四十八條第二項第三十四號及び第三十五號の規定は、昭和六十四年度以後の年度

分の固定資産税について適用する。
3 新法第三百四十九條の三第二項、第十五項又は第二十二項の規定は、施行日以後に敷設されたこれらの規定に規定する償却資産に對して課する昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第二項、第十五項又は第二十二項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
4 新法第三百四十九條の三第三項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する車両に對して課する昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第三項に規定する車両に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
5 新法第三百四十九條の三第三項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する構築物に對して課する昭和六十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
6 旧法第三百四十九條の三第三項の規定は、同項に規定する土地に對して課する昭和六十三年年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十三年年度分の固定資産税に限り、同項中「第十九條第一項第一号」とあるのは「第十九條第一項第四号」と、「第三百四十八條第二項第二十七號に掲げる土地を除く」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第 号）第一条第一項に規定する旅客会社に貸し付けることとされているものに限り」とする。
7 新法第三百四十九條の三第十四項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
8 旧法第三百四十九條の三第十四項に規定する固定資産に對して課する昭和六十三年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 新法第三百四十九條の三第二十三項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する固定資産に對して課する昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用する。
10 旧法第三百四十九條の三第二十三項の規定は、施行日前に取得された同項に規定する固定資産に對して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
11 旧法附則第十五條第十八項の規定は、昭和五十六年四月一日から施行日の前日までの間に取得された同項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
12 旧法附則第十五條第十九項の規定は、施行日前に取得された同項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「昭和六十一年三月三十一日」とあるのは「昭和六十二年三月三十一日」と、「第三百四十九條の三第二十三項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）以下本項において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十九條の三第二十三項」と、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは「国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」と、「地方税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十八號）附則第二十五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交付金法附則第十六項の表の第一号及び第三号の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二號）附則第二十一條第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交付金法附則第十八項の表の第五号の規定」とあるのは「国鉄関連改正法附則第十三條第二項の規定によりなおその効力を有することと

る。
第十九條第一項中「同条同項第一号若しくは第四号」を「同項第一号若しくは第四号」に、「第五條の二」を「第六條」に、「第十六條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十七條とする。

第十八條中「法律の定」を「法律の定め」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第十六條とする。

第十九條第一項中「同条同項第一号若しくは第四号」を「同項第一号若しくは第四号」に、「第五條の二」を「第六條」に、「第十六條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十七條とする。

第二十五部 日本国有鉄道改革に関する特別委員会會議録第二号(その二) 昭和六十一年十月三十日 【参議院】

される場合」と、及び第三百四十九条の三第二十三項とあるのは「の規定及び国鉄関連改正法附則第三十項の規定によりなお効力を有することとされる国鉄関連改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二十三項」とする。

13 新法附則第十五条の二第一項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(日本国有鉄道に係る固定資産税又は都市計画税の非課税措置等の廃止に伴う経過措置)

第四条 市町村は、昭和六十三年年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、日本国有鉄道清算事業団若しくは日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第 号)第十一條第二項に規定する承継法人又は日本鉄道建設公団その他政令で定める者が所有する固定資産のうち、施行日の前日において旧法第三百四十八条第一項第二号(日本国有鉄道に係る部分に限る。)又は第二十七号の規定の適用があつた固定資産(これらの者が施行日以後に取得し、かつ、日本国有鉄道改革法附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第三条に規定する業務に類する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものを含む。)に対しては、第三百四十二條又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

(電気税に関する経過措置)

第五条 新法第四百八十九條第十二項の規定は、施行日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用し、施行日前に使用した電気に対して課する電気税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第六条 新法第五百八十六條第二項第二十六号、第二十八号及び第二十九号の規定は、これらの規定に規定する土地に係る昭和六十三年年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税

及び施行日以後にされるこれらの規定に規定する土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用する。

2 旧法第五百八十六條第二項第二十六号、第二十七号の二、第二十八号及び第二十九号に規定する土地に係る昭和六十二年分までの土地に対して課する特別土地保有税及び施行日前にされるこれらの規定に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 施行日前の旧法附則第三十二條第二項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第八条 新法第七百条の六第三号の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第九条 新法第七百一条の三十四第三項第二十四号(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税(以下この項において「事業に係る事業所税」という。)に関する部分に限る。の)規定は、施行日以後に終了する事業年度の法人の事業及び昭和六十一年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第三項第二十四号(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税(以下この項において「新増設に係る事業所税」という。)に関する部分に限る。の)規定は、施行日以後に行われる新法第七

百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この項において「事業所用家屋」という。の)新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十条 旧法第七百二條第二項の規定は、旧法第三百四十九條の三第三十三項又は第十四項に規定する土地又は家屋に対して課する昭和六十三年度分までの都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十三年度分の都市計画税に限り、旧法第七百二條第二項中「第十三項」とあるのは、「第十三項(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第三條第六項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)」とする。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金(次項において「市町村交付金等」という。))について適用する。

2 第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧交付金法」という。の)の規定は、昭和六十三年度分までの市町村交付金等並びに日本国有鉄道有資産所在市町村納付金及び日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金(以下この条において「市町村納付金等」という。))については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十三年度分の市町村納付金等に限って、旧交付金法附則第十六條から第十八條までの規定の適用については、旧交付金法附則第十六條中「昭和六十一年度」とあるのは「昭和六十三年度」と、旧交付金法附則第十七條中「昭和六十一年三月三十一日」とあるのは「昭和六十三年三月三十一日」とする。

3 昭和六十三年度分までの市町村納付金等で日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定によりその納付義務を負うこととなるものについては、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧交付金法の規定の例により、日本国有鉄道清算事業団が納付する。

4 前二項の場合における旧交付金法第十一條第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二條の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「日本国有鉄道有資産所在市町村納付金、日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」を削る。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の地方財政法第四條の三第一項の規定は、昭和六十四年度以後の年度における同項の規定による一般財源の

額の算定について適用し、昭和六十三年年度までにおける同項の規定による一般財産の額の算定については、なお従前の例による。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第五号中「若しくは国有資産等所在都道府県交付金又は日本国有鉄道有資産所在市町村納付金若しくは日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」又は「又は日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 昭和六十三年度分までの前条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第七條第五号の規定による日本国有鉄道有資産所在市町村納付金又は日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金の金額の端数計算については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)

第十八條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

十九 市町村交付金

一 項の規定により各都道府県の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在の市町村長に通知した固定資産の価格

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第十九條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

2 昭和六十三年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産

在市町村交付金法」に、「第十六條第一項」を「第十四條第一項」に改め、「及び同条第二項の日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。))及び同条第二項の日本国有鉄道有資産所在市町村納付金(以下「市町村納付金」という。))及び及び市町村納付金」を削り、同条第二項中「及び都道府県納付金」を削り、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、「及び市町村納付金」を削り、同条第三項の表道府県項第十六号中「及び都道府県納付金」を削り、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、「及び市町村納付金」を削り、同条第六條に、「第十六條第一項」を「第十四條第一項」に、「第五條の二の規定により市町村に交付される」を「第六條の規定により市町村に交付される」に改め、「及び同法第十六條第二項の規定により当該都道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五條又は第五條の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額」を削り、同表市町村の項第十九号を次のように改める。

等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第十三條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二條の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

(特定多目的ダム法の一部改正)
第二十條 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第三十五條中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十一條の三」を「国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二十條」に改める。
附則第八項中「前項の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

(特定多目的ダム法の一部改正に伴う経過措置)
第二十一條 前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第三十五條の規定は、昭和六十四年度以後の年度における同条に規定する納付金の額の算定について適用する。

2 昭和六十三年度分までの前条の規定による改正前の特定多目的ダム法第三十五條に規定する納付金の額の算定については、同条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)附則第十三條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二條の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

(自治省設置法の一部改正)
第二十二條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第三十九号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金」を「国有資産等所在市町村交付金」に改める。

第三十九號 昭和六十一年九月十二日受理
国鉄の分割 民営化に反対し、民主的再建に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市岩戸四ノ二四ノ

一 鈴木善治 外二百八十九名
紹介議員 市川 正一君

日本国有鉄道再建監理委員会が昭和六十年七月二十六日、中曽根内閣総理大臣に提出した最終答申である国鉄改革に関する意見は、百十三年の歴史をもつ国民の共有財産である日本国有鉄道(以下「国鉄」という)を解体処分して大企業に譲渡する一方、政府・自民党・財界が国鉄を食い物にしてきた結果生じた膨大な長期債務を国民に押し付け、また国鉄労働者の人員整理など、犠牲を国民と労働者に転嫁しようとするものである。国鉄の六地域分割を柱とした分割・民営化案は、国民が期待する国民の利益に奉仕する真の国鉄再建という世界のすう勢に逆行し、国民の利用と、国鉄労働者の労働によつて築きあげてきた全国的統一鉄道路網を分断し、大量輸送機関としての国鉄の公共性を破壊する解体処分は容認できない。国鉄危機の最大の原因は、採算を度外視した巨大な投資を借金を増やしながら実施してきたことにあり、その責任は政府と財界にあることは明らかであるが、答申はこれに触れず、公社形態と全国一元的運営にその原因があるかのように事実を隠し、しかも国鉄とは関係のない、日本鉄道建設公団の不良債務、青函トンネル、本四架橋まで国鉄の赤字・長期債務のように見せ掛け、一括処理で国民に負担させようとするのは不当なものである。国民にとつては、ローカル線切捨てで生活の足は奪われ、分割・民営による高運賃、安全無視、サービス低下、十七兆円の負担など三重四重の犠牲を押し付けられることになる。エネルギー、土地利用の効率性、地域開発、産業、経済、文化、教育の国民的発展、モータリゼーション優先から生まれた交通事故、環境破壊等交通問題の矛盾を解決する立場から、答申による分割・民営化を行わず、国鉄を大量公共輸送機関の根幹に位置づけた真の国鉄再建を要請するものである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国有鉄道再建監理委員会の最終答申である国鉄改革に関する意見に基づく国鉄の公共性破壊、国民の共有財産を解体処分する分割・民営化は行わないこと。

二、地方交通線の切捨ては直ちに中止し、輸送改善を図り、利便の回復・向上を行うこと。

三、貨物輸送の全国ネットワークを復活させ、国民の生活、農業、中小企業のためにきたた中小貨物、荷物輸送の利便を回復すること。

四、国鉄運賃の値上げは中止すること。地方交通線格差運賃はやめ、全国一律運賃とすること。運賃法定制を復活すること。

五、大都市圏の通勤・通学地獄緩和対策を早急に行うこと。

六、国鉄の安全性とサービスを低下させ、国鉄労働者と家族の生活を危機にさらし、雇用不安を増大させる国鉄労働者の人員整理はやめると。

第四〇号 昭和六十一年九月十二日受理
国鉄の分割・民営化に反対し、民主的再建に関する請願

請願者 横浜市金沢区野島町七ノ一五 長谷川良則 外二百八十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第七六号 昭和六十一年九月十八日受理

国鉄を分割・民営化するための関連法案反対に関する請願

請願者 東京都江東区猿江一ノ三ノ一二 日の丸自動車交通労働組合深川第二支部内 大野静夫 外七名

紹介議員 小笠原貞子君

日本国有鉄道(以下国鉄という)を分割・民営化する国鉄改革関連八法案は、第百五回国会で廃案となつた。ところが第百七回国会に再度提出された。我々は、これまでも国鉄の分割・民営化に反

対してきたが、改めて、百十年間続いた国民の共有財産を切り削り、財界に払い下げる国鉄の分割・民営化に反対することを表明する。また、国鉄の分割・民営化は、国鉄労働者十万人を解雇し、通勤通学など生活に欠かすことのできない地方公共線を廃止し、国民に十六兆七千億円(一人当たり十四万円)を負担させ、国鉄の安全性を切り捨てるものであり、認めるわけにはいかない。国鉄の財政再建について問われるべきなのは、歴代政府の行政責任である。今、政府に求められているのは、国民の交通権を保障した総合交通政策に基づいた国民の国鉄を作ることである。ついでに、本要求の趣旨を尊重し、日本国有鉄道再建監理委員会の国鉄改革に関する意見に基づく国鉄を分割・民営化するための関連法の成立に反対するようになされたい。

第八二号 昭和六十一年九月二十二日受理

国鉄改革に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五 二 水田伸三

紹介議員 沢田 一精君

日本国有鉄道経営の再建は、国家・国民的にも最も緊急を要する課題であり、地域住民に密着した鉄道産業として、今後安定した輸送を確保するために、これを適正規模に分割するとともに、民間企業と同様、自由と自主性を持った効率的な経営が必要であると考える。その具体策に関しては、国土の均衡ある発展を図るため、将来にわたる鉄道経営の安定的な基礎を確立するとともに、地域の公共交通体系の確保等について、幅広くかつ慎重な検討が加えられることを、更に、地方の実情、意見等を十分調査し、地域住民の利便性の低下や地方への負担増とならないよう、地域間公平の確保に十分配慮されたい。

第九一号 昭和六十一年九月二十六日受理

国鉄を分割・民営化するための関連法案の反対に

関する請願

請願者 東京都府中市幸町二ノ四九ノ一三 岡和代 外七百二十七名

紹介議員 小笠原貞子君

我々は、百十年間続いた国民の共有財産を切り削り、財界に払い下げる日本国有鉄道(以下国鉄という)の分割・民営化に反対する。また、国鉄の分割・民営化は、国鉄労働者十万人を解雇し、通勤通学に欠かすことのできない地方公共線を廃止し、国民に十六兆七千億円(一人当たり十四万円)を負担させ、国鉄の安全性を切り捨てるものであり、認めるわけにはいかない。分割・民営化の根拠にする国鉄破産も実態のないもので、形だけの国鉄の赤字は、国鉄の資本金を増やし、国鉄から利益をあげ続けた財界が負担すれば、解決することである。ついでに、日本国有鉄道再建監理委員会の国鉄改革に関する意見に基づく国鉄を分割・民営化するための次の関連法案を廃案とされた

一、日本国有鉄道改革法案

二、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案

三、新幹線鉄道保有機構法案

四、日本国有鉄道清算事業団法案

五、鉄道事業法案

六、日本国有鉄道改革法等施行法案

七、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案

八、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

第九二号 昭和六十一年九月二十六日受理

国鉄を分割・民営化するための関連法案反対に関する請願

請願者 東京都中野区中野四ノ八ノ一 宗 尚子 外百七十三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七六号と同じである。